

団体の憲法上の権利享有についての一考察

—アメリカ合衆国における判例の展開を素材として—

木 下 智 史

はじめに

- 第一章 団体の憲法上の権利の生成
- 第二章 連邦憲法修正一四条の権利の団体による享有
- 第三章 団体の連邦憲法上の権利保障の拡大
- 第四章 団体による憲法上の権利享有の根拠と団体の性格による区別
- むすび——合衆国の議論が我が国の議論に示唆するもの

はじめに

本稿は、社会に存在する様々な団体が憲法上規定された諸権利を享有しうるのか、享有しうるとしてどのような権利を、どの程度主張しうるのかという、これまでわが国の憲法学界において「法人の人権享有主体性⁽¹⁾」の問題として長く論じられてきた問題を扱うものである。この問題を今ここで再び考査する意味を明らかにするため、はじめにわが国における議論の状況を整理してみたい。

大日本帝国憲法も日本国憲法も「法人の権利享有主体性」についての明文の規定をおいていない。明治憲法下の學説は、ワイメーレル憲法下において基本権の保障が法人に及ばないとするのが通説であったこともあるてか、一般にこの問題に否定的であつた。⁽⁴⁾しかし日本国憲法下になつてからは肯定説が主流になる。⁽⁵⁾ここにはわが国の憲法学界に強い影響力をもつてきたドイツにおいて、ボン基本法がその一九条三項で「基本権は、その性質上内國法人に適用されうる限り、これにも適用される」と規定する形でこの問題の議論に決着をつけたことが大きく影響したと思われる。この問題に関する最高裁の判例として常に参照される八幡製鐵政治金事件最高裁判決（最大判一九七〇・六・二四民集二四卷六二五頁）の中の「憲法第三章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用される」という一節にも右のボン基本法の条文の影響が強く現れている。

もつとも戦後の憲法学界においても少数ながら否定的見解がなかつたわけではない。観道豊治教授は「法人はもともと個人が基本的個人権を享受する上において必要な法的技術として法律上考え出されたものであつて、個人の基本的個人権としての集会・結社の自由および財産権を保障する上において設けられた制度であり、法人自身が個人同様に基本的個人権の主体であると考へる必要はない」⁽⁶⁾という見解を示している。ここですでに制定法上の制度としての法人制度と憲法上の権利享有の有無との区別が示唆されていること、法人制度の憲法上の基礎として集会・結社の自由と財産権が挙げられている点が注目される。しかし右の否定説に対しても、「高度に組織化された現代社会」において「法人・団体の活動をすべて自然人の行為に還元・分解して捉えようとすることは、やや現実離れしていることは否めず」⁽⁷⁾、「むしろ法人ないし団体それ自体に人権享有の能力を認めるほうが、権利の集團的行使の役割が増大した現代社会の実態に適合し、その要請に応えるゆえんである」⁽⁸⁾との反論が提出されている。

一方、現在「法人の権利享有主体性」を肯定する理由付けとして、「法人の活動は、結局はその効果が自然人に帰

属するものである」⁽⁹⁾ といふものと、「法人が社会において自然人と同じく活動する実体であり、とくに現代社会における重要な構成要素であること」⁽¹⁰⁾ を理由とするものがある。前者があくまでも自然人を起点におき、法人を自然人の権利保護のための法的技術とみている点でこれを法人擬制説的理由付けと呼ぶことができるトすれば、後者は法人の社会的実在性を根拠に人権享有主体性を認める点で法人实在説的理由付けと呼ぶことができるかもしない。法人に関する議論のいわば本家に当たる民法学において、擬制説・否認説・实在説といった区別には実益がないとの主張が今日、有力に主張されていることからみれば、以上の二つの理由付けの違いも相対的なものにすぎないということもできようが、少なくとも憲法学界に限ってみれば、实在説的理由付けのほうが現在有力であるようにみえる。实在説的理由付けを支持する論者は、擬制説的理由付けについて、「資本主義が高度化し巨大な団体（社会的権力）が出現する一方、社会の組織化が進み必ずしも人的基礎と結び付けることが困難な経済団体も生ずるに至った現代においては、はたして適切かどうか、またそれで十分な理由となりうるかどうか、疑わしい」⁽¹¹⁾ とする。そして具体的には、法人格のない団体や財団法人への人権規定の適用も实在説的理由付けによれば可能となる点を重視している。

しかし、右の見解には以下のような疑問がある。まず第一に、法人が社会的に実在する存在であることから仮に私法上の法人格を認めることが私法政策上妥当とされるとしても、そこから直ちに憲法上の権利の享有についての結論が導かれるわけではない。⁽¹²⁾ 第二に、この見解を採る論者が共通して指摘する「高度に組織化された現代社会」⁽¹³⁾ という現状認識が正しいとしても、そこからストレートに「法人の人権享有」を認めなければならないかどうかといふ問題もある。現代社会において、社会的権力とも呼ばれる団体による個人の人権侵害が重要な憲法学の課題となつていていることからすれば、むしろあえて「法人の人権享有」を否定するという選択もありうるようと思われる。

加えて「人権主体として、自然人と法人というものを、論理上同列に置く。論理上同列に置くことによつて、結果的には法人の法的利益といつものを、事実上優先させるというパターンが、わが判例の共通のパターンとして、抽出される」⁽¹⁵⁾とすれば、肯定説の実践上の意義はいつそう疑わしいものとなる。第三に、仮に「法人の人権享有」を否定したり、「法人の人権」を構成員たる個人の権利に根拠づける場合に、どのように「非現実的」な結果が生ずるのかという点についても疑問がある。たとえば、実在説的理由付けを支持する論者によつて指摘されている法人格なき団体や財団法人の場合についても、その社会的実在性に基づかなければその憲法上の権利享有がすべて否定されてしまうということにはならないのではないか。この点とも関わつて、第四に、そもそも「法人の権利享有」⁽¹⁶⁾という形でその性格や結成の目的が様々に異なる団体について、これもまた様々な憲法上の権利の享有を一般的に論じることがはたして可能であり、意味のあることなのかといつ疑問もある。むしろこうした一般的な議論の方は、もともとある特定の団体について必須の権利の享有（例えば、放送会社にとつての報道の自由）を論じつつ、それを抽象的に「法人の人権」という言葉で束ねることによつて、その権利の享有をあらゆる団体一般に許してしまいうという結果をまねいでいるとはいえないだろうか。

本稿の主題は、以上のような疑問に答えるために、いかなる団体が、いかなる場合に、いかなる憲法上の権利をいかに享有し、あるいは享有すべきでないかをより具体的に究明することにある。本稿はそのための手がかりとしてアメリカ合衆国における議論、すなわち、彼の国のいかなる社会的・歴史的背景のもとで、いかなる団体の憲法上の権利が問題とされ、いかなる論理で法的承認を受け、または受けなかつたかを素材にする。ここでアメリカ法を素材とする理由は、いうまでもなく司法審査制が確立してからの歴史の長さとその依つて立つ判例法主義の利点から、この問題をめぐる豊富な事例を参照できること、さらに、それにも関わらず從来のわが国におけるその紹介

は、少なくとも管見に属する限りでは、必ずしも丹念に判例の論理や流れをフォローしているとはいえず、その多くが「かくして合衆国においても法人に人権享有を認めたい」となった」という結論のみを導くものとなつてゐるようと思われるからである。

以下では、まず第一章で、歴史的に法人に連邦憲法上の権利の享有を認める先駆けとなつた一九世紀初頭の契約条項をめぐる連邦最高裁判決の流れを追つた後、第二章では、修正一四条の平等保護・デュープロセスの保護の法人への適用を認めるきゝかけをつくりた一九世紀末の連邦最高裁判決 *Santa Clara County v. Southern Pacific R.R.* (118 U.S. 394 [1886]) をめぐる議論や同判決の背景を検討する。そして第三章では、その後以上の権利以外の連邦憲法上の権利も団体に適用されるに至つた経過を検証し、第四章で、合衆国における団体による憲法上の権利享有の根拠をめぐる今日の議論状況と、最近の連邦最高裁判決の中にみられる一つの傾向、団体の性格によつて憲法上の権利の享有のありかたを区別する方向について考察をくわえてみるといふ。

- (1) この用語法自体、第一に、「自然人」が生まれながらにして持つ権利としての「人権」という言葉の語義上の意味からして形容矛盾のそりを免れないこと、第二に、仮に憲法上の権利享有の有無を制定法上与えられた法人格の有無にからせる趣旨とすれば不当であるし、そうでないとしても私法上の制度としての法人格付与と憲法上の権利の享有という問題を混同させる恐れがあること、という問題をはらんでいるように思われる。したがつて本稿では、法人についてのみ語られてゐることが明確な場合を除き、できる限り「団体による憲法上の権利享有」という、より一般的な用語法を用いるように努めた。ただし、これまでのわが国の議論はもっぱら「法人の人権享有主体性」というタームの下で論じられてきたので、これまでの議論の整理の中ではそのまま用いることとした。

- (2) この問題に関する学説・判例の状況について論じた論稿として、さしあたり、芦部信喜「法人の人権」芦部編・憲法Ⅱ

- 人権 I（有斐閣大学双書）一一五頁以下（一九七八）、山本浩三「法人と人権」新版憲法演習1「改訂版」111六頁（一九八〇）以下、寿田竜輔「法人と人権」奥平＝杉原編・憲法学1三〇頁以下（一九七〇）、佐藤幸治「人権享有の主体」別冊シリリスト続・判例展望六頁以下、川添利幸「人権の享有主体」ショリスト六三三八号二五一頁以下、森英樹「企業献金と憲法・民主主義」法律時報六四卷1一号一八頁以下、拙稿「会社の政治献金」阿部＝初宿編・別冊法学セミナー法学ガイド 憲法II（人権）四四頁以下（一九九一）参照。
- (3) Kommentar zum Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, S. 1237 (1989); Albert Bleckmann, Staatsrecht II-Die Grundrechte, 3 Aufl., S. 98ff (1989).
- (4) 吉田善明・日本国憲法論1四二頁（一九九〇）。
- (5) 芦部信喜「法人の人権——人権の享有主体⁽⁴⁾」法学教室1〇七号六九頁以下、七〇頁。
- (6) 覚道豊治・憲法〔改訂版〕(法律学全書)11〇三頁（一九七九）。
- (7) 浦部＝佐藤＝中村＝樋口編・注釈日本国憲法上巻一九八頁（佐藤幸治執筆）（一九八四）。
- (8) 芦部・前掲注(5)論文七〇頁。
- (9) 宮沢俊義・憲法II「新版」11四五頁（一九七一）（しかし宮沢教授自身は、自説が結果としては法人の人権享有主体性否定説と差がないことを認めてる）。
- (10) 伊藤正巳「会社の基本権」石井照久先生追悼・商事法の諸問題一頁以下、1〇頁（一九七四）。
- (11) 川島武宜・民法総則八七頁以下（一九六五）、林良平・前田達明編・新版 注釈民法第二巻 一頁以下（林良平執筆）（一九九一）参照。
- (12) 芦部・前掲注(5)論文七一頁。
- (13) 横坂健治「法人・外国人と人権」杉原泰雄編・憲法学の基礎概念1一七一頁以下、一八八頁（一九八二）。
- (14) 樋口陽一「社会的権力と人権」基本法学6 権力三四五頁以下（一九八三）参照。

(15) 樋口陽一「『人権総論』への一つの試み——個人・國家・社会——」法学教室111号111頁以下、14頁。

(16) 長谷部恭男「マス・メディアと自由」ヨーリスト九七八号九四頁以下、九五頁、和田進「選挙・政党と自由」同1111頁以下、134—135頁参照。

第一章 団体の憲法上の権利の生成

一 前史 特許説の時代

一八世紀の段階において、コモンロー上、法人 (corporation)⁽¹⁾ は国王の特許状によってのみ設立が許される「國家の創造物」とみなされていた。植民地時代のアメリカにおいても法人設立に関するこうした特許説 (concession theory, grant theory) の考え方方が主流を占めており、そもそも特許状を得た法人の数はいく僅かであった⁽²⁾。この当時、法人設立は個々の法人に関して与えられる一種の政治的特権でもあり、法人は私的な結社というよりは「公的性格」をもつものと考えられていた。法人設立が国家の特許に基づく特権という見方は、二つの帰結を産んだ。一つは法人の本質についてそれを人為的に創設された、それ自体実体を持たない擬制 (fiction) にすぎないという認識であり、もう一つは、特許を与えた国家はいかようにもその特権の内容を定めうるといふことである⁽³⁾。こうした前提に立てば、そもそも法人の憲法上の権利という観念の成り立つ余地はない。特許説は、個々の法人について特別の法人設立特許状が主権者によって発給されるという当時の法人設立手続と適合していただけではなく、国家からその正当性を導き出していることによつて、あらゆる中間団体を否定する近代西洋政治思想にも適合しあるものであった⁽⁴⁾。

合衆国独立後、法人設立のための特許状を与える権限はおもに州議会に委ねられたことになった。当時の法人設

立許可にはほとんどの一定の独占的営業利益が伴つておらず、それゆえ法人格取得にともなう贈収賄など腐敗への恐れから、特許状発給・定款変更にあたつて州議会の三分の一以上の賛成を求める州も多かった。⁽⁸⁾ また、第一・第二合衆国銀行の設立・更新がそれぞれ当時の大きな政治的争点になつたことにも象徴されるように、法人特許状の発給・改訂は、この時代の法人活動の主要な規制手段でありかつ重商主義的経済政策遂行の重要な手段であった。そして当時の裁判所は、法人設立・定款変更についての州議会の裁量を広く認め、かゝる ultra vires の法理を活用して法人の定款を法人活動の限界として厳格に解釈する傾向にあつた。⁽⁹⁾ 連邦最高裁 *Head & Amory v. Providence Insurance Co.* (6 U.S. [2 Cranch] 127 [1804]) において、当該保険会社が「その存在を可能にした法律の創作物にやめたま」(at 167) といふを強調して、その業務のあり方に関する（この事件では社長の署名のない証券の効力）州議会の広い規制権限を認め、法人には法律の定めに従わなければならぬ高度の義務があるとの判断を示していた。こうした法人の公的性格を強調する議論は、法人設立が州議会の許可に基づいていること並んで、当時の法人がおもに道路建設、銀行、病院、保険といった実際に公的性格をもつ事業に携わっていた限りにおいては一定現実に適合する側面を持つていた。⁽¹⁰⁾

一九世紀に入ると各州は、経済成長を通じてイギリスからの産業的独立を進めるため法人設立を比較的容易に認められるようになるが、⁽¹¹⁾ 設立手続としては依然として個々に州議会が特許状を付与するという形態がとられており、特許状記載の定款の解釈も極めて厳格に行われた。⁽¹²⁾ しかしこの当時になって次第に増殖しつつあった製造業関係の法人については、先の公共的諸事業にはあてはまつた州の規制の必要性も疑わしく、なによりも州に広範な規制権限を留保する特許説の考え方は、個人の投資意欲を失わせ、経済成長を妨げるものとみなされるようになつていった。

(1) 以下の叙述では、corporation の語彙として基本的に「法人」をあらわすが、事実関係からより特定的 business cor-

poration ドラスルが明かにした場合「会社」をあつて、また法人格の有無にかかわらず団体一般として憲法上の権利を問題とする場合「団体」という用語を用いる。

- (c) See 1 WILLIAM BLACKSTONE, COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND Chap. 18, at 472-73 (T.M. Cooley ed. 3rd ed. 1884); JAMES W. HURST, LAW AND THE CONDITIONS OF FREEDOM IN THE NINETEENTH-CENTURY UNITED STATES 15 (1956) (叛人は「幅広い政策を通じた政治上の大いに特權の異例な承認」をもつて、それが事象」である)。なお英米法上の法人については、林良平・前田透明編・新版注釈民法 第11卷 六一頁以下(木南敦執筆) (一九九一) 参照。

(3) 独立しては邦議会による特許状が与えられたのは僅かに七十五年後、一八世紀半ばの法人の数は二千五百である(LAWRENCE M. FRIEDMAN, A HISTORY OF AMERICAN LAW 188-89 [2nd ed. 1985])。

- (4) See James J. Robbins, *The Private Corporation: Its Constitutional Genesis*, 28 GEO. L. J. 165, 166-70 (1939); KERMIT L. HALL, THE MAGIC MIRROR: LAW IN AMERICAN HISTORY 111 (1989). 当時の州裁判所の一裁判官は「ただ金と私財を豊富のためと認められた法人へこの種の懸念やうのは困難だらう」と述べた(Judge Locke in *Trustees of the University of North Carolina v. Foy*, 5 N.C. [1 Murphy] 58, 88 [1895])。
- (5) See Gregory A. Mark, *The Personification of the Business Corporation in American Law*, 54 U. CHI. L. REV. 1441, 1447-48 (1987). もともと法人実在説に立つ Machen は「法人は『國家による創造』やおなじ同時に擬制されたものであるべきだ」と述べる。法人が『創作』されたのではなくそれは現実のものであり、法律上の想像力を働かせなければ存在しないからこそ、たとえば擬制的ためのやはれあつた」 と主張する (Arthur W. Machen, Jr., *Corporate Personality*, 24 HARV. L. REV. 253, 257 [1911])。
- (6) G. Mark, *supra* note (5), at 1452.
- (7) 聯合憲章のトドミー、連邦政府には法人格付与の権限はなかった事が示す。実際 Madison は、制憲会議で連邦に

より法人格付与権限を規定する条項を連邦憲法に導入し、これが失敗した。ただし、その後、連邦政府の憲法明文上の権限行使「恣意の立法」(無制約の権限の) 10th Amendment が認められた (McCulloch v. Maryland, 17 U.S. [4 Wheat.] 316, 421-22 [1819])^o. See H.G. HENN & J.R. ALEXANDER, LAWS OF CORPORATIONS AND OTHER BUSINESS ENTERPRISES § 12 at 24-25 (1983).

(∞) L. FRIEDMAN, *supra* note(3), at 196. See e.g., N.Y. CONST. of 1821, art. VII, sec. 2; Del. CONST. of 1831, art. II, sec. 17.

(σ) See generally BRAY HAMMOND, BANKS AND POLITICS IN AMERICA: FROM THE REVOLUTION TO THE CIVIL WAR (1957).

(Ω) HERBERT HOVENKAMP, ENTERPRISE AND AMERICAN LAW 1836-1937, at 125 (1991); G. Mark, *supra* note(5), at 1450. なおトマス・クラークは、「ultra vires の原則」(超越権の原則) の目的的の範囲——英米法における能力外行為の理論 (doctrine of ultra vires)——」名城法学論集[1] p. 147頁以下、竹内昭夫「会社法における Ultra Vires の原則」p. 18-19頁に参照。

(□) See R. Kent Newmyer, *Justice Joseph Story's Doctrine of "Public and Private Corporations" and the Rise of the American Business Corporation*, 25 DE PAUL L. REV. 825, 827 (1976).

(△) 1809年以降、法人形態の利用が急激に増大したのは1810-11年の田園整理法、1812年の通商貿易法、1816年-1817年製品の輸入制限による通商保護法による。See OSCAR HANDLIN & MARY F. HANDLIN, COMMONWEALTH: A STUDY OF GOVERNMENT IN THE AMERICAN ECONOMY 1774-1861, at 106-33 (rev. ed. 1969); EDWIN M. DODD, AMERICAN BUSINESS CORPORATIONS UNTIL 1860 WITH SPECIAL REFERENCE TO MASSACHUSETTS 367-68 (1954).

(○) See Henry N. Butler, *Nineteenth-Century Jurisdictional Competition in the Granting of Corporate Privileges*,

二 契約条項による法人の保護

一九世紀に入ると州による法人設立許可を単なる特権ではなく、州と法人設立者との間の一一種の契約とみる考え方方が生まれるようになつた。州による法人設立許可行行為を一種の契約とみることができるとするべく、連邦憲法一条一〇節一項に「州は契約上の債権債務関係を侵害するような法律を制定する」とが禁止される」となり、法人は州による恣意的な設立許可の取消・改訂から保護されることとなる。

早い例としては、マサチューセッツ州最高裁が、法人格付与にあたつて州議会にあらかじめ権限が留保されていない限り、法人に法的に付与された権利は後の制定法によってコントロールされたり、破壊されたりすることはない、と述べていた⁽¹⁾。しかし、もともと州議会による債務者保護立法から債権者の利益を保護するために設けられた連邦憲法一条一〇節の契約条項を州による法人設立許可行行為に適用するためには、いくつかのステップが必要であった。

連邦最高裁は、一八一〇年の *Fletcher v. Peck* (10 U.S. [6 Cranch] 87 [1810])において、ジョージア州議会がいつたん私人に売却した土地にうつし、たゞえ当該売却に大規模な贈収賄という「不当な影響力」が行使されたとしても、それを理由に州議会が当該売却を後に取り消すことは許されないとした。その理由として連邦最高裁は、州による私人への土地売却も契約にほかならず、それを一方的に州が取り消すことは「我々の自由な諸制度に共通する一般原則なしし合衆国憲法の条項によつて」禁止されるとしていた(at 139)。ところがはじめて、それまで州による賦与(grant)とみなされていた土地の払い下げが「契約」にあたり、州と私人との間の取引も連邦

憲法の契約条項の制約を受けるわれた。あるいは一八一五年の *Terrett v. Taylor* (13 U.S. [9 Cranch] 43 [1815]) では、プロテスタント聖公会が議会の承認によって植民地時代から保有しておいた土地を剥奪するヴァージニア州法について、「議会による承認は破棄されぬところ法理は、……共和政体の偉大で基本的な原則である、合法的に取得した財産を自由に享受しうる市民の権利と全く相反す」(at 52) と述べた。いりでは特定の連邦憲法の条文が参照されたわけではなかつたが、「公益目的のためのみに存在し」議会のコントロールに服する公的法人と、私的法人との区別という考え方方が登場し、前者については起業者の同意あるいは義務の懈怠 (default) なしに議会が設立許可を取り消すことはあらわれた。

そして一八一九年の *Dartmouth College v. Woodward* (17 U.S. [4 Wheat.] 518 [1819]) において、連邦最高裁判は、イギリス国王の勅許により設立された Dartmouth College の理事会構成その他の運営機構を定めた法人設立特許状を変更するニューハンプシャー州法が連邦憲法の契約条項に違反すると判示した。Marshall 長官の法廷意見は、連邦憲法の契約条項にいら「契約」とは「財産その他の有価物にかかる」ものを指し、同条項は州が civil institutions を規制する権限を制約するものではないとする。したがつて、もゝ Dartmouth College という法人の設立行為自体が政治的権限の承認であつたり、政府の行政の執行のために用ひられる civil institutions の創設にかかるものであるとすれば、州議会は連邦憲法の制約を受けない」とになる。他方 Dartmouth College が私的法人であれば、その設立許可行為は連邦憲法で保護された契約であつて、州議会がそれを同意なく変更するとは連邦憲法により禁じられることになる。Marshall 長官は、大学の基金が私人による寄付から成り立つてゐること、設立者が私人であるかの同大学を慈善目的の (eleemosynary) 私的法人であると判示した (at 631-35)。次に Marshall 長官は、「civil institutions への性格は、その法人格付与からの生まれるゆので

はない、当該法人が形成された態様、それが創設された目的から生み出され^る」(at 638) と述べて、法人格付与といふ行為のみによつて当該法人が政治的権限をえたり、政治的性格をもつた^{いわゆる}のではないとする。いうして Marshall 嘉宣は、Dartmouth College へよう法人設立行為が「寄付者・理事会・国王（リヨーハンプシャー州がその権利義務を継承した）を原当事者とする契約である」と結論⁽³⁾した(at 643-44)。

Dartmouth College 判決における私的法人の存在の承認は、法人格付与行為をすべて政治的特権の付与ないし公権力の一部の委任と見る特許説の考え方からの明確な離脱を意味していた。また同判決は、法人設立行為を州と法人との一種の契約と見る考え方を公式に明らかにしたという点で画期的な意味をもつ⁽⁴⁾。これによつて法人の存在が恣意的な州議会の干渉によつて脅かされることに対する憲法上の歯止めがかかることとなり、資本の企業への流入を容易にするとともに、経済成長にとっての法人といふ形態の有用性をより確かなものとした⁽⁵⁾。

合衆国の資本主義の発達にとっての Dartmouth College 事件の意義をより明瞭に理解していたのは Story 判事であった⁽⁶⁾。Story 判事はその長文の同意意見の中で、法廷意見の中で示唆された公的法人／私的法人の二分論を一層明確化した。Story 判事によれば、公的法人には市・町・郡・教区 (Parishes) などがあり、政府によつて公的な目的のために設立されたものであり、政府がそれを規制監督する権限をもつが、私人によつて設立された法人は政府による特許状の下にあっても私的法人であり、特許状記載の定款変更は、政府（国王）といえども法人の同意なしには（そうした権限があらかじめ議会に留保されていない限り）、許されないとされる(at 668-75)。Story 判事は法人をその機能によつて公的／私的に分類するという、その適用に曖昧さのある方法を避け、その設立 (foundation) のあり方によつて判断されるべきとする方法をとつた。したがつて Story 判事同意意見の解釈を通じて、Dartmouth College 事件の判断が単に大学などの慈善的法人にとどまらず、銀行・保険業を営む法人企

業一般に拡大適用されるべきが問題となつた。⁽⁷⁾ また、法人の性格からすれば「公的」色彩の強い大学にてして私的法人との分類がなされたるべき、その後當利目的の法人に対して契約条項による保護を適用する道を容易にした。やがて連邦最高裁は、Providence Bank v. Billings (29 U.S. [4 Pet.] 514, 560 [1830]) において Dartmouth College 平決の法理が當利法人（の事件では銀行）にも適用されるべきと明確にし、Planters' Bank v. Sharp (47 U.S. [6 How.] 301 [1848]) において、契約条項に基づいて當利法人（銀行）にかかる州議会の立法をばらぬで違憲と判断した。

(一) See Wales v. Steson, 2 Mass. 143, 146 (1806). See also, e.g., Waring v. Catouba Corp., 2 S.C.L. (2 Bay) 109 (1797); Commonwealth v. St. Patrick Benevolent Society, 2 Binn. 441 (Pa. 1810); State ex rel. Kilbourne v. Tudor, 5 Day 329 (Conn. 1812).

(二) See G.R. STONE, L.M. SEIDMAN, C.R. SUNSTEIN & M.V. TUSHNET, CONSTITUTIONAL LAW 1548-49 (2nd ed. 1991); BENJAMIN F. WRIGHT, THE CONTRACT CLAUSE OF THE CONSTITUTION 3-15 (1938). Marshall Court の契約事項の解釈は、James L. Kainen, *Nineteenth Century Interpretations of the Federal Contract Clause: The Transformation from Vested to Substantive Rights Against the State* (31 BUFFALO L. REV. 381, 383-87 [1982]) 参照。また契約条項及ぶそれと關する連邦最高裁判決は、田中英夫・久保一・ロヤルナード一八八頁（一九八七）参照。

(三) しかしながらなお法人設立を契約条項によって契約のみには困難があつたらしい。それは大学の設立額である資金・土地の寄付者と主な受益者である学生は大学の財産について発言権をもたず、法人理事会のみが特許状記載の定款変更について発言権をもつべきのだと、通常の契約の形態、少なくとも契約条項が念頭においていた債権・債務者関係とは大きく異なるからである。いまだに Marshall 長官は、法人はその永続性に特質があり、法人そのものが寄付された財産の主体

したが、その当事者からそれが代表する権利はないとされたり、契約や規則によるものでは認められないので、それを契約条項の保障から除外されれば理由はない（at 641-43）。

(☞) See R.N. Denham, Jr., *An Historical Development of the Contract Theory in the Dartmouth College Case*, 7 MICH. L. REV. 201 (1999); Charles Doe, *A New View of the Dartmouth College Case*, 6 HARV. L. REV. 161, 213 (1892); Hill, *The Dartmouth College Case*, 8 AM. L. REV. 189 (1874); Hugh E. Wills, *The Dartmouth College Case—Then and Now*, 19 ST. LOUIS L. REV. 183 (1934). See also HENRY J. FRIENDLY, THE DARTMOUTH COLLEGE CASE AND THE PUBLIC-PRIVATE PENUMBRA (1968).

(☞) See R. Kent Newmyer, *Justice Joseph Story's Doctrine of "Public and Private Corporations" and the Rise of the American Business Corporation*, 25 DE PAUL L. REV. 825, 828 (1976); Hugh E. Wills, *supra* note (4), at 185-86; Charles W. McCurdy, *Justice Field and the Jurisprudence of Government-Business Relations: Some Parameters of Laissez-Faire Constitutionalism, 1863-1897*, in AMERICAN LAW AND THE CONSTITUTIONAL ORDER: HISTORICAL PERSPECTIVES 246, 255 (L.M. Friedman & H.N. Scheiber ed. 1978).

(☞) See R. Kent Newmyer, *supra* note (5), at 835-36; MORTON J. HORWITZ, THE TRANSFORMATION OF AMERICAN LAW 1780-1860, at 112-13 (1977). たゞ Dartmouth College 事件はアーヴィング大判決代理人 Daniel Webster と Story 幕事の親密な医師との間で、R. Kent Newmyer, *Daniel Webster as Tocqueville's Lawyer: The "Dartmouth College" Case Again* (11 AM. J. LEGAL HIST. 127 [1967]) の通り。

(☞) 実際、Story 幕事は後に Allen v. McKean (1 F. Cas. 489 [C.C.D. Me. 1833]) の原告を説得した。

(☞) 18世紀後半の州最高裁判所 Dartmouth College が承認の権限による州議会の「公的法人」であるとしての認識は、Dartmouth College v. Woodward [1 N.H. 111, 1817] で認められた。この州裁判所の判決の母体である moneyed corporation と town & society はともに公的法人として、裁判所の判断を尊重する

める法人規則の合法性を支持した判決があつた (see e. g., *State ex rel. Kilbourn v. Tudor*, 5 Day 329, 334-35 [Conn. 1812])。

(9) ただし、州による銀行への課税が契約条項違反になるとの主張は認められなかつた (29 U.S. at 564-65)。

三 契約条項による保護の限界

①自由競争の時代

前節でみたように、一九世紀の半ばまでは當利法人の經濟的利益は連邦憲法の契約条項のもとで主張されていたが、やがて當利法人側にといひの保障は必ずしも十分なものとはいへなくなつていた⁽¹⁾。

その理由の第一は、契約条項自体のものが限界からくるものである。契約条項が禁止するのは法律を当該法律制定以前に締結された契約に溯及的に適用しようとする場合に限られる、すなわち契約締結時に存在した法律を適用して契約を変更しても契約条項違反とはされないとの原則が、すでに一九世紀のはじめの段階で確立していた (Ogden v. Saunders, 25 U.S. (12 Wheat.) 213 [1827]⁽²⁾)。こうした見方を前提にして、一八〇六年にマサチューセッツ州議会が、事前に通告だけをすれば「時に応じて」法人特許状を修正撤回であるとの法律を制定したように、法人設立特許状の撤回・変更についての権限を一般的に州議会に留保する規定が制定法あるいは州憲法修正の形をとつて置かれるようになつた⁽³⁾。そして連邦最高裁も、当該法律の制定後に設立された法人について適用される限り、そうちした一般的留保も合憲とした⁽⁴⁾。したがつて法理論上は画期的な意義を持つ Dartmouth College 判決もその実際の効果はそれほど大きなものではなかつた⁽⁵⁾。

また第一に、Dartmouth College 判決に示された契約条項の解釈は州による法人格付与時の特許状に記載され

た活動条件を固定化する傾向をもち、法人の活動の発展にむけたの桎梏となつた。事実この時期の連邦最高裁は特許状に記載された法人の事業目的によつて法人の活動の範囲を限定する *ultra vires* の法理を厳格に適用した。ノーリーには Marshall Court が、法人設立を国家による特権付与とする見方からは脱却したものの、法人の本質にむかへては依然として法人を人為的に作り出された擬制的存在とみていたことも反映していたようと思われる。⁽⁷⁾

第三回、Marshall Court から Taney Court への移行に伴う連邦最高裁による契約条項の解釈の変化があげられる。シャクソニアン・デモクラシーの影響を強く受けた Taney Court は、Marshall Court 時代とは異なり、法人の特権的地位の保護については制限的に解する姿勢を示した。すなはち「既得権論」のもとで、法人に与えられた独占的利益の制約をも契約内容への直接・間接の侵害として契約条項違反とした Marshall Court に対し、Taney Court は競争を通じて経済成長をはかるべく州の権限を重視する傾向にあつた。例えば、West River Bridge Co. v. Dix (47 U.S. [6 How.] 507 [1848]) やは、特許状で 100 年間にわたり法人に与えられた橋の運用権が、州の取用権限 (eminent domain power) によって取用やめられたり、Richmond, Fredericksburg & Potomac R.R. v. Louisa R.R. (54 U.S. [13 How.] 71 [1851]) やは、特許状の明文で鉄道業者に一定区間の旅客運送についての独占権を認めていても、競合業者が同一区間や貨物運送を行つたり、区間内的一部について営業を行はんとするもで排除でやめられたりされた。更に Fanning v. Gregoire (57 U.S. [16 How.] 524 [1853]) やは、州による特許状が独占的なノーリーの運航権を認めるにふれにもかかわらず、州議会は後に競合業者の参入を認めぬといふがやめるとかれたり、Bridge Proprietors v. Hoboken Co. (68 U.S. [1 Wall.] 116 [1863]) やは、有料道路会社が特許状で排他的な橋梁使用権を認められていても、鉄道会社がそれに平行する鉄橋を建設することを妨げないとやれた。

以上述べたことは、決して当時の連邦最高裁が法人の権利保護に敵対的であったということを意味するわけではなく、全体としてみれば裁判所は法人の財産権保護に好意的であった。⁽⁹⁾ しかしどのように法人のどのような利益をどのように保護するのかについて、Marshall Court より Taney Court では明らかにそのアプローチに違いがあつた。すなわち、その保護の対象がかつての少数の特權的起業家の独占的利益から、技術革新を背景とした新興起業家の利益に移ったこと⁽¹⁰⁾ である。このような状況変化の前で、かつて法人の法的地位を州議会の干渉から守る役割をはたした Dartmouth College 判決が、いまや古い独占的・特權的利益を擁護するための法理論としてだけの意味しかもたないものとなり、技術革新と自由競争を通じてさらなる経済発展をはかるという立場からは、逆に桎梏としてさえ映るようになつた。⁽¹¹⁾

また以上のような変化のもう一つの背景として、この時期の法人のありがたが独立革命直後から一八世紀はじめの時期とは大きく変化していたことを指摘する必要がある。南北戦争後の急激な経済成長は、法人とりわけ会社の爆発的増加をもたらした。それとともに、州議会による個別的な法人格付与手続が煩雑で実状に合わないこと、この手続が一部の会社の経済的特権と政治腐敗の原因とされジャクソン・デモクラシーの中で非難的となつたこと⁽¹²⁾、経済活動の全国化とともにある州で法人格を付与された企業が他州でも活動することが多くなり、各州は競つて企業を誘致し、その企業活動から税金その他の手数料を徴収しようとしたことなどがあいまつて、一八四〇年代から五〇年代にかけて各州で一般法人格付与法 (general incorporation laws) が制定されるようになつた。⁽¹³⁾ これによつて議会が個別に法人格を付与するところではなくなり、法人についての特許説は最終的に現実的根拠を失うことになつた。この時代には事実の問題として法人はもはや特別の保護を必要とする貴少な存在とはいえないくなつていたのである。

② 州のポリスパワーによる規制

一般法人格付与法の制定以降、州は法人設立特許状に記載された定款によって法人の活動を制限するのではなく、州に認められたポリス・パワーに基づいた一般的な規制という形で法人の活動を規制するようになつた。しかし当初は州議会内部でもレッセ・フェール的経済政策が有力で、一連の革新主義的立法による規制が行われるまで、大部分の営利法人の活動は州議会の正当な規制権限の外にあると考えられていて⁽¹⁴⁾いた。

一九世紀の末になると、経済成長の陰で拡大した貧富の差、周期的に襲う経済不況への対処として労働者・農民による社会改革を求める運動が高揚する。とりわけ鉄道・倉庫料金の負担に悩む農民達の運動であるグレインジャーモン運動は、鉄道会社とその經營する倉庫業の独占的運賃・使用料設定への規制を一つの柱として掲げ、いくつかの州でこうした規制立法を実現していく。同時に、こうした州法に対して会社側がその合憲性を裁判所で争うという事件が多発することとなる。これらの事件ではそれ以前の法人特許状の取消・変更や競合業者の参入認可とは異なる形での法人の経済的利益の侵害が問題となっていた。⁽¹⁵⁾そしてその中で会社側はもはや契約条項による保護に依拠することはできないことを認識し、その他の憲法上の保護のあり方を探ることとなる。

一八七〇年代から八〇年代を通じて、連邦最高裁は州のポリスパワーに基づく経済活動の規制を基本的に尊重する姿勢を示した。グレインジャーモン運動の成果としての鉄道・倉庫料金規制の合憲性は、Granger Cases と呼ばれる一連の事件の中で確認された。⁽¹⁶⁾そこでは鉄道運賃・倉庫使用料のような公共料金についての州議会の判断は、立法裁量の問題であり、司法審査の対象とはならないとされた。こうした州のポリスパワーへの敬讓は、Dartmouth College 判決が確立した契約条項による法人の権利保護のありかたを事实上掘り崩すこととも意味した。例えば、Northwestern Fertilizing Co. v. Hyde Park (97 U.S. 659 [1878]) やは、州が会社に五〇年間化学肥料を

製鉄やねいしを認める特許状を交付したにむかかねいや、工場が操業を始めた後に建設された住宅への「公的不法妨害 (public nuisance)」を理由に、操業停止を命じてあるふれられたり、Ruggles v. Illinois (108 U.S. 526 [1883]) では、鉄道会社が自ら料金その他についての規則を制定する権限を特許状で与えられたにむかかねいし。⁴⁴ その後の州議会による料金設定には従ねばならぬことやめた。同様に、Railroad Commission Cases

(Stone v Farmers' Trust Co., 116 U.S. 307 [1886]; Stone v. Illinois Central R.R. Co., 116 U.S. 347 [1886]; Stone v. New Orleans & Northeastern R.R. Co., 116 U.S. 352 [1886]) では、鉄道会社が料金を自ら設定できる権能を特許状の明文で与えられていたにもかかねいや、州の委員会が料金を決定でもされた。連邦最高裁は、特許状は暗黙の内に料金が合理的なものであることを要求しているが、誰が合理的かどうかを決定するかについては何も語っておらず、事実上州の委員会が設定した料金を鉄道会社が受け入れるだけであっても契約条項に違反するものではないとした。⁴⁵ 結局これらの事件は、変化する状況に合わせてたびたび変更を迫られる料金設定のような形での法人の規制に対する特許状交付当時の状況を固定化する契約条項による保障は適さないことが明らかにした。

(1) B. Wright は「契約条項のやらいの、最大の、そして最も重要な諸判決は法人活動の規制に関するものであった」と述べてゐる (BENJAMIN F. WRIGHT, THE CONTRACT CLAUSE OF THE CONSTITUTION 127 [1937])。

(2) また、同条項には契約上の債権債務関係のみを保護し、議会はその「救済」まつぶやは変更しないよう限界もあつた (Sturges v. Crowninshield, 17 U.S. [4 Wheat.] 122 [1819])。

(3) See HERBERT HOVENKAMP, ENTERPRISE AND AMERICAN LAW 1836-1937, at 27 (1991).

(4) Dartmouth College 事件の Story 判事の意見もそつた確保を試みたが、結果失败 (17 U.S. [4 Wheat.] 518,

712 [1819])^o. See *Shields v. Ohio*, 95 U.S. 319 (1877); *Peik v. Chicago & Northwestern Ry. Co.*, 94 U.S. 164 (1877); *Greenwood v. Union Freight Co.*, 105 U.S. 13 (1881); *Spring Valley Water Works v. Schottler*, 110 U.S. 347 (1884). 例えども、アーヴィング・リトルがダートマス・カレッジ訴訟の反対から、その後憲法議会が開かれた際、議会は法人特許状の改訂・廃棄を行ふ権限を認めた憲法改定がなされた（see LOUIS HARTZ, *ECONOMIC POLICY AND DEMOCRATIC THOUGHT: PENNSYLVANIA, 1776-1860*, at 248-53 [1968])^o.

(12) See LAWRENCE M. FRIEDMAN, *A HISTORY OF AMERICAN LAW* 197-98 (2nd ed. 1985). See also LEONARD W. LEVY, *THE LAW OF THE COMMONWEALTH AND CHIEF JUSTICE SHAW* 266-81 (1957).

(13) See Clyde L. Colson, *The Doctrine of Ultra Vires in the United States Supreme Court Decisions* I, 42 W. VA. L.Q. 179, 184-89 (1939); Herbert Hovenkamp, *The Classical Corporation in American Legal Thought*, 76 GEO. L. J. 1593, 1662 (1988).

(14) Morton J. Horwitz, Santa Clara *Revisited: The Development of Corporate Theory*, 88 W. VA. L. REV. 173, 187 (1985).

(15) See Charles River Bridge v. Warren Bridge, 36 U.S. (11 Pet.) 420 (1837); *West River Bridge Co. v. Dix*, 47 U.S. (6 How.) 507 (1848); *Fanning v. Gregoire*, 41 U.S. (16 How.) 524 (1853). 田中英夫・黒川一郎著「1840-1860の司法と政治」(1987)参照。

(16) 黑澤・Taney Court が憲法保護のうえに立場を取った Marshall Court の立場を支持する (H. HOVENKAMP, *supra* note (3), at 20)^o.

(17) See MORTON J. HORWITZ, *THE TRANSFORMATION OF AMERICAN LAW 1780-1860*, at 110-11 (1977); JENNIFER NEDELSKY, *PRIVATE PROPERTY AND THE LIMITS OF AMERICAN CONSTITUTIONALISM: THE MADISONIAN FRAMEWORK AND ITS LEGACY* 225-26 (1990). See also Note, *The Corporation and the Constitution: Economic Due Process*

and Corporate Speech, 90 YALE L.J. 1833, 1844 (1981) ([*Taney Court* が] 個人の財産権を保護するためには連邦憲法を活用したが、独占的特権と結びついた財産権の保護には消極的だた)。H. Hovenkamp は、個人の契約は聖域として保護するが、国家による独占的利益の保護には消極的だ、この時期の契約条項の解釈に示された経済政策を「古典主義」と呼び、この時期の経済上・法理論上の発展として以下の点を指摘する。①国家の既得権の承認が経済成長に不可欠と考えられた重商主義的経済モデルから、国家はほとんど何も関与しないが、合法的事業のなかで自由に取引・契約する権利は保護するという古典的経済体制への展開。②近代的会社の台頭と法人と他の事業組織の形態を区別していった法原理の崩壊。^③ 法人を事業に従事する自然人と同様の「人」として概念構成する動き (H. HOVENKAMP, *supra* note (3), at 18-19)。

(11) F. Wharton が、一八八四年には Dartmouth College 判決を先例としての価値をもたないものと考えるべきであると主張した (FRANCIS WHARTON, *COMMENTARIES ON LAW* § 483 at 554, 556 [1884])。また C. Tiedeman がほぼ同時期で、Dartmouth College 判決が保護すべき独占的利益は、市民の職業を遂行する権利（彼はこれを連邦憲法が不文で保護すべき権利と主張す）を掘り崩すものと批判した (CHRISTOPHER TIEDEMAN, *THE UNWRITTEN CONSTITUTION OF THE UNITED STATES* 54-66 [1890])。おたのの時期の代表的憲法学者の T. Cooley が、州が契約によりボリバローの行使を放棄するとはできないとし、例えば法人に対する課税免除といった特權の付与が、当該法人かの州が何らかの利益を受けるところへ引換えでなければ、拘束力をもわえないとす (THOMAS M. COOLEY, *A TREATISE ON THE CONSTITUTIONAL LIMITATIONS WHICH REST UPON THE LEGISLATIVE POWER OF THE STATES OF THE AMERICAN UNION* 279-84 [1868, republished 1972])。

(12) G. White が、南北戦争以前の法人と州との密接な関係を形成したものの、州による補助、法人特許状による営業権、州とのペーレナーシップをおあげ (G. EDWARD WHITE, *PATTERN OF AMERICAN LEGAL THOUGHTS* 38 [1978])。なお、この時期、州による法人への補助 (subsidy) の既存企業の特権を擁護するものとして批判され、連邦最高裁も税金は「公共目的」のために用いられなければならないとの理論の下で、いくつかの企業への補助金支出を禁止した。See

e.g., *Citizens' Savings & Loan Association v. Topeka*, 87 U.S. (20 Wall.) 655, 659-60, 663 (1875).

(22) See Henry N. Butler, *Nineteenth-Century Jurisdictional Competition in the Granting of Corporate Privileges*,

14 J. LEG. STUD. 129 (1985).

(23) See Gregory A. Mark, *The Personification of the Business Corporation in American Law*, 54 U. CHI. L.

REV. 1441, 1455 (1987).

(24) See H. HOVENKAMP, *supra* note (3), at 128.

(25) See *Munn v. Illinois*, 94 U.S. 113, 146-49 (1877); *Chicago, Burlington & Quincy R.R. Co. v. Cutts*, 94 U.S. 155 (1876); *Peik v. Chicago & Northwestern Ry. Co.*, 94 U.S. 164 (1876); *Chicago, Milwaukee & St. Paul R.R. Co. v. Ackley*, 94 U.S. 179 (1876); *Winona & St. Peter R.R. Co. v. Blake*, 94 U.S. 180 (1876); *Stone v. Wisconsin*, 94 U.S. 181 (1876). ここで Munn 事件の外が、Munn 事件以外が、「やがて法人格を持った鉄道会社が原告になった」。Miller 幹事は後で、Grenger Cases の中で、Munn 事件についてのみ詳細な意見が書かれたのだ、「元によく法人格付与行為によって権利などを契約上の主張を避けたたる」であつたことを認めよう (Wabash, St. Louis & Pacific Ry. Co. v. Illinois, 118 U.S. 557, 569 [1886])。したがつての当時はまだ州が法人格付与行為によって起業家の統結した契約に拘束され、州が定款を一方的に変更する権限には限界があるとの発想が力をもつたと考えられる。Cf. Chicago, Burlington & Quincy R.R. Co. v. Cutts, 94 U.S. 155, 161-62 (1876) (法人へ個人とて異なつた取扱いをする必要がないことを強調)。1860 年代状況を指して H. Graham が「この時期の連邦最高裁は基本的には、これまでの伝統的な法人の財産権への配慮と州のヨリババードの敬讓との板挟みにならんだ」 と言ふ (Howard J. Graham, *An Innocent Abroad: The Constitutional Corporate "Person"*, 2 U.C.L.A.L. REV. 155, 178 [1955])。

団体の憲法上の権利享有についての一考察 (木下)

(26) H. HOVENKAMP は、回事件より、「特許状を法人に特權を付すやうの規約」がまだ「重商主義理論の死を意味する」。

Dartmouth College Case, 30 AM. L. REV. 321 (1896).

四 法人の本質と連邦憲法上の「市民」

契約条項と並んで、法人の經濟的利益主張のための手段として早くから用いられたのは、州が他州の市民を不利に扱うことを禁止した連邦憲法四条二節一項の「特権免除条項」であった。産業の發展にともない、企業は次第に州境を越えて営業活動を行うようになる。交通・通信網の發達はそれに拍車をかけた。すでに一九世紀初頭からいくつかの州は州内の企業、特に銀行・保険会社の独占的営業利益を保護するため州外法人の業務の制限・営業許可にあたっての供託金・特別課税などの差別的措置を行った。これに対しても各地でそうした措置は「合衆国市民としての特権または免除」の享有を他州の市民について差別的に妨げるものと主張する訴訟が提起された。しかし、連邦最高裁は *Bank of Augusta v. Earle* (38 U.S. [13 Pet.] 519 [1839])において、別の州で法人格を得た法人（い）の事件では銀行)が取得した為替手形の効力について、基本的に当該州の法律がいかに州外法人の権利能力を認めるかについての政策にかかってしむとした(at 589)。Taney長官は、法人が「州によって創設された擬制的存在であり、その主権の外では存在しない」と強調し、法人の権利をそれを構成する個々の株主の権利として構成する主張を退けた(at 586-87)。そして続く *Paul v. Virginia* (75 U.S. [8 Wall.] 168 [1868]) では、連邦最高裁はより明確に連邦憲法四条二節一項における「市民」に法人は含まれないと判示した(at 178)。Field判事はその法廷意見において、その理由を以下のようして説明した。「各州の市民がそれぞれの州で享受する特権・免除とは、当該州内でその市民であることによって憲法及び法律上享有できるものであつて、ある州によって特別に認められている特権はこの条項によつて他州で保障されるものではない。……法人の存在の承認とは、起業者に

対して一定の目的のために単独の人格として行動することを認め、かつ個人責任の追求を免除するという特別な特権の承認である。したがって法人は州法の創造物であり、その法的存在は当該州の主権の外では本来認められないものであり、……州は他州の法人を完全に排除しようと、その事業を一定の地域に制限しようと、公益を推進するために州民との契約について保障金を要求しようと、すべてその州の裁量に委ねられている。他方、もし連邦憲法がこうしたある州によって特別に与えられた特権までを他の州においても保障しているとすれば、各州の立法府の独立と各州の調和にとって全く破壊的な、管轄外での効力を認めることとなる。……そして、もし法人の機能が他の州でも無制限に行使されるようになれば、その州の重要な産業が、様々な有利な地位を手にいれたそれらの法人の手に落ちるのは容易にわかる。実際、各州の基幹産業が他州で創設された法人によって支配されることになつてしまふだろう」(at 180-82)。ここで注目されるのは連邦最高裁が法人を州によって創設された特権の一種として見る見方に立ち返ったかのように見えることである。Field 判事は、もし法人を個人の単なる集合と見ると、共同経営(partnership)と同じことになり、株主は法人の負債について無限責任を負うことになつてしまふこと、法人が一方で市民と同様の特権を享受しながら、市民が享受しない無限責任の免除という特権をもつとするのは特権免除条項の趣旨に反するとして合理化しようとした(at 179)。これに対しては各州とも自州内の法人には有限責任制度を認めているわけだから、こうした議論の説得力は疑問であるし、州外者に対する差別的な措置で被る經濟的損害は個人と法人とで違うように思われないと批判もなされたが、法人は特権免除条項の保障を享受しないとの原則は、その後も繰り返し確認されていく。(3)結局、州外法人への差別的取扱いに対する救済は、州際通商条項の活用と修正一四条の平等保護条項の制定を待たなければならなかつた(第二章第二節①参照)。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

さて、もちろんそこで問題となつてゐる権利の性質は大いに異なるが、同じ「市民」という連邦憲法上の用語を

問題にしながら、ハーリー⁽⁷⁾やみた連邦憲法四条一節一項にいう「市民」についての判断と、時期的にはそれに先立つ連邦憲法三条の「市民」についての判断では、法人の本質的理解に微妙な違いがみられる。連邦憲法三条五節は「異なる州の市民間の紛争」について連邦裁判所の管轄権が及ぶことを定める。ここで当事者の一方または双方が法人であるときにもこの条項は基づく連邦裁判所の管轄権は認められるか、言葉をえれば、この「市民」に法人は含まれるかという問題が争われたのである。連邦最高裁は一八〇九年に *Bank of the United States v. Deveaux* (9 U.S. [5 Cranch] 61 [1809])において、法人は連邦憲法三条五節にいへ「市民」とは解られないが、法人の構成員の所属する州と相手方の州とが違つておれば、連邦裁判所の管轄権が認められるとした。⁽⁶⁾ 法廷意見を執筆した Marshall 長官は「目に見えず、手で触れる」ともできない人為的な存在、すなわち単なる法的存在としての集合体である法人が市民でないことは確かである。……したがつて、構成員の権利が法人の名前の下で行使される場合をのぞいて、合衆国裁判所に訴えたり、訴えられることはない (at 86-87)」と述べていた。ハーリー⁽⁸⁾では *Paul v. Virginia* 判決と同じように法人についての法的擬制にすぎないと、いう理解を強調してはいるが、構成員の権利が法人の名の下において行われるときには、法人の権利を保護する必要がある可能性を示唆していた点が注目される。

(1) ただし、各州間での礼讓 (comity) の原則はやがるだけ尊重されなければならぬが、他州で法人格を得た法人が契約を締結する権利は州が明示的に禁止してしまはざり保護やれるべし (at 592)。

(*) See Frederick Green, *Corporations as Persons, Citizens, and Possessors of Liberty*, 94 U. P. A. L. REV. 202, 228-29 (1946); GERALD C. HENDERSON, THE POSITION OF FOREIGN CORPORATIONS IN AMERICAN CONSTITUTIONAL

団体の憲法上の権利享有についての一考察（木下）

(m) See e.g., *Ducat v. Chicago*, 77 U.S. (10 Wall.) 410, 415 (1871); *Liverpool Ins. Co. v. Massachusetts*, 77 U.S. (10 Wall.) 566, 573 (1871); *Doyle v. Continental Ins. Co.*, 94 U.S. 535, 540 (1876); *Pembina Consolidated Silver Mining & Milling Co. v. Pennsylvania*, 125 U.S. 181, 187 (1888); *Norfolk & Western R.R. Co. v. Pennsylvania*, 136 U.S. 114, 118 (1890); *Horn Silver Mining Co. v. New York*, 143 U.S. 305, 314 (1892); *Blake v. McClung*, 172 U.S. 239, 259 (1898); *Waters-Pierce Oil Co. v. Texas*, 177 U.S. 28, 45 (1900); *Anglo-American Provision Co. v. Davis Provision Co.*, 191 U.S. 373, 374 (1903); *Hemphill v. Orloff*, 277 U.S. 537, 548 (1928).

(n) たゞやの後、州外法人に対する差別的取扱いは修正一回条の平等保護条項違反にわたる、それ以降は特権免除条項が援用される必要がたゞいた。See e.g., *Southern Railway Co. v. Greene*, 216 U.S. 400 (1910); *Kentucky Finance Corp. v. Paramount Auto Exchange Corp.*, 262 U.S. 544 (1923).

(o) 州外法人に対する差別的取扱いのうちのそれが州際通商条項に基いて政制を行なつた。See e.g., *Welton v. Missouri*, 91 U.S. 275 (1875).

(p) See also e.g., *Sullivan v. Fulton Steamboat Co.*, 19 U.S. (6 Wheat.) 450 (1821); *Breithaupt v. Bank of the State of Georgia*, 26 U.S. (1 Pet.) 238 (1828); *Bank of the United States v. Martin*, 30 U.S. (5 Pet.) 479 (1831); *Commercial & Railroad Bank of Vicksburg v. Slocomb, Richards & Co.*, 39 U.S. (14 Pet.) 60 (1840).

(q) P. Blumberg 著「Deveaux 判決を法人としての集合説（第四章第一節◎参照）」の最初の表明によれば（Philip I. Blumberg, *The Corporate Personality in American Law: A Summary Review*, 38 AM. J. COMP. L. 49, 54 [1990]）。

(r) たゞ法人構成員の州籍を問題にしたるか、complete diversity の要請から（*Strawbridge v. Curtiss*, 7 U.S. [3 Cranch] 267 [1806]），連邦裁判所の管轄権をえたためにむづぐる構成員が対立する当事者が異なる州籍をもたねばならぬとするが、（要點）その後連邦最高裁は「かかる事件や個人の構成員の州籍を理由に連邦裁判所の管轄権を認めなかつた」と判決した（*Vicksburg v. Slocomb*, 39 U.S. (14 Pet.) 60 (1840). ）。

れでは実務上あまつとも煩瑣となることある。連邦最高裁は Louisville, Cincinnati & Charleston R. R. v. Letson (43 U.S. [2 How.] 497 [1844]) において、法人は人為的存在ではあるが設立州に居住し、その所属する法人の訴訟上の管轄権との関係においてはその設立州の「市民」とみなされるべきであるとした (at 555)。しかし Letson 判決が法人を「市民」と判示した点に対しては批判が強く、わずか九年後、連邦最高裁は Marshall v. Baltimore & Ohio R. R. (57 U.S. [16 How.] 314 [1853]) において、裁判所はその構成員の州籍を「もとより必要はない」、法人構成員は当該法人の設立された州の州民とみなされ、この構成を明らかにし、Letson 判決の結論は確認された。あるの、法人の訴訟はその構成員による訴訟みなされねばならない原則に立ち返らねばならなかった (at 328-29)。ところが実務上の必要に迫られながらも、法人をその構成員から独立した存在とみなすことは連邦最高裁内に依然として根強い抵抗があつたといが示される。See Sanford A. Schane, *The Corporation is a Person: The Language of a Legal Fiction*, 61 TULANE L. REV. 563, 579-83 (1987); Dudley O. McGovney, *A Supreme Court Fiction: Corporations in the Diverse Citizenship Jurisdiction of the Federal Courts*, 56 HARV. L. REV. 853, 873-83 (1943) (J. の判例変更が十分な理由付でなしに行われたとする批判)。See also James W. Moore & Donald T. Weckstein, *Corporations and Diversity of Citizenship Jurisdiction: A Supreme Court Fiction Revisited*, 77 HARV. L. REV. 1426 (1964); Robert A. Kessler, *Corporations and the New Federal Diversity Statute: A Denial of Justice*, 1960 WASH. U. L. Q. 239; Jack H. Friedenthal, *New Limitations on Federal Jurisdiction*, 11 STAN. L. REV. 213 (1959)。

Marshall 判決の示した構成は、連邦議会が一九五八年法改正によって法人を設立州あるいは事業の本拠地の州民とみなすべきもので統一した (Act of July 25, 1958, Pub. L. No. 85-554, 72 Stat. 415, 28 U.S.C. § 1332 (c))。だが法人格などは社団として現在でもその構成員一人一人がもとの州籍をもつて解消しない。たゞわが構成員のうち一人でも対立する当事者の同じ州籍をもつては、たゞれば当事者の州籍の違いに基いて連邦裁判所管轄権がえられたことになる。*See United Steelworkers v. R.H. Bouligny*, 382 U.S. 145 (1965)。これが皮肉では法人格なき社団としての構成員へ

は別個の存在として事業の本拠地の「市民」みなすべからずなる意見が強^じ。 See AMERICAN LAW INSTITUTE, STUDY OF THE DIVISION OF JURISDICTION BETWEEN STATE AND FEDERAL COURTS 10 (1969); ERWIN CHEMEL RINSKY, FEDERAL JURISDICTION § 5.3, at 251 (1989).

第二章 連邦憲法修正一四条の権利の団体による享有

一 連邦憲法修正一四条の制定と「共謀理論」

南北戦争の後、かつて奴隸であった黒人達の権利確立を目的に連邦憲法修正一三・一四・一五条の制定が行われる。このうち最も包括的な内容をもつ、それゆえに当時からそれをめぐって最も激しく議論が行われたのは修正一四条であった。⁽¹⁾しかし皮肉なことに、修正一四条の恩恵を最も早く受けたのは、解放奴隸達ではなく、法人とりわけ営利法人たる会社であった。⁽²⁾黒人の平等保護実現のための修正一四条の活用の道は、その第一節が禁ずるのは「州の行為」に限られる⁽³⁾した Civil Rights Cases (109 U. S. 3 [1883]) や「分離すれば平等」の原則を確立した Plessy v. Ferguson (163 U. S. 537 [1896]) によって著しく狭められた。⁽³⁾その一方で、後に述べる Santa Clara 判決によって法人による修正一四条利用の道が開かれると、一八八〇年代以降の連邦最高裁による実体的デューリー・プロセス論の採用とともに、その経済的利害を保護するために同条項は大きな役割を演する⁽⁴⁾ことになる。

こうした歴史的経験ともかかねて、修正一四条の制定はもともと解放奴隸の救済のみを目的にしたものか、それとも法人の経済的利益の保護も同時に企図されたかのどちらの論争がおこった。⁽⁴⁾修正一四条を最初に扱つた連邦最高裁判決である Slaughter House Cases (83 U. S. [16 Wall.] 36 [1873]) における Miller 判事の

法廷意見は、「奴隸であった人種の自由の保障とその確固とした確立、そして新たな自由人でありかつ市民である者を以前無制限に支配した者による抑圧から保護する」とが同条項の「主要な (pervading) 目的」であると述べ (at 71)、修正一四条とりわけその特権免除条項が市民の一般的な経済的利益に対する保護を保障したものとする解釈を退けた。⁽⁵⁾これに対して、修正一四条はより一般的な経済的自由を保障したものという見方も当時から有力に唱えられていた。例えば F. Wharton は、修正一四条は市民が権利章典のもとで連邦政府に対してもとのと同様の権利を州政府に対しても保障して「私のビジネスへ介入する州議会の権限を破壊する」ことを目的に制定されたとしていた。⁽⁶⁾そして今日においても、修正一四条は単なる黒人差別解消だけを目的として制定されたものではなく、南部における北部資本家の経済活動を保護する目的をもつていたことが有力に唱えられている。⁽⁷⁾

ただ修正一四条の制定をめぐっては、こうした制定の背景にあつた一般的な経済的・政治的利害の説明とはやや異なり、より特定的に、制定過程の中で法人にその保護が及ぼされるよう、意図的にその文言が選択ないし変更されたとの主張もある。これがいわゆる「共謀理論」である。この主張をはじめに持ちだしたのは、修正一四条の有力な起草委員の一人であった R. Conkling であった。彼は自ら Southern Pacific 鉄道のために連邦最高裁の口頭弁論 (Railroad Tax Cases: San Mateo County v. Southern Pacific R. Co., 116 U. S. 138 [1885]) に立ち、修正一四条がもともと法人の経済的利益を保護するという目的ももつて制定されたのだと論じた。彼は、自らの経験と議会における同僚の John A. Bingham の演説などを根拠として、修正一四条を起草した連邦議会上下院合同委員会は条文の起草にあたって、「人 (person)」は財産権に適用される条項に、「市民 (citizen)」を政治的権利に適用される条項に、とじようように 11 の言葉を区別して使っており、「市民」は自然人有限られるが、「人」には人為的人格である法人も含める意図であった、修正一四条の当初の草案では、平等保護

条項に「市民」という用語が用いられていたが、審議の過程で「人」という用語に置き換えられた、と述べた。⁽⁸⁾ 彼は以上のような修正一四条の制定過程からみれば、「人」という用語を用いた修正一四条の平等保護・デュープロセス条項は自然人だけでなく、法人にも適用されるものと解されるべきであるとし、法人に対して差別的に課税する州法の違憲性を主張したのである。

この議論を後に一般に普及したのは歴史家 C. Beard であった。彼は先の R. Conkling の連邦最高裁での弁論、そして当の R. Conkling や J. Bingham 等修正一四条の原案作成に携わった議員がいずれも後に有力な鉄道会社の弁護士となつたこと、その後の実体的デュープロセス論に基づく企業の経済的利益の保護とを結び付けて、修正一四条はその制定過程の段階から企業とりわけ鉄道会社の権益の代弁者達によつて、本来の目的である解放奴隸達の civil rights の保護ではなく、企業の利益を保護する道具になじ曲げられてしまつたと論じた。⁽⁹⁾ C. Beard は修正一四条の制定とその適用について、「(R. Conkling をはじめとする) 共和党の議員達は、いかなる『人』の生命・自由・財産をデュープロセスに反して州が奪う」とを禁ずるという広い文言を用いることによつて、Jack-sonian の裁判官達によつて掘り崩されてしまつた財産権の保護を憲法に再び取り戻し、その保障をより包括的なものとした」(at 113) と特徴づけた。この説明は連邦最高裁の実体的デュープロセス論に批判的な 19 世紀はじめの多くの論者に広く受け入れられた。⁽¹⁰⁾

しかし、この「共謀理論」は今日ではきびしい批判にさらわれてゐる。批判者の代表的存在である H. Graham は、先に触れた R. Conkling の連邦最高裁における弁論、彼が共謀の根拠として挙げた J. Bingham の議会演説と起草委員会記録との整合性を詳細に検討し、修正一四条の制定当時デュープロセスを実体的な権利の保障とする考え方とは一般的でなかつたこと、「人」という用語は意図的に選択されたというよりは、修正五条の文言をその

まま借用したと考えるいふやうであるし、せんせん「市民」やあるいは「市民」ではないとは當時重大な疑問が存在した解放奴隸を含める目的であったと考える方が合理的である」と、そもそも初期の草案の段階で平等保護条項・デュー・プロセス条項に「市民」という用語が用いられていたとの証拠はない」と指摘し、R. Conkling の主張の根拠にはせいぜい状況証拠程度のものしかなく、他方で Conkling が関連する事実をもみ消したり、故意に資料を正確に引用しないことによつて、聞き手に誤った印象を与えるように自分の発言を歪曲してゐると批判した。⁽¹²⁾

先にも述べたよつて、南北戦争の勃発そして修正一四条の制定の背景に北部の産業資本家の利害がかかわつてゐたことは否定できないが、H. Graham もさうよつて修正一四条の一条二節の「人」という語の選択にあたつて具体的な共謀が存在したとは考えへど。しかし現実の連邦最高裁判例の流れは、まれに「共謀理論」の主張者が指摘したとおり、修正一四条は一九三七年の「憲法革命」もど、もはやほんの個人の経済的利害を保護する道具として活用されないといひだつた。

(—) See generally e.g., HORACE E. FLACK, THE ADOPTION OF THE FOURTEENTH AMENDMENT (1908); JUDITH A. BAER, EQUALITY UNDER THE CONSTITUTION: RECLAIMING THE FOURTEENTH AMENDMENT (1983); CHESTER J. ANTEAU, THE ORIGINAL UNDERSTANDING OF THE FOURTEENTH AMENDMENT (1981); Earl M. Maltz, *The Fourteenth Amendment As Political Compromise—Section One in the Joint Committee on Reconstruction*, 45 OHIO ST. L. J. 933 (1984).

(*) See DERRICK A. BELL, JR., RACE, RACISM AND AMERICAN LAW § 1.10 at 33 (2nd ed. 1980). See also RICHARD KLUGER, SIMPLE JUSTICE 51-83 (1976); ROBERT G. McCLOSKEY, THE AMERICAN SUPREME COURT 115-35 (1960).

(33) See also e.g., United States v. Harris, 106 U. S. 629 (1882); United States v. Cruikshank, 92 U. S. 542 (1875).

(4) 修正1回衆がもいざの黒人の平等実現を目的と制定されたいじめ強調やくは記録をもつての文獻を参照。

See e.g., JACOBUS TENBROEK, THE ANTI-SLAVERY ORIGINS OF THE FOURTEENTH AMENDMENT (1951); HOWARD J. GRAHAM, EVERYMAN'S CONSTITUTION: HISTORICAL ESSAYS ON THE FOURTEENTH AMENDMENT, THE "CONSPIRACY THEORY", AND AMERICAN CONSTITUTIONALISM 152-241 (1968); RAOUL BERGER, THE FOURTEENTH AMENDMENT AND THE BILL OF RIGHTS 143-48 (1989). まだ修正1回衆は、黒人差別ださざばへ、南北戦争後、南部に移った北部の事業家の権利保護を意図するべしとの解説によれば次の文獻を参照。 See CHARLES W. COLLINS, THE FOURTEENTH AMENDMENT AND THE STATES 126 (1974); WILLIAM E. NELSON, THE FOURTEENTH AMENDMENT: FROM POLITICAL PRINCIPLE TO JUDICIAL DOCTRINE 163, 197 (1988).

なお、修正1回衆の立法者意図を述べるべく、やがて segregation 修正も意図してこだか、投票権の保障や民意図してたが、権利章典の「羅入」も意図されただがためにもぐる現在の進行中の活発な論争とも闘ふべし。 See e.g., MICHAEL K. CURTIS, NO STATE SHALL ABRIDGE: THE FOURTEENTH AMENDMENT AND THE BILL OF RIGHTS (1986). See contra, e.g., Alexander M. Bickel, *The Original Understanding and the Segregation Decision*, 69 HARV. L. REV. 1(1955); RAOUL BERGER, GOVERNMENT BY JUDICIARY: THE TRANSFORMATION OF THE FOURTEENTH AMENDMENT (1977).

(5) 「かかる州も合衆国市民としての特權免除を侵害する法律を制定・執行するにいたりあだな」と規定され、この条項は「既存的」な権利を保障する条項のすべく見えるが、Slaughter House Cases 以降、連邦最高裁は一貫して、それを狭く解釈して事実上の利用可能性を認めなかった。したがって、その実際的意味はあから大であつたが、この条項はおむね「市民」しかも憲法四条1節1項と同様、法人が含まれたるが如きを除く。 See Orient Ins. Co. v. Daggs, 172 U. S.

Tobacco Growers' Co-op. Marketing Ass'n, 276 U. S. 71, 89 (1928).
557, 561 (1899); Western Turf Assn v. Greenberg, 204 U. S. 359, 363 (1907); Liberty Warehouse Co. v. Burley

卷之三

(c) FRANCIS WHARTON, *COMMENTARIES ON LAW* chap. 14-1, at 681-731 (1884). See also Herbert Hovenkamp, *The Political Economy of Substantive Due Process*, 40 STAN. L. REV. 379, 397-98 (1988). また H. Hovenkamp は一八六八年頃、civil rights としての概念が裁判における取扱いや州の機関へのアクセスによる平等の権利への意味のほかに、契約をなし、財産を所有するといった経済的な権利の総称としての意味をもつたことを指摘し、修正一四条は一八七五年の Civil Rights Act へ並べやりした意味の civil rights を保護しなべしとのやういふアラウ (HERBERT HOVENKAMP, *ENTERPRISE AND AMERICAN LAW 1836-1937*, at 94 [1991])。See also ERIC FONER, *RECONSTRUCTION: AMERICA'S UNFINISHED REVOLUTION 1863-1877*, at 239-51 (1984); HERMAN BELZ, *EMANCIPATION AND EQUALITY: RIGHTS: POLITICS AND CONSTITUTIONALISM IN THE CIVIL WAR ERA* 109-10 (1978).

(1-7) See HOWARD K. BEALE, *THE CRITICAL YEAR: A STUDY OF ANDREW JOHNSON AND RECONSTRUCTION* 1-9.

225-99 (1930); JOSEPH B. JAMES, THE FRAMING OF THE FOURTEENTH AMENDMENT 194-97 (1956); MICHAEL L. BENEDICT, A COMPROMISE OF PRINCIPLE: CONGRESSIONAL REPUBLICANS AND RECONSTRUCTION 1863-1869, at 162-87 (1974); PATRICK W. RIDDLEBERGER, 1866: THE CRITICAL YEAR REVISITED 162-72 (1979). W. Nelson Slaughter House Cases における Miller 判事の修正一四条解釈からの立法史と全く矛盾する。彼によれば修正一四条の平等保護には黒人差別だけではなく、南部における北部人差別の禁止の意が含まれる、その「特権免除」の概念にばく、ロヨンロー上の財産権・契約上の権利が含まれていたといわれる (W. NELSON, *supra* note (4), at 163)。

(∞) H. J. GRAHAM, EVERYMAN'S CONSTITUTION, *supra* note (4), at 31-32, 595-610.

(5) 2 CHARLES A. BEARD & MARY R. BEARD, *THE RISE OF AMERICAN CIVILIZATION* 110-21 (new ed. 1937).

(²) See e.g., Max Lerner, *The Supreme Court and American Capitalism*, 42 YALE L. J. 668, 691 (1933);

MATTHEW JOSEPHSON, THE ROBBER BARONS 52 (1934).

(11) H. J. GRAHAM, EVERYMAN'S CONSTITUTION, *supra* note (4), at 35-45. See also Louis B. Boudin, *Truth and Fiction about the Fourteenth Amendment*, 16 N.Y.U.L.Q.REV. 19 (1938); Zechariah Chafee, *Book Review*, 41 HARV. L. REV. 265, 267 (1927); Walton H. Hamilton, *Property-According to Locke*, 41 YALE L. J. 864, 875-76 (1932). 記述は修正1回目の趣旨。英連邦議院は「人」の領有権をもつての議論が甚るべく、
ノルマニスムによる人間の権利 (see C. ANTIQUE, *supra* note (1), at 43; JOSEPH B. JAMES, THE RATIFICATION OF THE FOURTEENTH AMENDMENT 172-73 [1984])。

12) C. W. Collins によれば、一八七二年から一九一〇年までの間に最高裁が判断した、州の行為に対して修正一四条の保護が求められた事件六〇四件のうち、わずか二八件が黒人による訴えであり、それに対しても法人による訴えは三一二件にのぼる。C. W. COLLINS, *supra* note (4), at 138 [Chart No. V])。

11 Santa Clara 判決

修正一四条の成立直後から法人、とりわけ鉄道会社の弁護士たちは州による規制に対抗して修正一四条に基づく平等保護・デューパロセスの主張を展開するようになる⁽¹⁾が、連邦最高裁は Slaughter House Cases の影響もあり、一八七〇年代を通じては修正一四条による法人の保護を正面から肯定するいはなかつた。⁽²⁾むしろ連邦控訴裁判所では、Insurance Co. v. New Orleans (13 Fed. Cas. 67 [No. 7052, C. C. La. 1871]) における Woods 裁判官の意見のように、法人が修正一四条による「市民」にあたらないばかりか、「人」ともあたらないことをはっきり述べる判決であった。Woods 裁判官は修正一四条の文言に沿う、法人は合衆国に「出生」する」とも「帰化」するともできないから、その特権免除条項にいう「市民」とはなりえないとして、「自然人のみが出生し帰化

しらる。自然人のみが生命・自由を奪われうる。したがつて人為的人格が先の二ヶ条の条項から排除される」とは明らかである。原告の訴状に主張されているような解釈をとるためには、この修正条項の三番目に使われた『人』という用語のみ、同じ修正条項の他の条文上のものより広範で、包括的な意味をもつてゐるとしなければならない。これは解釈原則からみて正当とは認められない解釈である。この節の簡単明瞭な意味は、法の下の平等の保障を受けるのは、出生・帰化した『人』すなわち生命と自由を受けられた『人』、自然人のことであつて、人為的人格のことではないということである」(at 68)と述べた。⁽³⁾

一八八〇年代にはいると、各州でグレインジャ運動の影響による鉄道会社への規制が強まり、州議会と鉄道会社との紛争が頻発することになる。先にも述べたように八〇年代初頭までの連邦最高裁の多数派は、州議会の規制権限を広く容認する立場をとる判事によつて占められていいたが、企業側は自由放任主義的経済政策を強く主張し、連邦最高裁の中にも Field 判事のようにその擁護者が現れるようになつた。⁽⁴⁾

法人による修正一四条の平等保護・デュープロセス条項援用にあたつて障害となるのは、先に触れた Slaughter House Cases で連邦最高裁が示唆した、修正一四条の保護を解放奴隸の保護に限定する狭い理解であった。いうした狭い解釈には同判決当時から強い反対が存在した。そして、連邦最高裁がこの狭い修正一四条理解の影響下にある中でも、州裁判所や連邦下級審では修正一四条の平等保護条項の適用を黒人以外に拡大する動きが次第に現れるようになつてきた。とりわけ Slaughter House Cases で反対意見を述べた Field 判事は、自ら第九巡回区控訴裁判の巡回裁判官としての地位を利用して、修正一四条の適用を黒人に限定しない広い解釈にもとづく判決を下した。⁽⁵⁾やがて連邦最高裁においても、一八八〇年代始めに人事の大幅な交代が起り、Slaughter House Cases の多数派判事の多くが入れ替わることとなり、より企業寄りの立場をとる判事が多数を占めるようになつた。しかし

て連邦最高裁も修正一四条を企業の経済的利益保護に利用するに對して次第に柔軟な姿勢を示すようになる。⁽⁶⁾

以上のような流れの中で、カリフォルニア州で起った公選の委員会による鉄道会社の課税対象資産評価の合憲性をめぐる事件 (Railroad Tax Cases : San Mateo v. Southern Pacific R. Co., 8 Saw 238, 13 Fed. 722 [C. C. Cal. 1882]) の連邦控訴裁判決における Field 判事は修正一四条の目的を黒人保護のみとする解釈を正面から排し、法人への平等保護条項の適用を認める判断を示した。⁽⁷⁾ ただし Field 判事は法人も修正一四条にいう「人」に含まれるという直接的な言い回しは避け、法人という擬制的存在も修正条項の本来の保障対象たる自然人によつて構成されており、個人が一個の擬制体によつて結ばれていたことによって当該修正条項の保護を失うことはあつてはならぬ、すなわちいかなる「人」に対しても州による差別的な立法から保護されるように設けられた憲法条項が、当該「人」が法人の一員となつたときにその機能を停止するよがない」とはあつてはならない (13 Fed. at 743-44)⁽⁸⁾ と説くのであつた。一方、Sawyer 裁判官は、その同意意見の中で「私の判断では、法人自身も当該憲法条項の意味における『人』である。これが、文脈上明白により限定的な意味が示されていない限り、これが『人』といふ用語を含む制定法の下でのすべての判決における判断である」と述べてゐた (at 761)。

事件が連邦最高裁に上告されると、州側、鉄道会社側双方は口頭弁論で、法人が修正一四条にふう「人」にあたるかどうかをめぐつて攻防を繰り広げた (先に触れた R. Conkling の「共謀理論」は) の口頭弁論で開陳されたのである)。しかし結果的に、この事件は当事者の間で和解が成立し、moot となつた (116 U. S. 138 [1885])。そして次の連邦最高裁開廷期に再びカリフォルニア州における法人財産の課税評価方法に関する事件 (Santa Clara County v. Southern Pacific R. Co., 118 U. S. 394 [1886]⁽⁹⁾) が上告され、またが Waite 最高裁判長は口頭弁論の始めにいふ述べた。「初裁判所は、連邦憲法修正一四条の、州はその管轄内にあることがなる『人』に対して

も法の下の平等の保障を奪つてはならぬ」という規定が本件当事者である法人に適用されるか否かという問題について弁論を聽取する意思はない。我々は全員適用があるとする見解に立つてゐる」(at 396)。この一節が後の判決において、連邦最高裁が法人に対する修正一四条の保障の適用を認めた先例として繰り返し引用され続けるのである。⁽¹⁰⁾

しかし、先の一節からいはいかなる論理で連邦最高裁が法人も平等保護条項の保障を受けると判断したのか定かではない。J. B. Sholley は、このような異例の形で結論のみが示されたのは、最高裁判事の間にその理由付けをめぐつて同意がなかつたことによるとする。⁽¹¹⁾あるいは、この時点で連邦最高裁が自然人と法人とを社会的実在という点では変わることろがなく、法的にも同視すべきであると説く法人実在説を採用し、法人にも自然人同様平等保護条項の保障が及ぶという結論に達したとも考えられる。しかし、アメリカに法人実在説が定着するのは110世紀に入つてからのことであること、それ以前に連邦最高裁は一度も法人実在説的見解を示したことではなく、Santa Clara 判決ではじめて新奇な法人理論を採用したのならばもう少し詳しい理由付けがなされるべきであるし、少なくとも判決理由中に結論が示されるはずであることを考慮すると、Santa Clara 判決は法人実在説に基づいて平等保護条項の法人による享有を認めたものとはいえないと思われる。むしろ Santa Clara 判決にいたる一連の事件の縦縛からみて、この一節には前開廷期の San Mateo 事件の控訴裁判決、口頭弁論の影響が多大にあつたとみるべきであろう。したがつて Santa Clara 判決において連邦最高裁は、Field 判事が San Mateo 事件・Santa Clara 事件の両控訴裁判決で示し、R. Conkling が San Mateo 事件の口頭弁論において主張した、法人の保護をその構成員の保護から導き出す立論を暗黙の前提として、法人による修正一四条の享有を認めたとみるほうがより合理的であるように思われる。⁽¹²⁾

(一) 修正1回条の制定以前に「保険会社、鉄道会社などが州憲法の規定を利用しての組織的利權の保護をばかりいたりたが、裁判所の大體はその主張を認めなく方向に向ひた。See e.g., *Slaughter v. Commonwealth*, 13 Gratt. 767, 773-76 (Va. 1856); *Erie and North-East Railroad v. Casey*, 26 Pa. 287, 307-308 (1856); *Firemen's Benevolent Ass'n v. Lounsbury*, 21 Ill. 511, 514 (1859); *Fire Dept. of Milwaukee v. Helfenstein*, 16 Wis. 142, 145 (1862). See contra e.g., *Brown v. Hummel*, 6 Barr 86, 97 (Pa. 1847) (州憲法の1回条第一回セイバ条項等を用ひて、保険契約の定期変更を無効とした); *White v. White*, 5 Barb. 474, 482-83 (N. Y. 1849) (州憲法のMarried Woman's Property Act の1回条第一回セイバ条項は違反して無効とした); *Westervelt v. Gregg*, 12 N. Y. 206 (1854); *Wynehamer v. People*, 13 N. Y. 378 (1856). See also *Chicago-Alton R. R. v. People*, 67 Ill. 11, 24 (1873) (Justice Lawrence's opinion) (州憲法の1回条第一回セイバ条項が本来自然人のみを対象として保険契約をもつて、他の精神的な人間の人格によるものと主張されたが無効とした); *Northwestern Fertilizing Co. v. Hyde Park*, 18 Fed. Cas. 393 (No. 10336, C. C. N. D. Ill. 1873) (Judge Drummond's opinion) (被入の外の不法行為による損害が上手く扱われた権利や救済が奪われてはならぬとする)。

(二) 州による鉄道料金規制の合憲性が争われた1連のGranger Cases のなかで、被入が修正1回条の1回条第一回セイバ・平等保護条項の保障を受けてかじりの争点は出回らる争われたかった。See *Chicago Burlington & Quincy R. R. Co. v. Cutts*, 94 U. S. 155 (1877); *Peik v. Chicago & Northwestern R. R. Co.*, 94 U. S. 164 (1877); *Richmond, Fredericksburg & Potomac R. R. Co. v. City of Richmond*, 96 U. S. 521 (1878).

あるべく、州による鐵道料金規制を無効とするため、州憲法の1回条第一回セイバ・平等保護条項が成り立つ。See *State Freight Tax Case*, 82 U. S. (15 Wall.) 232 (1873); *Welton v. Missouri*, 91 U. S. 275 (1876); *Henderson v. Mayer of New York*, 92 U. S. 259 (1875); *Hannibal & St. Joseph Railway Co. v. Husen*, 95 U. S. 465 (1878); *Hall v. De Cuir*, 95 U. S. 485 (1878).

(3) Cf. Northwestern Fertilizing Co. v. Hyde Park, 18 Fed. Cas. 393 (No. 10336, C. C. Ill. 1873) (法人は Civil Rights Act による「人」であつた)。

(4) Field 刑事の法廷類似の立場を参照。See CARL B. SWISHER, STEPHAN J. FIELD: CRAFTSMAN OF THE LAW 73-104 (1950); Walence Mendelson, Mr. Justice Field and *Laissez-Faire*, 36 Va. L. REV. 45 (1950); Charles W. McCurdy, *Justice Field and the Jurisprudence of Government-Business Relations: Some Parameters of Laissez-Faire Constitutionalism, 1863-1897*, in AMERICAN LAW AND THE CONSTITUTIONAL ORDER: HISTORICAL PERSPECTIVE 246-65 (L. M. Friedman & H. N. Scheiber ed. 1978).

(5) いの多べ中國人移民にかかる habeas corpus の問題の由來 (清歴 1878 年) 及び田舎者への不満の問題及び連邦最高裁の上訴の禁止が禁止されたが、Field 刑事は巡回裁判所の地位を十分に尊重した。See e.

g., *In re Ah Fong*, 1 Fed. Cas. (No. 102) 213, 218 (1874); *Ho Ah Kow v. Nunan*, 12 Fed. Cas. (No. 6548) 252, 256 (1879); *In re Quong Woo*, 13 F. 229 (1882). See also G. EDWARD WHITE, THE AMERICAN JUDICIAL TRADITION 104 (expanded ed. 1988); HOWARD J. GRAHAM, EVERYMAN'S CONSTITUTION: HISTORICAL ESSAYS ON THE FOURTEENTH AMENDMENT, THE "CONSPIRACY THEORY" AND AMERICAN CONSTITUTIONALISM 110-51 (1968). ここで修正一四条の平等保護条項に基いて連邦最高裁は初めの判決が Santa Clara 判決へ回る判決となりてやがて中國人移民の訴えに關する *Yick Ho v. Hopkins* (118 U. S. 356 [1885]) が成了したが、判決の鐵道事業が中國人移民労働者に大いに依存していたため考慮にされねど、決して偶然ではないものとみ取られる。

(6) 沼人の修正一四条の平等保護・即ちプロテクタブル保障の享有が直接争われたわけではなくたが、*Sinking Fund Case* (99 U. S. 700 [1879]) で Waite 大臣が「合衆國は『人』や沼人の財産がトヨーハロセバなしに奪ひ去られた」 (at 718-19) と述べた。

(7) 先にカリフォルニア州最高裁は、法人が修正一四条による「人」にはあたらないとした理由として、鉄道会社の請

求を棄却して止めた (Central Pacific R. R. Co. v. State Bd. of Equalization, 60 Cal. 35, 60 [1882])^o。この判決は、
社は訴えを連邦裁判所に提出するが、これが認められず。

(∞) See John B. Sholley, *Corporate Taxpayers and the Equal Protection Clause*, 31 ILL. L. REV. 463, 471 (1936).

(σ) Santa Clara 市の連邦税訴裁審決議の「Field 裁事は、陪審員の San Mateo 市に住む田舎者、鐵道会社の
C. H. Field 裁事は、Santa Clara County v. Southern Pacific R. R., 9 Saw. 165, 18 Fed. 385 (C. C. Cal 1883)」。

(10) See Fire Association of Philadelphia v. New York, 119 U. S. 110, 120 (1886) (J. Harlan dissenting); Pembina
Silver Mining Co. v. Pennsylvania, 125 U. S. 181, 189 (1888); Missouri Pacific R. R. Co. v. Mackey, 127 U. S. 205,
209 (1888); Minneapolis & St. Louis Ry. Co. v. Beckwith, 129 U. S. 26, 28 (1889); Charlotte C. & A. R. Co.
v. Gibbes, 142 U. S. 386, 391 (1892); Covington & Lexington Turnpike Road Co. v. Sandford, 164 U. S. 578,
592 (1896); Gulf, Col. & Santa Fe R. R. Co. v. Ells, 165 U. S. 150, 154 (1897); Smith v. Ames, 169 U. S. 466,
522 (1898); Lake Shore, Mich. & S. R. R. Co. v. Smith, 173 U. S. 684, 690 (1899); Kentucky Finance Corp.
v. Paramount Auto Exch. Corp., 262 U. S. 544, 550 (1923); Power Mfg. Co. v. Saunders, 274 U. S. 490, 493
(1927); Quaker City Cab Co. v. Pennsylvania, 277 U. S. 389, 400 (1928); Louis K. Liggett Co. v. Baldwin,
278 U. S. 105, 111 (1928); Louis K. Liggett Co. v. Lee, 288 U. S. 517, 536 (1933).

(=) J. B. Sholly, *supra* note (8), at 475. 今後の連邦最高裁は Field 裁事は「訴訟裁判官の代役人」を修
正し、「監察官」を「訴訟裁判官」に修正した Woods 裁事、San Mateo 事件控訴裁審決議に同意意見を書いた Sawyer 裁事も同様
の見解だ。

(12) Morton J. Horwitz, Santa Clara *Revisited: The Development of Corporate Theory*, 88 W. VA. L. REV. 173,
183 (1985). See also Gregory A. Mark, *The Personification of the Business Corporation in American Law*, 54
U. CHI. L. REV. 1441, 1455-64 (1987). M. Horwitz は Field 裁事の觀点から「訴訟裁判官の社形態が」が述べた

成熟な状態にあり、会社はいまだ株主から完全に独立した存在ではなく、株主は単なる投資家というよりは、パートナーとして近く会社の構成員みなされていたという状況があつたと指摘する。たとえば会社という形態の重要な特質である有限责任制は一九世紀を通じて完全なものとはないが、株主は依然として投資した株式額以上の責任を負っていたとされる（at208-209）。See also E. Merrick Dodd, *The Evolution of Limited Liability in American Industry: Massachusetts*,

61 HARV. L. REV. 1351, 1379 (1948).

これに対し、Santa Clara 判決は、会社に関する裁判では株主ではなく会社自身が当事者となるべきとの原則を明らかにしたのである。会社が憲法上通常の事業形態となり、自然人と同様の州の規制に対する自由をもつたないと示唆のとおり見方である。See HERBERT HOVENKAMP, *ENTERPRISE AND AMERICAN LAW 1836-1937*, at 44-46 (1991).

(13) しかし J. B. Sholley や Santa Clara 判決以降、連邦最高裁が「法人は結局自然人の集合であるから平等保護条項の保障も及ばず」やむかひの Field 判事流の理由付けから、「人為的人格である法人も自然人と同様の『人』である」と San Mateo 事件控訴裁判決によると Sawyer 裁判官流の理由付けに次第に移行していくたと主張する (J. B. Sholly, *supra* note (8), at 475-76)。

II Santa Clara 判決の影響

Santa Clara 判決において連邦最高裁は、州の委員会が鉄道会社に対する課税評価のありかたを誤ったところに基づいて鉄道会社勝訴の判決を下したので、結局修正一四条の平等保護条項違反についての争点には直接ふれなかつた。同判決は一般に、修正一四条の平等保護・デュープロセス保障の法人による利用可能性を開く画期となつたといわれるが、同判決によって法人の憲法上の権利保護が全面展開したわけではない。

①平等保護

この当時、平等保護条項は主に州外法人に対する差別的な特許税 (franchise tax) や事業税 (excise tax) 課税に対する攻撃のために用いられた。しかし、州内の産業を保護するための州外法人への差別的措置には、連邦最高裁判は Santa Clara 判決後も一般に好意的であり、連邦最高裁判による違憲判決が開始するのは 19 世紀に入つてのじふんだる。

Santa Clara 判決以後、法人が修正一四条の平等保護条項の「人」にあたるとは定着したものの、州外法人が特許税など州外法人に差別的に適用される州法を攻撃するためには、修正一四条の文言に「当該州の管轄権内において ("within the jurisdiction" of the state)」という要件を自らが充たさなければならなかつた。當時一般には、連邦最高裁判官 Paul v. Virginia (75 U. S. 168 [1868]) で述べたように、法人は各州の主権に基づいて設立が許可されるものであり、各州は州外法人の州内での営業を許可するにあたつて、いかなる条件をつけぬことあると考えられていた。Santa Clara 判決後も連邦最高裁判は、他州で設立された州外法人が州内で営業活動を行うためには当該州の同意 (consent) が必要であるとの考え方をしばしば表明し、特許税・免許税は当該州の同意を得るためのものであり、それを支払わなければそもそも「当該州の管轄権内」の「人」とはみなされず、平等保護は主張できないとされた。⁽²⁾ また州外法人に対して連邦裁判所への裁判の提起を放棄するよう求める条件についても同様の理由で有効とされた (Doyle v. Continental Ins. Co., 94 U. S. 535 [1877])、州外の保険会社のみに適用される厳しい営業条件も平等保護に違反しなふわれた (Fire Association of Philadelphia v. New York, 119 U. S. 110 [1886])。

存在する擬制的な存在という伝統的な見方をとつた」と示してゐる。注目されるのは、法人に対する修正一四条の保障の拡大に積極的であった Field 判事が、Paul v. Virginia 判決以来、州外法人に対するはほとんど敵対的といつてもよい態度を示したといふのである。これによると J. Sholley は、法人を構成員の集合としか考えない Field 判事流のアプローチでは、州外で設立され、州外に多くの構成員(株主)をもつ州外法人を「州の管轄内の『人』」とみなすのは困難だつたと説明している。

Field 判事に代表されるよなな州外法人規制に対する好意的な姿勢は、少くとも一九〇六年までは連邦最高裁判内で強い影響力をもつた。⁽⁴⁾しかし一九一〇年になると、連邦最高裁の態度に大きな変化がみられるようになる。たゞ、Western Union Telegraph Co. v. Kansas (216 U. S. 1, 18 [1910]) や、電報会社に対する州による特許税課税が州際通商を妨げ、州へロイヤルに違反するもやれたのを皮切りに、同年の Southern Railway Co. v. Greene (216 U. S. 400 [1910]) や、はじめて州による州外法人への規制権限に修正一四条の平等保護の制約が課せられたことが明らかにされた。そこへ、Taft が連邦最高裁長官に就任した一九一一年以来にわたる、連邦最高裁の州外法人についての姿勢の転換は一層明確になった。彼はたゞ Terral v. Burke Construction Co. (257 U. S. 529 [1922]) や、先例 (Doyle v. Continental Ins. Co., 94 U. S. 535 [1877]; Security Mutual Life Ins. Co. v. Prewitt, 202 U. S. 246 [1906]) を変更して、州外法人が連邦裁判所に事件を提起するための理由に州外法人を州から追放やあだぶる、Air-Way Electric Appliance Corporation v. Day (266 U. S. 71 [1924]) や、州外法人への年間特許税の公課を平等保護違反と判定した。そして Hanover Fire Insurance Co. v. Carr (272 U. S. 494 [1926]) において、州内の営業許可と引き換えに憲法上の権利を放棄するいふを要求する「違憲条件」論が明確に否定され、州外法人といふことのたん州内で営業が許された以上は、年間特許税

などの異なる条件を課すこととは許されないとされた (at 507-508)。

州内法人についての特許税についても、110世紀初頭までは法人格を州によって与えられた特権と見る考え方の影響が強く、平等保護違反の主張はしりぞけられた⁽⁵⁾。また個人と法人を別異に扱う税制については、それが法人格付与にともなう特許税 (franchise tax) みなやれる限り平等保護違反とはならないのはもちろん、例えば財産税などのように、法人としての特権と必ずしも結びつかない税金が法人について差別的に課される場合にも平等保護違反とならなかった⁽⁶⁾。その後も州内における法人の franchise は特権であり、それに対して課税するのは平等保護違反とならないといふ考え方は維持されたものの、一般的な課税権に基づく税金を法人に対して別異に取り扱うことは平等保護違反とされるようになつたし (Quaker City Cab Co. v. Pennsylvania, 277 U. S. 389, 402 [1928])、州内法人間・州外法人間で税率に差を設けたり異なる徵取方法をとるいへん平等保護違反⁽⁷⁾された。

以上してみると連邦最高裁は、法人についての差別的取扱に対する平等保護条項を適用した事例についてみると、Santa Clara 判決からはじめていた一九世紀の終わりになつても法人格を州による特許と見る見方から決別したことはないが、一九一〇年代になつてようやく法人間の差別的取扱いを原則的に違憲とする立場をとるようになつたといふのがわかる。

②実体的チャーチローすべ

Santa Clara 判決の三年後、連邦最高裁は Minneapolis & St. Louis Railway Co. v. Beckwith (129 U. S. 26, 28 [1889]) による修正案の第一項の「チャーチローすべき条項を法人に適用しないことを確認」による連邦最高裁は、一八九〇年の Minnesota Rate Case (Chicago, Milwaukee & St. Paul Railway Co. v. Minnesota

(134 U. S. 418, 458 [1890]) で、州の委員会による鉄道料金決定を「ヨーロッパセス条項に違反する」と判断したのをはじめとして、裁判所が経済規制立法の合理性を厳格に審査する傾向がヨーロッパセスの要請であるとの実体的デューディリギエンス論を採用して、鉄道料金規制 (e.g., Smith v. Ames, 169 U. S. 466 [1898])、最低賃金法 (e.g., Adkins v. Children's Hospital, 261 U. S. 525 [1923])、労働時間規制 (e.g., Lochner v. New York, 198 U. S. 45 [1905])、「黄犬契約」禁止立法 (e.g., Adair v. United States, 208 U. S. 161 [1908]; Coppage v. Kansas, 236 U. S. 1 [1915]) など数多くの社会経済立法を違憲と判断した。これらの判決の多くは、ヨーロッパセスによる「契約の自由」の保護の名の下に、結果として自由放任主義経済における企業の経済的利益を擁護するものであった。もちろん「共謀理論」の論者の立場から Santa Clara 判決とその後の実体的デューディリギエンスの展開を直結させるのはやや飛躍があるが、Santa Clara 判決において修正一四条に「人」に法人が含まれるとされたことが「(経済)規制に対する法人による直接的攻撃へ門戸を開いた」という評価がいまだに多くの支持者をえてくるのも無理はないようと思われる。

この当時、アメリカ資本主義の高度の発達と共に独占資本が形成されつつあり、その強大化する経済的権力を規制しようとする一つの試みがグレンジャ運動とそれに引き続く革新主義運動であった。連邦最高裁による実体的デューディリギエンス論の展開は、当時いくつかの州議会を支配した民衆の改革要求に基づく独占規制・経済的弱者の救済措置などに連邦最高裁が歯止めをかけようとしたものとして理解される。⁽²⁾

しかし、この時期の連邦最高裁による実体的デューディリギエンス論の展開によって法人の憲法上の権利保障が全面的に展開したわけではない。第一に、この時期の連邦最高裁判決で問題となれたのは、主として法人の営業の自由、雇用者としての契約の自由といった経済的利益の保護であった。例えば、実体的デューディリギエンス論に基づく判決と

この有名な *Adkins v. Children's Hospital* (261 U. S. 525 [1923]) によれば、最低賃金法が侵權するに至ったのは「雇用者の自由に契約する自由」(at 548) であるたゞ、「*Carter v. Carter Coal Co.* (298 U. S. 238 [1936])」では、炭坑労働者の労働時間規制が「生産者の個人的自由及び私有財産に対する違憲の干涉」(at 311) とされたのである。⁽¹²⁾ そして第一に、ソルジャーは用ひられたのは修正一四条の「ノーパロゼスの保障」である。このことは問題になっていた利益が経済的なそれであつたことに加え、ニューヨーク以前の段階では企業の規制ばかりの州によるものが主流であり連邦による規制は例外的なものだとされていたこと、そして修正一四条による権利章典上の諸権利の編入の可否が確立されていなかつたことによる。第三に注目されるのは、この時期のニューヨーク連邦最高裁判決の中には、法人は修正一四条の「ノーパロゼス条項」による「財産 (property)」は享有するが、「生命 (life)」¹³ と「自由 (liberty)」は享有できないとする言明がみられるに至る。例えば、*Northwestern National Life Insurance Company v. Riggs* (203 U. S. 243 [1906]) において、Harlan判事が「修正一四条による『自由』¹⁴ は自然人の自由であつて、人為的人格の自由ではない」(at 255) と述べ、被保険者の死に関する事項以外での「生命」は保険会社側の異議申し立てを制限する州法は、保険会社の契約の自由を「ノーパロゼスに反して侵害するものである」として保険会社側の訴えを退けた。そしてその一年後、*Western Turf Association v. Greenberg* (204 U. S. 359 [1907]) においても連邦最高裁判は、娯楽施設が入場券を持つ人々を正当な理由なく入場させないとを禁ずる州法に「ノーパロゼスに反して契約の『自由』を奪ふものとの似た側の主張をやはり同様の理由で退けた。しかし、*Pierce v. Society of Sisters* (268 U. S. 510 [1925])において連邦最高裁判は、義務教育制を定める州法を修正一四条の「ノーパロゼス条項違反とする私立学校（法人）の主張につけ、法人は「自由」を享有しないところ従来の原則を維持しながらも、「被上告人が保護を求めてくるのは

彼らの事業であり、財産である。それが被上告人の学校の現在及び将来の利用者に対して上告人(州)により行使される不当な強制力を通じて脅かされていふ。当裁判所はそうした処分によって脅かされた損害に対し保護を与える用意がある」(at 535)と述べた。これによれば、ヨーロッパの条項による「自由」の享有が法人に対して否定されてしまう。法人の経済的利害に関する限り、ヨーロッパの保障を受けられることが可能になつた。

以上みたように連邦最高裁が最も積極的に法人の利益保護のために活動したといわれる実体的「ヨーロッパ論」全盛の時期においても、連邦最高裁は法人と自然人とを全く同一視するところ見解には立っておらず、むしろ法人を依然として経済的目的のために個人が集合した擬制的存在とみていたのが示唆される。

(→) See Carl J. Mayer, *Personalizing the Impersonal: Corporations and the Bill of Rights*, 41 HASTINGS L. J. 577, 580 (1990).

(≈) See e.g., Fire Association of Philadelphia v. New York, 119 U. S. 110, 114 (1886); Pembina Silver Mining Co. v. Pennsylvania, 125 U. S. 181, 189 (1888); Blake v. McCleung, 172 U. S. 239, 260 (1898).

(○) John B. Sholley, *Corporate Taxpayers and the Equal Protection Clause*, 31 ILL. L. REV. 463, 485 (1936).

(△) See Security Mutual Life Ins. Co. v. Prewitt, 202 U. S. 246 (1906). これ、「憲法条件」論によると法人差別主義は憲法違反である。連邦最高裁は次第に批判的な態度を取るようになっていった。See e.g., Insurance Co. v. Morse, 87 U. S. (20 Wall.) 445, 458 (1874); Southern Pacific Co. v. Denton, 146 U. S. 202, 207 (1892); Martin v. Baltimore & Ohio R. R., 151 U. S. 673, 684 (1894); Barron Steamship Co. v. Kane, 170 U. S. 100, 111 (1895). See generally Kathleen M. Sullivan, *Unconstitutional Conditions*, 102 HARV. L. REV. 1413 (1989); Richard A. Epstein, *The Supreme Court, 1987 Term Foreword. Unconstitutional Conditions, State Power, and the Limits of Consent*, 102 HARV. L. REV. 4 (1988).

団体の憲法上の権利享有についての一考察（木下）

- (10) See e.g., *New York v. Roberts*, 171 U. S. 658 (1898); *Roberts & Schaefer Co. v. Emmerson*, 271 U. S. 50, 55-57 (1925) (州に法人の franchise tax の賦課に法規の主張が認められた). See also *Kansas City, Memphis & Birmingham R. Co. v. Stiles*, 242 U. S. 111, 118 (1916); *Northern Mutual Life Insurance Co. v. Wisconsin*, 247 U. S. 132, 138 (1918) (州に法人は州による外法人を税額上保護する法律が認められた).
- (11) See e.g., *Fort Smith Lumber Co. v. Arkansas*, 251 U. S. 532, 534 (1920); *White River Lumber Co. v. Arkansas*, 279 U. S. 692, 699 (1929). See also *Flint v. Stone Tracy Co.*, 220 U. S. 107 (1911) (個人の法人に対する優遇や課税業税 [excise tax] の平等保護違反が認められた).

(12) See e.g., *Raymond v. Chicago Union Traction Co.*, 207 U. S. 20, 36-38 (1907); *Royster Guano Co. v. Virginia*, 253 U. S. 412, 415-17 (1920); *Concordia Fire Ins. Co. v. Illinois*, 292 U. S. 535, 548 (1934). See also Maurice H. Merrill, *Unconstitutional Conditions*, 77 U. PA. L. REV. 879 (1929); Robert L. Hale, *Unconstitutional Conditions and Constitutional Rights*, 35 COLUM. L. REV. 321 (1935).

(13) 業者と同一の法人として田中英夫・山口・田口・山本昭穂「維持・社会的公法的課税(1)」北大法學論叢[11]1=11印1函云々参照。

(14) See *Federal Power Commission v. Hope Natural Gas Co.*, 320 U. S. 591 (1944). See also Stephen A. Siegel, *Understanding the Lochner Era: Lessons from the Controversy over Railroad and Utility Rate Regulation*, 70 VA. L. REV. 187 (1984).

(15) But see *Muller v. Oregon*, 208 U. S. 412 (1908); *Bunting v. Oregon*, 243 U. S. 426 (1917).

(16) G. R. STONE, L. M. SEIDMAN, C. R. SUNSTEIN & M. V. TUSHNET, *CONSTITUTIONAL LAW* 789 (2nd ed. 1991). 井上 J. J. Flynn より Santa Clara は法的保護を受けない場合の権利の法人としての特權が業者と同一の法人として認められた趣旨を重んじる (John J. Flynn, *The Jurisprudence of Corporate Personhood: The Misuse of a* (49)

Legal Concept, in CORPORATIONS AND SOCIETY 141-42 [W. J. Samuels & A. S. Miller ed. 1987])^o. H. Graham は実体的^{（ノーバロヤク）}と謂ふ Santa Clara 判決との関わりを興大評議會^{（ノーリン）}には慎重な態度を取るが、法人の憲法上の人格の肯定が、経済政策に対する積極的な司法審査を可能とするものやめた点を指摘する (Howard J. Graham, *An Innocent Abroad: The Constitutional Corporate "Person,"* 2 U. C. L. A. L. REV. 155, 163-65, 178 [1955])^o. See also Note, *The Corporation and the Constitution: Economic Due Process and Corporate Speech*, 90 YALE L. J. 1833, 1848 (1981) (Santa Clara 判決以来、連邦最高裁は法人の財産と個人の所有との区別が坦白^{（ノーリン）}である、やがての財産所有が個人の自律を奪かずの立場から、おそれやれを守るために重要なものであるかの立場から、公共の利益に影響を与える私有財産は州の^{（ノーバベム）}規制を受けねばならぬたる以前の最高裁の態度から大きく転換したとする)。

(12) See ROBERT G. McCLOSKEY, *THE AMERICAN SUPREME COURT* 132 (1960) (実体的^{（ノーバロヤク）}と法人が「人」^{（ノーバロヤク）}扱われたことによる、企業が人民の意図の^{（ノーリン）}達成^{（ノーリン）}しないとした点を指摘)。

(13) See also Pierce v. Society of Sisters, 268 U. S. 510 (1925). 法人の契約の自由の侵害を理由とした、他の連憲判決^{（ノーバロヤク）} Charles Wolff Packing Co. v. Court of Industrial Relations of Kansas (262 U. S. 522 [1923]) の参考。

(14) 以上の原則は、連邦最高裁が *Grosjean v. American Press Company* (297 U. S. 233 [1936]) によって法人への新聞社に対する課税処分を出版の自由の侵害^{（ノーバロヤク）}と主張を認めたため、暗黙の内に廢棄されたと謂われた (Note, *Is a Corporation Always Entitled to "Due Process of Law"?*, 26 GEO. L. J. 132, 138 [1937])^o. しかし後に連邦最高裁は *Hague v. C. I. O.* (307 U. S. 496 [1939]) によって、「^{（ノーバロヤク）}新聞社^{（ノーバロヤク）}保護^{（ノーリン）}の自由は自然人の^{（ノーバロヤク）}人権^{（ノーバロヤク）}、人為的人格の^{（ノーバロヤク）}やめたる」(at 528) として原則を再確認^{（ノーバロヤク）}、*American Civil Liberties Union* の自由侵害の主張を認めた (see D. J. Farage, *Non-Natural Persons and the Guarantee of "Liberty" Under the Due Process Clause*,

28 Ky. L. J. 269 [1940])。 See also Charles Warren, *The New "Liberty" Under the Fourteenth Amendment*, 39 HARV. L. REV. 431 (1926)。その後の連邦最高裁判決の展開については第三章を参照。

(15) ニの時期、連邦上の規制に対する修正五条のニューヨーカ州法の法人の財産的利益の保護のために用いられた。See e.g., Noble v. Union River Logging Railroad, 147 U. S. 165, 176 (1893)。また修正五条の「収用条項」が法人の権利を保護するに成功した（see e.g., Missouri Pacific Ry. Co. v. Nebraska, 164 U. S. 403, 417 [1896]; Pennsylvania Coal Co. v. Mahon, 260 U. S. 393, 415 [1922]）が、連邦最高裁判決の中にはその理由付ではあるがやれが当事者によって争われた形跡がある。

四 「憲法革命」と Santa Clara 判決の見直し論

自由放任主義的経済政策と企業の経済的利益の擁護に固執する連邦最高裁の態度は、ニューヨーク改革に取り組むF・D・ルーズベルト政権、そして一九二九年大恐慌以来の社会的経済的危機にあって国民との矛盾を深めた。こうした批判に直面した連邦最高裁は、一九三七年の West Coast Hotel Co. v. Parrish (300 U. S. 379 [1937]) を皮切りとした一連の判決によりて、実体的ニューヨーカ州法論に基づいて社会経済規制立法を違憲とした。諸判決を大きく見直す方向に転換した。(1)この連邦最高裁による司法審査権行使のあり方の大転換は「憲法革命」とも呼ばれる。(2)こうした「大転換」のなかにあって、かつての実体的ニューヨーカ州法論に決定的とはいえないまでも一定の貢献をした Santa Clara 判決についても、連邦最高裁判事の中からの見直しを説く声がでた。

たゞ Black 判事は、州外の保険会社に対する差別的課税制度を平等保護違反とした Connecticut General Life Insurance Co. v. Johnson (303 U. S. 77 [1938]) 判決の反対意見において、「私は修正一四条における『人』

という用語が法人を含むとは考えな」、「当裁判所は修正一四条に法人も含めるよう解釈した先例を今や判例変すべきである」(at 85) といふ見解を表明した。Black 判事は、第一に、修正一四条の制定史からみて、それが法人の利益の保護をも目的としていたとはいえず、かつて San Mateo 事件で R. Conkling が主張したような起草委員会のメンバーの間に暗黙の了解があつたというだけでは、修正一四条の保護を法人に及ぼすという解釈は正当化されないと、第二に、判例上同じ修正条項に用いられた「人」という文言（第一節第一文）に法人が含まれないとされ、同じデュープロセス条項の「生命」「自由」の保障も法人に及ばないとされているのは、「財産」にかかる場合のみ法人にデュープロセスの保障が及ぶと/or うのは文言の解釈としても不自然である」と、を指摘した。そしてその反対意見の結びで、人種差別解消のために本来制定された修正一四条が、「その制定後五〇年間に連邦最高裁によって適用された事件のうち、黒人の保護に用いられたのは〇・五%にみたないのに、その五〇%以上は法人にその恩恵が及ぼされた」(at 90) と嘆いた。

それから約一〇年後、ほとんど同様の意見が Douglas 判事がひも表明された。Douglas 判事は州外法人に対する従価税の課税処分が平等保護違反とされた Wheeling Steel Corp. v. Glander (337 U. S. 562 [1949]) 判決の反対意見 (Black 判事参加)において、修正一四条の平等保護条項に「人」に法人が含まれるといふ解釈は、歴史的にみても「修正一四条の文言からみても根拠がなく」、「Santa Clara 判決は誤っており、判例変更されるべき」(at 580) と論じた。これに対して法廷意見を執筆した Jackson 判事は、われわれに反論する補足意見を付し、法人に修正一四条の保護が及ぶことは今や州によらず争われておらず、反対意見に加わった Douglas 判事と Black 判事も、これ以外の事件では、同様の問題がかかわっていたにもかかわらず法人に修正一四条の保護が及ぶことに疑いをもつたことを指摘した(at 574-76)。しかし Jackson 判事もなぜ法

人に修正一四条の「ドーピロセス・平等保護の保障が及ぶのかにどうて何らかの積極的理由を示したわけではない。結局、法人を修正一四条にいる「人」に含まれるとした Santa Clara 判決の一節は「憲法革命」後も見直されねじとなく、そしてなんの新たな理由付せが示されぬままだへ引き継がれていよいよになつた。

(一) See e.g., United States v. Carolene Products Co., 304 U. S. 144 (1938); United States v. Darby, 312 U. S. 100 (1941); Phelps Dodge Corp. v. National Labor Relations Board, 313 U. S. 177 (1941); Olsen v. Nebraska, 313 U. S. 236 (1941); Lincoln Federal Labor Union v. Northwestern Iron & Metal Co., 335 U. S. 525 (1949); Day-Brite Lighting, Inc. v. Missouri, 342 U. S. 412 (1952). See generally e.g., Cass R. Sunstein, *Lochner's Legacy*, 87 COLUM. L. REV. 873 (1987).

(二) 「憲法革命」の意味とその歴史的・社会的背景については、高柳信一「戦間期における違憲審査制の機能転換——ドーピロセスとドボガの証人」東京大学社会科学研究所編・ドーロッペの法体制三三九頁以下（一九七九）、木下毅「ドーピロセスの司法審査」講座憲法訴訟第一巻四九頁以下（一九八四）、大久保史郎「現代アメリカ社会と最高裁判所」東京大学社会科学研究所編・現代日本社会² 国際比較①一三五頁以下（一九九一）参照。

第二章 団体の連邦憲法上の権利保障の拡大

前章で述べたように、「憲法革命」における実体的ドーピロセス論の放棄後も、法人に修正一四条の平等保護・ドーピロセスの保障が及ぶとした Santa Clara 判決は影響力を保ち続け、法人が享有しうるところの憲法上の権利の範囲はその後かえつて拡大していった。本章ではその権利とともに、いかにそれらの権利が法人によっても享有される（あるいは享有されない）と判断されたに至ったかを検討してみることとした。

一 修正四条の不合理な捜査押収禁止の適用

これまで扱ってきた契約条項の下での契約の自由、修正一四条の平等保護・デュープロセスの保障以外の連邦憲法上の権利について、法人による享有の可否がはじめて問題となつたのは、一九〇六年の *Hale v. Henkel* (201 U.S. 43 [1906]) であった。

同事件は、MacAndrews & Foebees 社のシャーマン反トラスト法違反容疑についての大陪審審理において、文書持参証人召還令状に基づく供述と会社文書の提出を求められた当該会社役員 Hale がこれを拒否したため収監され、人身保護令状の発給を裁判所に求めたものである。この憲法上の争点は、当該会社役員は修正五条に基づく自己帰罪拒否特権に基づいて証言を拒否することができるか、文書持参証人召還令状に基づく文書提出命令に修正四条の不合理な捜査押収禁止が適用されるかという点にあつた。Brown 判事の法廷意見は、修正五条の自己負罪拒否特権が「証人の純粹に personal な特権であ」る、仮にその代理人であつたとしても第三者である法人のために援用することは許されない (at 69) として、会社役員による修正五条の援用を認めなかつた。しかし同時に法廷意見は、修正四条の不合理な捜査押収禁止条項を法人が主張することはできると述べ (at 71)、同事例で発給された文書持参証人召還令状について、記載された持参文書の範囲が不合理に広範すぎるとした (但し、この召還令状の問題は Hale の収監命令の効力に影響を与えないとして、人身保護請求を拒否した原判決を支持した)。

興味深いのは、同判決の中には様々な法人についての考え方が反映しているといふである。法廷意見の中にも、一方で、法人が州によって創設されたことを理由として、その権限が法律や特許状によって制限されることを強調し、「法人に特許状を与えて一定の事業を行えるようにした州が、その主権の行使の一環としていかにその事業が行われているか、それが乱用されていないかを調査し、その目的のために法人の帳簿や書類の提出を求めることが

できないとしたら奇妙な矛盾である」(at 75) とまで述べ、州による法人格付与を一種の特権とみる特許説に近い考え方を示しながら、法人も修正四条を援用しらるとした箇所では一転して、「法人は結局のところ仮名の下に別個の法的主体をもつた個人の集合である。集合体として自らを組織するにあたっては、その団体にふさわしいかなる憲法上の保護をも放棄してはいない」(at 76) と、法人を個人の集合体とみる集合説的法人觀を示している。されば、Harlan 判事の同意意見は、Hale が修正四条の不合理な捜査押収禁止を主張することも許されないとしたが、その際「私見では法人は『人為的な、目に見えない、触れる』こともできない、法的思考の中でのみ存在するもの」であり、修正四条による保護も主張することはできない。なぜなら法人は當該修正条項にいう『人民』には含まれないし、『人』にも含まれないからである(at 78) と法人の人為的性格を強調する見解を述べた(McKenna 判事もその同意意見で「法人が修正五条の保護を主張できないとしたら修正四条の保護も主張できないとするほうが説得力がある」(at 82) としている)。しかし、Brewer 判事の反対意見(Fuller 長官参加)は、修正四条・修正五条の保護がその性質上許される限り法人に及ぶと主張した(at 83-84)。その理由付けとして同判事は、第一に、先の Santa Clara 判決の、修正一四条の「人」に法人が含まれるという一節にしたがえば、修正四条と修正五条においてもその「人」という文言には法人が含まれるべきである」と、第二に、修正四条の不合理な捜査押収の禁止条項においては「人民」という言葉が使われているが、これについては「市民」より広い意味をもつものではないものの、これまで連邦裁判所の管轄権を判断する判例でくりかえし「市民」は法人を含むとされてきたし、制定法の解釈上も法人は「市民」に含まれると解釈されてきたいと、第三に、法人は基本的に一定の権利と特権が与えられ、法的な権限が付与された個人の集合体であり、その利益は個人に帰属し、その意味で法人は法人に結集した個人に与えられた権限を行使する道具にすぎない」と、第四に、州によって法人格を付与された法人はたとえ州

際通商に従事していく中で、修正四条・修正五条の保護を失うものではない」と、第五に、法人の監督権は基本的には法人格を付与した州にあるべきであり、連邦政府によって行使されるべきではないことを指摘した。110世紀に入つてアメリカにおける法人理解は擬制説ないし集合説から法人実在説 (natural entity theory) に推移したともいわれるが、*Hale v. Henkel* 判決の各意見が示すように、少なべゆるの時点では連邦最高裁も法人の本質について依然動搖していたことがわかる。

さて、不合理な捜査押収を禁止した修正四条の適用を肯定した *Hale v. Henkel* 判決の一節は、その後先例として扱われるようになり、110世紀に入って多用されるようになった行政調査に対抗するため企業側によつてたびたび援用されるようになつた。⁽³⁾ そして連邦最高裁も一九一四年の *Federal Trade Commission v. American Tobacco Co.* (264 U.S. 298 [1924])において反トラスト法違反容疑を捜査するために当該企業の記録や書簡類を一般的に提出するよう求めた連邦取引委員会による職務執行令状発給申請について、そうした一般的な文書提出命令は修正四条に禁止されている不合理な捜査押収に当たるとした。⁽⁴⁾ しかし文書提出命令にまで修正四条で禁止された不合理な「捜査・押収」適用を認める不当な拡張解釈であるとの批判も強いた。⁽⁵⁾

一九四〇年代以降の連邦最高裁判決は、法人への修正四条の保護を狭く限定し、裁判所や行政機関による文書提出命令権限を広く容認する傾向にある。*Oklahoma Press Publishing Co. v. Walling* (327 U.S. 186 [1946])では、新聞社に対する公正労働基準法による労働省の広範な文書提出命令が修正四条に違反したこととされたし、*United States v. Morton Salt Co.* (338 U.S. 632 [1950])でも、連邦取引委員会による販売価格・販売条件に関するほとんじある情報の報告を求める命令が修正四条に違反したこととされた。行政法学者の K. Davis は「我々はなんと柔軟な憲法を持っているのだろう。一九二四年の全員一致の連邦最高裁によれば、修正四条により『犯

罪の証拠を発見するかも知れないという可能性に基づいて私的な文書を直接漁る」と (direct fishing expeditions)』は禁止されていい。ところが、一九五〇年の全員一致の連邦最高裁によれば、同じ修正四条の下で、たゞえその理由が役人の單なる興味から発したものであっても、行政機関が企業文書漁りをやるといふことが許されるのだ」と先の American Tobacco Co. 判決と Morton Salt Co. 判決との矛盾を批判してゐる。Morton Salt Co. 判決で注目されるのは、「法人は（修正四条の保護利益である）プライバシーの権利について個人との平等を主張でいい」(at 652) と、法人の修正四条の保護は個人のそれに比べて狭いといふことを判決中ではいきり述べていよいとである。その理由として連邦最高裁は、法人は連邦政府により州際通商を行ふ特權をえたのだから、政府からえた恩恵とひきかえにより強い規制手段に服するべきであるという、法人特許説に近い見解を示していた。⁽⁷⁾

修正四条は、行政調査のもう一つの形態である立入り検査に対してもしばしば企業によつて援用される。すでにニューヨークの時期にも、違法な捜査押収を通じてそられた情報に基づく召喚令状に對して、修正四条を援用して法人への裁判所侮辱罪の適用を破棄した例もあるが⁽⁸⁾、行政機関による立入り調査と修正四条の関係がより本格的に争われるようになるのは、一九六〇年代後半以降のことである。⁽⁹⁾ ことに問題となつたのは、職場の衛生安全規制や産業廃棄物規制において多用される抜き打ち検査が、令状主義を定めた修正四条に違反するのかどうかという点であった。連邦最高裁は一九六七年に（直接法人について問題となつた事件ではなかつたが）商業用倉庫への火災予防のための立入り検査について先例を覆して令状が必要である旨示した。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾ そして一九七七年の Marshall v. Barlows Inc. (436 U.S. 307 [1978])において、連邦最高裁は職場への令状なしでの立入り検査を認める OSH A の規定を修正四条違反とした。⁽¹²⁾ Marshall 判決は現代型行政規制への大きな障害と批判される反面、産業界からは広く歓迎されている。⁽¹³⁾ その後連邦最高裁はいくつかの事件において令状なしでの立入り調査を合憲としているが、⁽¹⁴⁾

Marshall 判決を正面から覆したのではない、企業への立入り調査には令状が必要とする原則はなお生きています。

- (一) ここで見して矛盾しないような連邦最高裁の判断は、経済規制の実効性の確保（法人への由口負罪拒否特権の拒否）による公正な手続の保障（不合理な捜査押収の禁止の適用）による利益間での妥協のみが認められるべき（Stephen A. Saltzburg, *The Required Records Doctrine: Its Lessons for the Privilege Against Self-Incrimination*, 53 U.Chi.L.Rev. 6, 38 [1986]）。

(二) See Morton J. Horwitz, Santa Clara *Revisited: The Development of Corporate Theory*, 88 W. Va. L. Rev. 173, 223 (1985). やまた林良平・前田達明編・新版注釈民法第11巻 総則 269頁（木南敦執筆）（一九九一）参照。ただし、この点は法人觀の邊りに「第四章」を参照。

(三) アメリカにおける行政調査と修正四条の問題については、曾和俊文「経済規制行政における行政調査の法的統制（11）」*法学論叢*10九巻六号八六一九〇頁、佐伯彰洋「行政調査と修正四条」同志社アメリカ研究1四号三五頁以下参照。

(四) もちろん文書提出命令が十分特定的で、その範囲が正確に限定されなければ不合理な捜査押収にはあたらない。See e.g., Wilson, v. United States, 221 U.S. 361, 376 (1911); Essgee Co. v. United Staes, 262 U.S. 151, 157 (1922).

(五) See 1 KENNETH C. DAVIS, *ADMINISTRATIVE LAW TREATISE* § 4.1, at 227 (2nd ed. 1978).

(六) *Id.* § 4.2, at 232.

(七) See R. J. PIERCE, JR., S. A. SHAPIRO & P. R. VERKUIL, *ADMINISTRATIVE LAW AND PROCESS* § 8.2, 430-31 (1985).

(八) See Silverthorne Lumber Co. v. United States, 251 U.S. 385, 392 (1920). See also Go-Bart Importing Co. v. United States, 282 U.S. 344, 356-57 (1931).

(⑨) 立入の検査が定める連邦上の規制への違反を除く。See e.g., The Clean Air Act of 1970, 42 U.S.C. § 1857 (1970); The Consumer Product Safety Act of 1972, 15 U.S.C. § 2051 (1972); The Occupational Safety and Health Administration Act of 1970, 5 U.S.C. § 7902 (1970).

(⑩) See See v. City of Seattle, 387 U.S. 541 (1967); Camera v. Municipal Court, 387 U.S. 523 (1967) (overruling Frank v. Maryland, 359 U.S. 360, 366 [1959]). これによると K.Davis は修正四条の保護が会社の「文書」や会社の敷地に及ぶるほどの疑問を呈してゐる（K. DAVIS, *supra* note (5), at 247）。

(11) たゞ一酒類を取り扱う企業と火器を扱う企業は関係ござらず、政府の許可の下で営業してゐるが、従事的で厳密な規制が服ふるるお野菜など入る調査の令状事件の多くがこれである。See Colonnade Catering Corp. v. United States, 397 U.S. 72 (1969); United States v. Biswell, 406 U.S. 311 (1971).

(12) See also G.M. Leasing Corp. v. United States, 429 U.S. 338, 359 (1977) (会社事務所の令状だとしての立入りが修正四条違反へやぶる)。

(13) See John W. Collins & Sandra N. Hurd, *Warrantless Administrative Searches: It's Time to Be Frank Again*, 22 AM. BUS. L.J. 189 (1984); Comment, *The Fourth Amendment and Administrative Inspections*, 16 HOUS.L.REV. 399 (1979).

(14) See e.g., Donovan v. Dewey, 452 U.S. 594 (1981) (連邦炭坑衛生安全法に基いて立入り調査); Dow Chemical Corp. v. United States, 476 U.S. 227 (1986) (公衆健康に対する地域観測と写真撮影)。

団体の憲法上の権利享有についての一考察 (木下)

II 刑事手続から連邦憲法上の諸権利の適用

① 1重の危険禁止

連邦最高裁は一九六一年の *Fong Foo v. United States* (369 U.S. 141 [1962]) において、法人に修正五条の「⁽¹⁾」重の危険禁止が適用されることをはじめて明らかにした。これは、政府との契約に関して重大な事実を隠匿したとの容疑で起訴された会社とその従業員について、検察の不当な行動を理由に地方裁判所裁判官が無罪の評決をするよう陪審に既に説示していた事件について、会社を含めた被告と同じ容疑についてその後再び刑事訴追するなどは、「⁽²⁾」重の危険を禁止した修正五条によって許されないとしたものである。Per Curium' Harlan 判事の同意意見、Clark 判事の反対意見とも地裁の無罪判決の手続きの正当性について（政府側の証人調べの途中で裁判官が、検察の不正な行動か、政府側証人の信頼性の欠如かを理由に無罪の評決を下すよう陪審に説示した）論ずるのみで、法人が「⁽²⁾」重の危険禁止の保護を受けうる理由については特に論じていない。その後の同種の連邦最高裁判決においても「⁽²⁾」重の危険禁止の法人による享有の問題は特に争われておらず、*Fong Foo* 判決がこの問題での先例として引用されるところである。連邦下級裁判決でも、「憲法上の『危険』は法人や命の人（person）に及ぼすとは疑いがない」 (*United States v. Armco Steel Co.*, 252 F. Supp. 364, 368 [S.D. Cal. 1966]) (修正五条には person という用語は使われていないが、裁判所は反トラスト法と連邦法典タイトル 1 第 1 節の定義に依拠して、この 1 節を述べた)、「修正五条の「⁽²⁾」重の危険条項は自然人だけでなく、法人にも適用された」 (*United States v. Southern Ry.*, 485 F.2d 309, 312 [4th Cir. 1973]) (*Fong Foo v. United States* 判決へ *United States v. Armco Steel Corp.* 判決を先例として参照) という簡単な言及が田畠いく程度である。そのなかで比較的詳しく述べ「⁽²⁾」重の危険禁止の保障を与えるべき根拠を展開したのが、*United States v. Security National Bank* (546 F. 2d 492 [2d Cir. 1976]) である。第一巡回区連邦控訴裁は、要旨としてのように論じた。第一に、やぐらの法人が大企業とは限らないが、すぐらの企業犯罪が少額の罰金だけ課される規則違反にとどまらない。したがって法人

も二重の危険禁止条項が保護する利益、すなわち同じ犯罪事実について何回も訴追される恐れから生ずる不安・圧迫の解消を必要とする。第二に、仮に大企業といえども有罪判決から受ける影響は小さくない。第三に、いかなる大企業でも州のもつ資力には対抗できず、繰り返される裁判の結果生ずる有罪の可能性とその不安から逃れることはできない。こうして同判決は、二重の危険禁止条項の保護法益に関しては、法人と個人との間に大きな違いはなく、「法人が二重の危険を禁止した憲法上の保障を享有しないとする理由はない」(at 494) と論じた。

論者の中には、二重の危険禁止が被告人の社会的・情緒的安全 (well-being) の配慮に基づいているとして、こうした配慮が法人にはあてはまらないことから、法人については一事不再理の原則で足りるとの見解⁽³⁾と、二重の危険禁止は、単に被告人の心理的・情緒的に不安定な状況からの解放という利益だけにとどまらず、刑事裁判に伴う財産的損失・信用低下の防止、公正な取扱いと自由の保障という利益を保護することも目的としており、そこには個人と法人とで異なる取扱いをする必要は認められない、被告人が法人であるというだけで有罪とされる可能性を増大させるのは、かえって政府による専制への衝動を抑制するという二重の危険禁止の目的に反するとの主張⁽⁴⁾が対立している。

②自己負罪拒否特権

修正五条の自己負罪拒否特権の法人による享有については、先の *Hale v. Henkel* 判決で否定され、以来その判断が確認されている⁽⁵⁾。同判決の法廷意見はその理由として、「法人はその代理人か被庸者を通じてしか口頭の証言を行うことができないから、法人が証拠開示請求に応答する場合を除けば、当該修正条項にいう『人』に法人が含まれるかどうかという問題は生じない。当該修正条項は自らの利益に反して刑事案件で証人となることを強要され

る本人に限定して適用されるのであって、第三者のための特権を定めたものでないとすれば、法人の特権として用いられないことは明らかである。シャーマン法に規定された合併ないしその共謀は通常、当事者すなわち当該法人の代理人か被庸者の証言によつて立証されるので、修正五条の特権が法人について主張されるとすれば（すなわち法人の代理人も特権を援用できるとすれば）、連邦議会による立法全体が無効帰してしまうだらう」(201 U.S. at 70)と述べていた。またすでに第一節で述べたように、Hale 判決は法人に自己負罪拒否特権を否定するにあたって、法人についての特許説的見方をかなり明確に打ち出していた。五年後の Wilson v. United States (221 U.S. 361 [1911])においても、連邦最高裁は法人が自己負罪拒否特権に基づいて書類提出を拒否できない根拠を、「州に留保された業務検査権限の範囲内」(at 382)であることに求めた。これも州による法人格の付与と引換えに法人は一定の権利を放棄したという法人格を特権付与とみる議論にきわめて近い。⁽⁶⁾これに対して United States v. White (322 U.S. 694 [1944])では、州による特権付与という根拠に基づくのではなく、当該団体のもつ経済的な権力の大きさとそれに対する政府が合理的な規制を行う公共の利益、自己負罪拒否特権規定の底にある個人の市民的自由の保護という目的からみて、同規定によつて大組織の経済的利益を保護することを制憲者が意図していたとは考えられない点を強調して(at 700)、法人格をもたない労働組合に対する大陪審の召喚令状について自己負罪拒否特権による抗弁を認めなかつた。

法人が自己負罪拒否特権を享有できないとされる理由としては次の点が指摘されている。第一に、Hale v. Henkel 判決で指摘されたように、法人は実際に口頭弁論を行うことができないし、自ら書類や帳簿を保有することができないという事実である。したがつて裁判で実際に法人を代理して証言を行うのは、その代理人といふことになるが、自己負罪拒否特権はその性格上、第三者のために援用できないとされており、事实上法人がこの特権を

援用しうる状況が存在しないことになる。第一に、法人とりわけ大企業はその蓄積された資本の行使を通じてその活動が社会に重大な影響をもたらす存在となつており、その活動が適正に行われているかどうか調査される必要があるという点も指摘されている。⁽⁷⁾

もちろん法人の代理人個人が自らについて自己負罪拒否特権を行使できるとに疑いはないが、法人の事業にかかる行政調査ないし刑事捜査に際しては、どうまいか代理人個人の問題で、どうからが法人の問題かかなり微妙な事例が生ずる。一般的には、*Boyd v. United States* (116 U.S. 616 [1886]) に始まる一連の連邦最高裁判決において、会社役員は純粹に個人的な所有の下にある私有財産としての文書については自己負罪拒否特権を援用しらるが、会社役員としての職務に関する限り自己負罪拒否特権は主張しえないとわざときた。しかし *Fisher v. United States* (425 U.S. 391 [1976]) において、修正五条は自己負罪の強制に対して保護を与えるものであり、私的な情報の公開に対してではないとして、文書の提出が提出者に罪を負わせる証言の強要を構成するものでないかぎり自己負罪拒否特権の援用は許されないとした。また *United States v. Doe* (465 U.S. 605 [1984])において連邦最高裁は、一人会社の所有者については事業にかかる書類の提出が自らについて不利な証言を強要することとなるとして修正五条の援用を認めた。

以上述べた権利以外では、修正六条上の陪審による裁判を受ける権利⁽¹⁰⁾、弁護人依頼権⁽¹¹⁾も法人に適用があるとわれているが、その可否をめぐる立った議論はない。

(1) See also *Rex Trailer Co. v. United States*, 350 U.S. 148 (1956) (民事上の賠償請求とともに刑事制裁を課すが、これが二重の危険にあたるだらしかねだ); *People of Puerto Rico v. Shell Co.*, 302 U.S. 253 (1937) (同じ行為についてシャーマン反トラスト法とブリルトリック法の適用のあるルールが二重の危険にあたるだらしかねだ)。

(n) See e.g., United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564 (1977).

(o) See Note, *Double Jeopardy and Corporations: "Lurking in the Record" and "Ripe for Decision"*, 28 STAN.L.REV. 805, 827 (1976).

(p) See Note, *The Applicability of the Double Jeopardy Right to Corporations*, 1977 DUKE L.J. 726, 745-50.

(q) See generally CHARLES T. McCORMICK, *McCormick on Evidence* §§ 128-129 (3rd ed. 1984); 8 JOHN H. WIGMORE, *EVIDENCE IN TRIALS AT COMMON LAW*, §§ 2259a, at 352-53 (revised by John T. McNaughton, 1961); 2 SPENCER A. GARD, *JONES ON EVIDENCE, CIVIL AND CRIMINAL*, § 6.7, at 12 (6th ed. 1972).

(r) たゞ一種の「連憲条件」謬が今日やくはるかに疑ふるゝ批評があつてゐる。See Frost & Frost Trucking Co. v. Railway Comm'n, 271 U.S. 583, 593-94 (1926) ([アーティスの連憲の条件]、連憲法上の権利の放棄を強制するべきではないが、州は同様のやつ方でやぐての権利放棄を強要しないといひだね。合衆国憲法は罰金犯に対する(権利の)保障がいるのに葬つ去つてゐるとは思ふんだけだ)。他の文脈で、便益付与の条件として罰金負罪拒否特権を放棄せざるべからずめた判例として、*Lefkowitz v. Turley* (414 U.S. 70 (1973)) (政府契約) と Gardner v. Broderick (392 U.S. 273 [1971]) (公務職) がある。

(s) See Note, *supra* note (4), at 738.

(t) See Wilson v. United States, 221 U.S. 361, 384 (1911); Dreier v. United States, 221 U.S. 394, 400 (1911); Grant v. United States, 227 U.S. 74, 80 (1913); Wheeler v. United States, 226 U.S. 478, 490 (1913); Bellis v. United States, 417 U.S. 85, 90 (1974).

(u) See e.g., Robert Heidt, *The Fifth Amendment Privilege and Documents-Cutting Fisher's Tangled Line*, 40 MO. L. REV. 439, 449 (1984); Note, *Fifth Amendment Limitations on Compelled Production of Evidence*, 22 AM. CRIM. L. REV. 559, 560 (1984). See also Comment, *Organizational Papers and the Privilege Against Self-Incrimina-*

tion, 99 HARV. L. REV. 640 (1986); Shauna J. Sullivan, *Fifth Amendment Protection and the Production of Corporate Documents*, 135 U.P.A.L.REV. 747 (1987); Stephen A. Saltzburg, *The Required Records Doctrine: Its Lessons for the Privilege Against Self-Incrimination*, 53 U.CHI.L. REV. 6 (1986); Note, *Fifth Amendment Privilege and Compelled Production of Corporate Papers After Fisher and Doe*, 54 FORD. L. REV. 935 (1986).

(2) *See* United States v. R.L.Polk & Co., 438 F.2d 377, 379 (6th Cir. 1971) (「*同社の個人と同様、監禁裁判は原則として個人の基本的原則*」と記載) ; Ross v. Bernhard, 396 U.S. 531, 532-33 (1970) (法人による監禁裁判が認められないとするべきであるとし、株主による代表訴訟が監禁裁判の対象となるべきである) . *See also* Armour Packing Co. v. United States, 209 U.S. 56, 76-77 (1908) (憲法修正案で定められた輸送料金を払わなければ会社として「犯罪の行われた州及びその地域で論理され、处罚を受ける」への修正六条の保障が適用されないわれた) ; United States v. Winnie Mae Mfg. Co., 451 F. Supp. 642 (C.D. Cal. 1978) (修正六条の防護権の法人による事例を修正五条の「*人一ノロヤケルムニリ拒却*」) .

(3) *See e.g.*, United States v. Red-O-Lite, 612 F.2d 740, 743 (3rd Cir. 1979) (修正六条による「被告人」による六条は「修正六条上の権利保護が個人の被告人に限られるに示唆してこなる」への法人の弁護人依頼権を肯定) *See also* United States v. Crosby, 24 F.R.D.15 (1959) (括入の代理人を選任する裁判所の権限を確認) ; *In re Las Colinas Dev. Corp.*, 585 F.2d 7 (1st Cir. 1978), cert. denied, 440 U.S. 931 (1979) (被告における法人側代理人を弁護士のみ限定する) . 裁判所へアカヤハヤの権利を侵害するといはざなひだ。

II 修正一条の適用と Bellotti 判決

法人の享有する憲法上の権利の拡大についての最も特筆すべき事象は、近年になってからの判決や法人の修正一条を享有するべきだりしないだ。

法人による修正一条の享有は、まずその事業として表現の自由の行使に直接携わる法人、すなわち新聞・出版社に代表されるプレスについて問題となつた。⁽¹⁾この種の事件の最も早い連邦最高裁判決としては、一九三六年の *Grosjean v. American Press Co.* (297 U.S. 233 [1936]) がある。この事件で連邦最高裁は、新聞紙税が修正一条の出版の自由の侵害にあたると判示し、州側の「修正」四条は法人には適用されない」との主張を「部分的にしか正しくない」と退けたものの (at 244)、新聞社が修正一条をなぜ享有しようるのかについては明確な理由を示さなかつた。これ以降の修正一条に関する事件のなかにも出版社・新聞社・放送会社といった法人が主体となつてゐるもののが實際には数多くあるが、そこでは法人の修正一条の享有の可否について正面から論じられるとはいへずかに新聞社による裁判報道の規制にかかる *Bridges v. California* (314 U.S. 252 [1941]) における Frank furter 判事の反対意見がこの点に触れてゐるにすぎない。⁽⁴⁾

これに対しても、事業として表現活動を行つていらない団体による修正一条の権利の享有が争われた *Hague v. C.I.O.* (307 U.S. 496 [1939])において、連邦最高裁は、結論として集会の開催・宣伝活動に制限を加える条例を修正一条に違反するとしたものの、修正一条の権利を主張できるのは自然人に限られ、法人(及び法人格なき団体)は修正一条を享有できないとした。⁽⁵⁾この判決には法廷意見がないが、条例を違憲とする多数派のうち、Roberts 判事の意見は修正一四条の「特権・免除」条項にいう「市民」には自然人のみが該当するとの先例に従つて、その「特権・免除」に含まれる言論・集会の自由は自然人のみが享有すると述べ、Stone 判事の意見はデューープロセス条項により保障された「自由」は自然人の自由であるとした先例に依拠し、そこに含まれる言論・集会の自由は結局法人によつては享有されないと述べ、ともに ACLU (アメリカ自由人権協会) による言論・集会の自由の主張を認めなかつた。先の *Grosjean* 判決によつて、修正一四条のデューープロセス条項にいう「自由」を法人が享有

あることを否定してきた連邦最高裁の先例が暗黙のうちに覆されたとの観測もあつたが、Hague 判決はそうした観側を打ち消す結果となつた。

団体の憲法上の権利享有についての一考察（木下）

しかし公民権運動の高まりの中で生じた、憲法上の権利としての結社の自由を認めた一連の連邦最高裁判決は、表現活動を目的に結成された非常利団体の様々な活動が修正一四条のデューブロセス条項によつて保護される「自由」に含まれることを確立した。州裁判所による会員名簿の提出命令の合憲性をめぐつて憲法上の争点を提起する団体の適格自体が鋭く争われた *NAACP v. Alabama* (357 U.S. 449 [1953]) において、Harlan 判事による全員一致の法廷意見は「原告 (NAACP) 「全米黒人地位向上協会」は(修正一条の)権利を主張する適切な当事者である。なぜならば原告とその構成員はすべて実際的な意味で同一だからである。当該結社はその規約で『その原則及び方針に従うものは誰でも』メンバーになる」とがである註定めており、まさに個々の構成員がより有効にそれぞれの見解を表現するための媒体である」(at 459) と述べ、「信条・思想の唱道のために結社に加わる自由が、言論の自由を包摂する修正一四条のデューブロセス条項上の『自由』に含まれる」とは議論の余地がない」(at 460) と宣言した。さらに連邦最高裁は *NAACP v. Button* (371 U.S. 415 [1963]) において、「原告 (NAACP) は法人ではあるが、憲法上保障されている活動を直接行つてゐる」(at 428) と述べて、団体がその構成員に代わつて行つた活動だけではなく、自ら団体として行つた活動 (この事件では訴訟扶助) についても修正一条の権利を主張できることを確認した。こうして連邦最高裁は、共通の目的をもつ者が自発的に集まり、その構成員に共有关心している思想・信条を唱道するために結成された団体については、法人格の有無に問わらず修正一条の保護が与えられるべきとの原則を確立した。ただし、ここで連邦最高裁は、当該団体とその構成員がその表現活動について同一視であるといふ、NAACP を典型とする、表現活動を目的とした自発的結社の特徴を重視しており、法人

一般がデューペロセス条項にいう「自由」を享有しないとした先例を正面から覆はることはしなかった。

これまで述べたプレスや表現目的の自発的結社というカテゴリにあてはまらない當利法人たる会社による表現活動と修正一条の保護との関係は比較的最近まで否定的に解されてきた。会社の営業と密接に結びついた宣伝するわや商業的言論に憲法上の保護が与えられるようになつたのは、一九七六年の Virginia Pharmacy Board v. Virginia Citizens Consumer Council, Inc. (425 U.S.748, 771 [1976]⁽⁸⁾) 以降のことである。この判決以降連邦最高裁は、消費者には商品に関する情報を受け取る権利があるとの理由付けで商業的言論の禁止を違憲とするようになってきている。⁽⁹⁾ それはこれまでの連邦最高裁判決の流れからみて、会社の活動に対する憲法上の保護の重大な拡大と評価されるべきものであるが、商業的言論に関するいずれの連邦最高裁判決においても、なぜ表現主体であらぬ法人とりわけ会社が修正一条の保護を享有するのかという議論は顧みられていない。

会社の事業と直接結びつかない政治的言論について修正一条の保護の可否が争われたのが、一九七八年の First National Bank of Boston v. Bellotti (435 U.S.756 [1978])⁽¹⁰⁾ であった。この事件で連邦最高裁は、レフ・トランダムに関して会社が行う政治献金・政治的支出を禁止するマサチューセッツ州法を修正一条に違反すると判断した。Powell 判事の法廷意見は、当該州法を合憲とした州最高裁判決の「法人は、はたして修正一条の権利をもつか、もつとすればどの程度もつか」という問題の立て方が誤っていること、判断されるべき問題は「当該州法が修正一条の保護しようとする表現を侵害しているかどうか」、あるいは「話し手が法人であるといふアイデンティティによってその言論への修正一条の保護が失われるか」であるとする(at 777-78)。そして法人の修正一条の権利は修正一四条で保護された財産権から引き出されなければならないとした州最高裁判決を、「擬制的な判断方法」であつてとりえないとして、法人がデューペロセス条項にいう「自由」の中に含まれた表現の自由を享有できることは、

連邦最高裁の先例からみても正当であると主張する⁽¹¹⁾。Powell 判事は、法人は国家の創造物であつて州によつて認められた権限のみを享有するとの州側が主張した見解に「いや、」とした極端な見解は過去の多くの先例と矛盾するし、本件の当事者である全国銀行は連邦政府によつて創設され、その存在が全く州法に依拠していない」とからみても成り立たない、また法人の表現の自由の主張が認められなかつた事件においても法人が関わつていることを理由に判断されたものはないと批判した。一方で Powell 判事は、一定の「純粹に個人的な (personal) 権利」は法人には利用できないが、個々の憲法上の権利の保障が法人に利用可能かどうかは個々の憲法規定の性格、歴史、目的によつて判断されるべきとした (at 778-79 n.14)。これに対して州側は、修正一条の保障はコモン・ニケーンンを業務としている法人または、個人が自らの表現の手段としている団体に限られるという主張をおこない、州最高裁は、法人の言論の制約が法人業務に「実質的に影響」を与える場合のみ修正一条違反となるという見解を述べたが、Powell 判事は、過去の先例において法人業務への影響は決定的な理由ではなく、プレスのみが修正一条や公衆への情報普及・議論へのアクセス提供という機能を独占することはできないとした。⁽¹²⁾

Burger Court のその後の展開は、会社に対する修正一条の保護をさらに拡大する傾向を示した。まず Consolidated Edison Co. v. Public Service Commission (447 U.S. 530 [1980]) やは、地域独占を州によつて認められてくる公益事業法人に対し、使用料金請求書に原子力発電推進のメッセージを挿入することを禁止する州公益事業委員会の命令が、言論内容に基づく規制であるとして違憲とされた。この判決は、州によつて独占的地位が認められており、その事業の性格も公共性が強い法人に「いやでも、」その表現の自由の制約について厳格な審査が適用されるとした点で、Bellotti 判決をめぐる一歩進し進めたものといえど、一方で一九八六年の Pacific Gas & Electric v. Public Utilities Commission (475 U.S. 1 [1986]) やは、料金請求書に公益事業法人の政治的意

見掲載を認めると同時に利用団体による反論の掲載も行なうように命ぜる州公益事業委員会の命令が違憲とされた。Powell 判事による相対多数意見は、委員会命令により当該法人が「自ら同意していない利用団体の言論に結び付けるふりとなり」、それに同意しているかのように受け取られるか、それに反論するよう迫られる点を問題とした。そして、「法人にとって個人と同様に、言論をするという選択には何を言わなかつての選択も含まれる」(at 15-16) から、その選択を制限する命令は法人の修正一条の権利の侵害となるとしたのである。同判決は法人に消極的言論の自由を認め、消費者団体によるアクセス権の要求を退ける論拠を確立したものと評されている。⁽¹³⁾ もともと *Citizens Against Rent Control v. City of Berkeley* (454 U.S. 290 [1981]) において、連邦最高裁判は、イニシアティヴに関する政治献金額を制限する市条例上の制限を修正一条違反とした。この判決は会社のみに対して課せられた制限が問題となつたわけではなかつたが、*Buckley v. Valeo* (424 U.S. 1 [1976]) では合憲とされた政治献金制限が問題となつた事例であり、かゝ *Bellotti* 判決で争われたような政治献金の全面禁止ではなく献金額の規制などとなつていたにもかかわらず、連邦最高裁判が厳格な審査基準を課し、違憲と判示したこととは、会社の政治献金規制一般を違憲とする方向に一步進んだものと評価された。⁽¹⁴⁾

Bellotti 判決に始まる公然たる会社の言論の自由の承認は、いくつかの意味で法人の憲法上の権利享有という問題への関心を高めた。その理由の一つは、当該マサチューセッツ州法の違憲判断が会社の政治献金を一般的に禁止している連邦選挙法の規定や他州の政治献金規制にどのような影響を与えるか注目されたからである。実際、Bellotti 判決以降、連邦公職者選挙への会社による政治献金を禁止している連邦腐敗防止法をはじめとして、会社の政治過程への進出を制限する様々な立法の合憲性が裁判所で争われる事件が多発した。⁽¹⁵⁾ 第二に、会社の政治的言論にまで修正一条の保護を及ぼすという判断が、会社による憲法上の権利の享有という観点からみて、プレスの出版の

自由の保障や会社の商業的言論への修正一条の保護拡大と比べても、一段と大きなステップであることは間違いない、それ以前の判例との理論的整合性が問題とされるえなかつたからである。

以上のような連邦最高裁による会社の言論の自由の承認に対し、学説の多くは批判的である。その主要な理由には、企業がその経済力を用いて政治過程に自由に参入できることになれば、個人の発言力がかき消されてしまう、反対意見をもつ少数派株主の修正一条の権利が侵害される、といった Bellotti 判決における White 判事の反対意見でも述べられていた論点がある。またそれに加えて、会社に言論の自由の享有を認めるのは法人に憲法上の権利保障を認めてきた過去の先例からも逸脱するとの批判も多い。例えば、O. Schneider は、それまでの先例はいずれも会社の事業や団体の構成員の権利保護と結びつく限りで団体に憲法上の権利を認めたものであり、商業的言論の保護に関わる判例にしても、当該広告が禁止されれば、実際上消費者に必要な情報が伝わらないという状況において、「事実」の宣伝のみが保護されたという、その射程が限定されたものであつたと主張する。⁽²⁰⁾ また言論の自由保障の背後にある「自己実現」という価値を充足しない会社による言論は、そもそも個人の言論に比べて低い程度の保護しか受けないと主張もなされてい。⁽²¹⁾

しかし他方では、会社の言論の自由への憲法上の保障を肯定的にとらえる論者も少なくない。その多くは、Bellotti 判決の多数意見と同様、会社の言論も多様な見解を知る公衆の権利に奉仕し、政治的議論の活性化に役立つという観点からこれを正当化する見解であるが、会社による政治的言論もその経済的利益追求の延長にあるものであり、一種の結社の自由の行使として保護されるとの見解も有力になりつつある。⁽²²⁾⁽²³⁾

(1) 法人による言論の自由の問題を取り上げた初期の論稿として以下の文献を参照。 See Comment, 4 WILL. L. REV. 377, 395 (1959) (法人は修正一四条に「自由」を享有しないとした先例は事实上覆されてしまふ、効果的な言論が行われる

ために、集団行動による政治的影響が重要であるから、法人による表現の自由を認めるべきである。Donald B. King, *Corporate Political Spending and the First Amendment*, 23 U. PITTS. L. REV. 847, 854-64 (1962) (会社の政治支出は第一修正権による保護されるべきである) ; Joseph L. Rauh, Jr., *Legality of Union Political Expenditures*, 34 S. CAL.

(72) 72

団体の憲法上の権利享有についての一考察（木下）

(4) Frankfurter 異議を心の反対意図より、当該事件の当事者（新聞社）やその本人は判例上、修正1回条の「和一ノロヤハ
条項は、「田中」を享有しないがゆゑに、多數意見が修正1回条が編入された上でおいて、憲法
判断の根拠となる条項を特徴しながら、いわば「不可解である」へと翻訳した（314 U.S. at 280）。他方で、Fram v. Yellow
Cab Company of Pittsburgh (380 F.Supp. 1314 [1974]) や New York Times v. Sullivan 判決を挙げて、修正1条
が個人的な濫用やねだらべの原因側の主張を「トリボラス（trivialous）」へと定めた（at 1334）。

(5) Orient Insurance Co. v. Daggs, 172 U.S. 557 (1899); Holt v. Indiana Manufacturing Co., 176 U.S. 68 (1900);
Western Turf Association v. Greenberg, 204 U.S. 359 (1907); Selover, Bates & Co. v. Walsh, 226 U.S. 112 (1912)
など（307 U.S. at 514 n. 22）。

(6) Northwestern Nat. Life Insurance Co. v. Riggs, 203 U.S. 243 (1906); Western Turf Ass'n v. Greenberg,
204 U.S. 359 (1907) など（307 U.S. at 527）。

(7) See Note, *Is a Corporation Always Entitled to "Due Process of Law"?*, 26 GEO. L. J. 132, 138 (1937).

(8) 商業的憲論の最初の連邦最高裁判決となり、Valentine v. Chrestensen (316 U.S. 52 [1942]) 以来、連邦
最高裁は「純粹な商業法規」を修正1条の保護が与えられると、その影響をもたらすが、これが Schaumburg v. Citizens for a Better Environment (444 U.S. 620 [1980]) や既示の判例変更など（at 632 n. 7）。商業
的憲論の憲法上の保障として、太田経（「商業的憲論をめぐる憲法法理の展開——トマソカ連邦最高裁判決を中心として」）
同前註引一九八〇年云々終結。

(9) See e.g., Central Hudson Gas & Electric Corp. v. Public Service Commission of New York, 447 U.S. 557,
561 (1980); Bates v. State Bar of Arizona, 433 U.S. 350, 364 (1977); Carey v. Population Serv. Int'l, 431 U.S.
678, 700 (1977); Limmark Associates, Inc. v. Willingboro, 431 U.S. 85, 92 (1977); Bigelow v. Virginia, 421 U.S.
809, 822 (1975). たゞ一體的、詔勅詔などによる、マングル商業的憲論を規定する法律がある。See e.g., Zauderer
(73)

v. Office of Disciplinary Counsel, 471 U.S. 626, 658 (1985); Friedman v. Rogers, 440 U.S. 1, 13-16 (1979); Ohrnlik v. Ohio State Bar Ass'n, 436 U.S. 447, 456 (1978).

(12) Bellotti 判決の詳しく述べを「会社の政治的言論権——「ローハーマ法理の批判的考察——」琉大法第11回印中原俊明著参考。

(11) ハウス、先例として挙げられたのは Santa Clara 判決と Covington & Lexington Turnpike R. Co. v. Sandford

(164 U.S. 578 [1896]) であった (435 U.S. at 780, n. 15)。

(12) 「おどおこて White 判事の反対意見は、争点を「州は、会社経営者が会社資産を使って行なへ、会社の事業と無関係な見解の唱道を禁止する」とがでかいのか」(435 U.S. at 803) へよう問題であると設定し、とりわけ営利目的の会社による言論は、個人の選択の自由の表明である個人の言論や、構成員に共有されてくる主張を表明するために結成されたNAAのよるな団体による言論とは性格が異なるんだ、そもそも会社は一定の経済的目的の達成のために法によって創設された擬制的な存在であり、その目的のために数々の特権を与えられているにすぎないといふ、富の増大という目的のために与えられた特権を用いて政治過程の中で会社が不適に有利な地位に立つのを防ぐといふ目的は州の正当な利益に属し、会社による政治過程の支配を防ぐための措置が必要なことは長年に渡って承認されてきたといへ、やがて会社の事業と無関係の問題について会社経営者が会社の資金を用いることは株主に同意を強いることであり、反対意見をもつ株主の修正一条の権利を保護するための規制が必要であらうとは過去の先例とも一致する、と主張した。他方、Rehnquist 判事の反対意見が設定した問題は「事業会社は政治活動を行う憲法上保護された自由を有するか」(435 U.S. at 822) へよう最も直截な問であったが、彼は「州が自然人とは異なる特権ないし免責を特別に与えた組織は、その組織が何であるかに関わらず州の規制に服すべ」へよう伝統的な特許説に反する考え方を立て、組織規制を正当化した。

(13) See Carl J. Mayer, *Personalizing the Impersonal: Corporations and the Bill of Rights*, 41 HASTINGS L.J.577, 617 (1990). See also Eric L. Richards, *The Jurisprudential Sin of Treating Differents Alike: Emergence of Full*

団体の憲法上の権利享有についての一考察（木下）

First Amendment Protection for Corporate Speakers, 17 MEM. ST. U.L. REV. 173, 177 (1987).

(14) See Comment, *Legislative Regulation of Campaign Financing after Citizens Against Rent Control v. City of Berkeley: A Requiem*, 36 U. MIAMI L. REV. 563, 581 (1982).

15) Bellotti 判決における White 刑事の反対意見は、Bellotti 判決が「約三一年で制定された」として、会社の政治活動を制約する立法及び連邦腐敗防止法の合憲性に重大な疑問をもたらすものである（435 U.S. at 803）。See Edwin P. Rome & William H. Roberts, *Bellotti and the First Amendment: A New Era in Corporate Speech?*, 3 CORP. L. REV. 28, 40 (1980) (Bellotti 幹部の懇親、会社の政治献金を禁止した連邦選挙運動法の規定は違憲であるとする主張）；Note, *Corporate Speech on Political Issues: The First Amendment in Conflict with Democratic Ideals?*, 1985 U.ILL. L. REV. 445, 470-72 (Bellotti 幹部の懇親、懇親からなる同窓会の政治献金を禁止する企業規則が合憲であるとする主張）；Roy B. Bimbaum, *The Constitutionality of the Federal Corrupt Practices Act After First National Bank of Boston v. Bellotti*, 28 AM. U.L. REV. 149, 174 (1979). But see Note, *Statutory Limitations on Corporate Spending in Ballot Measure Campaigns: The Case for Constitutionality*, 36 HASTINGS L.J. 433, 439-57 (1985) (→ トトロスカム社の政治献金の合憲性主張）；Bill Shaw, Sandra N. Hurd & Mark B. Bader, *Corporate Political Speech and the First Amendment*, 9 OKLA. CITY U. L.REV. 271, 289-90 (1984) (会社による意図的な制限を認めないと主張）。Cf. see John A. Gray, *Corporate Identity and Corporate Political Activities*, 21 AM. BUS. L.J. 439, 460 (1984) (トトロスカム社の政治献金・政治活動は禁止されなければならないが、候補者選挙に立候補する依然として懇親をもつてゐる）；Comment, First National Bank of Boston v. Bellotti: *Corporate Political Speech in Ballot-Measure Campaigns*, 8 N.Y.U. REV. L. & SOC. CHANGE 63, 86 (1978-79)；Note, Bellotti—Corporations' Freedom of Speech, 39 LA. L. REV. 1225, 1237 (1979)；Francis H. Fox, *Corporate Political Speech: The Effect of First National Bank of Boston v. Bellotti Upon Statutory Limitations on Corporate Refe-*

(Bellotti 判決の政治活動委員会 [PAC] 規制への影響を検証)。なお、合衆国における企業融資禁止は、右陸正博 *rendum Spending*, 67 Ky.L.J. 75 (1978-79); Thomas R. Kiley, *PACing the Burger Court: The Corporate Right to Speak and the Public Right to Hear After First National Bank v. Bellotti*, 22 ARIZ. L.REV. 427, 443 (1980)

(76) 76

後の判例を題へ(上)(下)——」⁷⁷⁾ 瑞大法學三九号1頁以下（一九八七），臣〇号111頁以下（一九八七），奥平康弘・たかひ「表現の自由」か 第二章（一九八八），宮川成雄「大統領選舉運動の公費助成と選舉資金規制」回志社トマリカ研究三一號1八五頁，落合俊行「アメリカ選舉運動資金規制の法理——選舉過程における「法人の人権」と合衆国憲法修正一条」熊本学園創立五〇周年記念論集（一九九一）参照。

(17) See e.g., William Patton & Randall Bartlett, *Corporate "Persons" and Freedom of Speech: The Political Impact of Legal Mythology*, 1981 WIS. L.REV. 494, 501-508; Gary Hart & William Shore, *Corporate Spending on State and Local Referendums: First National Bank of Boston v. Bellotti*, 29 CASE W.RES.L.REV. 803, 829 (1979).

(18) See e.g., Victor Brudney, *Business Corporations and Stockholders' Rights Under the First Amendment*, 91 YALE L.J. 235, 294 (1981) (「...は、たゞ、彼等は、従事する企業の非商業的面臨に、より大きな金員一粒の投票権をもつてゐる。」)（翻訳注）條はば反へなる（主張）。See also Note, *Corporate Democracy and the Corporate Political Contribution*, 61 IOWA L.REV. 545 (1975). But see Note, *Political Contributions*—First National Bank of Boston v. Bellotti—*Another Hurdle for Shareholder Protection*, 4 J. CORP. L. 460, 467-72 (1979) (Bellotti 幸決の今後株主の保護より、よりの障壁を挙げ持持)。

(19) Bellotti 判決と批判的な評議のなかにば、云うの11年後もへても問題が残る。See e.g., Bill Shaw, *Corporate Speech in the Marketplace of Ideas*, 7 J. CORP. L. 265, 274-83 (1982); Note, *Political Speech, Inc.: The Bellotti Decision and Corporate Political Spending*, 13 SUFFOLK U.I. REV. 1023, 1029-62 (1979); Fletcher N. Baldwin, Jr. & Kenneth D. Karpay, *Corporate Political Free Speech: 2U.S.C. §441b and the Superior Rights of Natural Persons*, 14 PAC. L.J. 209, 218-40 (1983). See also Paul Lansing & Gerald M. Sherman, *The "Evolution" of the Supreme Court's Political Spending Doctrine: Restricting Corporate Contributions to Ballot Measure Campaigns After Citizens Against Rent Control v. City of Berkeley, California*, 8 J. CORP. L. 79, 108 (1982) (○△△○罪

- 決が、表現の自由としての個人・企業の間の区別を事実上はつぶすにいたずらにならず、 Buckley 署名が示された政治献金への政治的支出の区別を放棄したこと（判決を批判）； John S. Shockley, *Money in Politics: Judicial Roadblocks to Campaign Finance Reform*, 10 HASTINGS CONST. L.Q. 679, 689 (1983) (Burger Court “司法選舉権主義の懸念” ながら、より政治資金規制に限らずは積極的に企業・富裕層の影響を擁護する立場を批判). だが、このトレンダムの結果、ルーリーは政治資金への懸念よりは、 Daniel H. Lowenstein, *Campaign Spending and Ballot Propositions: Recent Experience, Public Choice Theory and the First Amendment*, 29 U.C.L.A. L. REV. 505 (1982) 『監』。
- (8) See e.g., Carl E. Schneider, *Free Speech and Corporate Freedom: A Comment on First National Bank of Boston v. Bellotti*, 59 S. CAL. L. REV. 1227, 1253-68 (1986). See also Charles R. O'Kelly, Jr., *The Constitutional Rights of Corporations Revisited: Social and Political Expression and the Corporation after First National Bank v. Bellotti*, 67 GEO. L. J. 1347 (1979).
- (9) See C. Edwin Baker, *Realizing Self-Realization: Corporate Political Expenditures and Redish's The Value of Free Speech*, 130 U.PA. L. REV. 646, 652-55 (1982); Paul G. Chevigny, *Philosophy of Language and Free Expression*, 55 N.Y.U.L. REV. 157, 189-90 (1980) (憲法の自由の根本原理による「語る・だめな状況」の確実化をめぐる論議)； Jeffrey Nesteruk, *Bellotti and the Question of Corporate Moral Agency*, 1988 COJUM. BUS. L. REV. 683, 700-702 (企業の憲法上の本質からして道徳的責任の「存在」を肯定する立場)。See also William Patton & Randall Bartlett, *supra* note (17), at 498 (『企業の憲法上の本質からして道徳的責任の「存在」を肯定する立場』)。But see Martin H. Redish, *The Value of Free Speech*, 130 U.PA. L. REV. 591, 617-18, 630 (1982) (憲法の根本の自由実現による「多様性」の立場)。→ 『企業の憲法上の本質からして道徳的責任の「存在」を肯定する立場』； Martin H. Redish, *Self-Realization, Democracy, and Freedom of Expression: A Reply to Professor Baker*, 130 U.P.A.L.REV. 678 (1982); Martin H. Redish, *Reflections*

on Federal Regulation of Corporate Political Activity, 21 J. PUB. L. 339 (1972).

(23) See e.g., F.W.Dietmar Schaefer, *The First Amendment, Media Conglomerates and "Business" Corporations: Can Corporations Safely Involve Themselves in the Political Process?*, 55 ST. JOHN'S L.REV. 1, 41 (1980); Edwin W. Tucker, *Use of Corporate Funds for Political Speech*, 53 CONN. B.J. 185, 201 (1979); Note, 20 B.C.L.REV. 1003, 1017 (1979); Note, First National Bank of Boston v. Bellotti Money Talks: Constitutional Protection of Corporate Political Speech, 8 C.A.P. U.L. REV. 575, 593 (1979); Mark Goss, First National Bank of Boston v. Bellotti: *The Reopening of the Corporate Mouth—The Corporation's Right to Free Speech*, 21 ARIZ. L. REV. 841, 869 (1979).

(24) See e.g., *The Supreme Court, 1977 Term*, 92 HARV. L. REV. 57, 165-66 (1978); Robert A. Prentice, Consolidated Edison and Bellotti: *First Amendment Protection of Corporate Political Speech*, 16 TULSA L.J. 599, 626 (1981); Comment, *The Constitutionality of the Federal Ban on Corporate and Union Campaign Contributions and Expenditures*, 42 U.CHI.L.REV. 148, 154 (1974).

(25) たとえば 現代企業はもはや私的だ、組織の形態のたとえのふ存在であらうにせんべく、実質上連邦・州政府以下、企業の運営における公的組織に近づくものとしていよいよ多くなる傾向がある。企業の政治影響力の強化が問題となるべきである必要を説いて論じたのが、See Comment, *From Dartmouth College to Bellotti: The Political Career of the American Business Corporation*, 6 OHIO-N. U.L.REV. 392, 429-30 (1979).

四 小括——経済規制の態様の変化と団体の連邦憲法上の権利

前章と本章にわたる連邦最高裁判例の検討の結果看取れることは、実体的チャーチローから法人の財産的

利益の憲法上の保障は、一九三〇年代の「憲法革命」を通じて大きく後退したものの、とりわけ一九六〇年代後半以降、法人に享有が認められる憲法上の権利の範囲はむしろ拡大してきており、刑事手続上の諸権利や修正一条の表現の自由までも含むようになってきているということである。とりわけ最近の連邦下級裁判所や州裁判所の判決のなかでは個人の人格的な利益にかかるプライバシーの権利の法人による享有も問題とされるに至っている。⁽¹⁾こうした変化の主要な原因として、法人とりわけ会社の活動に対する政府の規制の性格とそこで問題となる会社側の利益の性格が歴史的に変化していることがあげられる⁽²⁾。

前章でみたように、法人の活動の規制は一九世紀の半ばまで法人特許状に記載された定款と ultra vires の法理を通じて行われていた。この時点では、州と法人との関係は個々に取り決められる契約に近い性格をもつており、連邦最高裁が Dartmouth College 事件で憲法一条一〇節の契約条項による保護を与えたことにも一定の合理性があつたと考えられる。

その後、法人格付与が一般法によつて行われるようになり、法人に対する規制も、一九世紀の終わりのグレインジャ運動そして革新主義の運動を契機として、議会（当初は州、後に連邦）による立法や行政機関を通じて行われるようになると、契約条項による保護は法人の実態にそぐわなくなってしまった。いから法人は修正一四条のニュープロセス条項を積極的に利用することになる。グレインジャ運動の中心は鉄道・倉庫などの価格統制を中心であつたが、二〇世紀初頭の革新主義の時代になると規制はより社会改革的性格を帯びるようになり、労働者保護、反独占を目的とした規制が大きな比重を占めるようになる。こうした規制は一九三〇年代のニューディールに受け継がれていき、一定の社会的コンセンサスをえるが、当時の連邦最高裁判事の多数派が信奉していた自由放任主義との葛藤を伴つた。これがいわゆる実体的デュープロセス論の時代である。革新主義の時代からニューディールに

かけて制定された様々な経済規制のうち、とりわけ独占禁止立法の執行は会社それ自身を規制・取締の対象としていた関係で、会社側からの憲法上の権利主張を呼び起こした。法人とりわけ会社の行政手続上、刑事手続上の権利保障の拡大はこうした文脈の中で理解される。

さて、とりわけ一九六〇年以降みられるようになる企業活動の規制は、それまでの規制とは大きく異なる性格をもつていて、これが指摘されている。⁽³⁾ すなわち、こうしたいわゆる「現代型規制」は、その目的が従来型の経済規制とは異なり環境保護、消費者保護、マイノリティ雇用、女性の権利保護、職場の衛生安全保護などの社会的目的にあること、おもに連邦機関によって執行されること、定期的な報告義務・モニタリングなど、より介入的で体系的かつ日常的（routinized）な規制手段がとられること、広範な産業セクターを規制対象とするといった特徴がある。⁽⁴⁾ 法人による憲法上の権利の援用が、単にその直接的な経済的利益の保護を求めるものにとどまらず、言論の自由、さらにはプライヴァシーの権利にまで拡大してきているという本章で検討してきた過程は、まさに現代型規制に対応したものとみえることができる。

さて、本稿の主題との関係で注目されるのは、法人が享有しうる憲法上の権利の範囲は、かつての財産的利益の保護を中心とするものから表現の自由やプライヴァシーといったより人格的な権利へと大きく拡大したようにみえるにもかかわらず、なにより法人がそうした権利を享有しうるのかについて、裁判所においてほとんど深まつた議論がなされていないことである。多くの判決は単に Santa Clara 判決を、法人も憲法上の権利一般を享有しうることを認めた先例として挙げるに留まっているし、この問題が当事者によつてまったく争われていない事例も多い。結果だけみれば Bellotti 判決を、法人と自然人を同一視する法人实在説に基づく判決と評価することも可能かもしだれないが、実際にはすでにみたように、連邦最高裁も法人と自然人という主体の違いに注目するのではなく、

その表現活動によるものだいがくの価値・情報の多様性あること「思想の自由市場」として価値と注目して判断しておる、されば前提問題たる修正1条の法人による事有の可否に関する議論は柵上にされておるのである。⁽¹⁵⁾

(一) 注田われわの判決として、国防部から、「職業上の誠実を欠く」「無責任な」契約者として乳製品の発送を拒否された業者について、修正五条の第一項セイバ条項により保障される「自由」中の処置による利益の侵害を認めた連邦控訴裁判所(Old Dominion Dairy Products Inc. v. Secretary of Defense, 631 F. 2d 953 [D. C. Cir. 1980])及び、権利章典の半影部によるトマベニーの保護を含む認められた州裁判所の判決がある(Roberts v. Gulf Oil Corp., 147 Cal. App. 3d 770, 795-97, 195 Cal. Rpts. 393, 410-12[1983])。See also Comment, *Corporate Liberty Rights in Reputation: Old Dominion Dairy Products, Inc. v. Secretary of Defense*, 61 B.U.L. REV. 1271 (1981). But see California Bankers Association v. Schultz, 416 U. S. 21 (1974) (財務省規制上の記帳・報告義務違反による半影部に対する抗議)。

(二) See Carl J. Mayer, *Personalizing the Impersonal: Corporations and the Bill of Rights*, 41 HASTINGS L. J. 577, 601-602 (1990).

(三) See generally Robert L. Rabin, *Federal Regulation in Historical Perspective*, 38 STAN. L. REV. 1189 (1986).

(四) See Carl J. Mayer, *supra* note (2), at 601-605.

(五) C. Mayer は「十九六〇年改憲、会社の憲法上の権利が問題になった事例で法人の本質論と闘争する議論が盛んになつた」を指摘し、これを連邦最高裁のアーヴィング・カーマーの後退へ批判する(Carl J. Mayer, *supra* note (2), at 620-21)。また現代において法人理論が余り重視されなくなつた背景には、トマベニー法廷の議論が関係している(Gregory A. Mark, *The Personification of the Business Corporation in American Law*, 54 U. CHI. L. REV. 1441, 1480-81[1987])。See e.g., John Dewey, *Historic Background of Corporate Legal Personality*, 35 YALE L. J. 655, 673 (1926).

第四章 団体の連邦憲法上の権利保護の根拠と団体の性格による区別

これまで検討してきたように、様々な憲法上の権利の享有を法人その他の団体に認めた諸判決は必ずしもその論拠を明らかにしているわけではなく、むしろ *Santa Clara* 判決のように何の理由付けも示されずに下された判断がそのまま先例として踏襲されたり、全く何の議論もなされないまま団体による享有があることが自明の前提であるかのように扱われていることも多い。しかし、これまでの連邦最高裁判決の背後にある理由付けを探る手がかりが全くないわけではなく、その中にある理由付けの違いや歴史的変遷をかいしま見ることもできるようと思われる。本章では、団体の憲法上の権利の享有の理由付けとしてこれまでしばしば持ち出されてきた、法人理論と結社の自由について検討を加え、最後にはたして団体一般について憲法上の権利享有の有無を問うことが可能かという問題を、最近の連邦最高裁判決の展開を絡ませながら論じてみることとした。

一 法人理論と団体の憲法上の権利享有とのかかわり

① 特許説

第一章でみたように、初期の法人格はごく限られた範囲で州（まれに連邦）から与えられる文字どおりの特権であった。ここからこの当時、法人は州により創造され、特権を付与された人為的存在であり、州は定款の変更によってその後いかようにも法人の権限を変更しうるものと考えられていた。⁽¹⁾こうした法人についての特許説の下では、州は法人格という特権の付与と引換えにいかなる規制をも法人に課すことができることとなり、そもそも憲法上の権利について語ることはできなくなる。一九世紀以降、こうした形での特許説が裁判所によつて正面から語られる

ことは少なくなつたが、法人格付与に伴う様々な利点と引換えに一定の憲法上の権利の制約が許されるという議論はその後も根強く主張され続けている。例えば、*Hale v. Henkel* 判決の法廷意見は、当該会社が州によって設立されたことから州の「業務検査権限 (visitation power)」を導いたし、修正五条の自己負罪拒否特権の享有を否定した。⁽¹⁾ さらに、ニューヨーク州では、連邦最高裁判が行政調査に対する会社の修正四条上の権利保障を狭く解する際にも法人格付与を一種の特権付与とみる見方が援用された (*Oklahoma Press Publishing Co. v. Walling* 判決・*United States v. Morton Salt Co.* 判決)。今日における特許説の代表的な支持者は Rehnquist 長官である。Rehnquist 長官は、⁽²⁾ *Bellotti* 判決において、「自然人とは異なる特権ないし免責を州が特別に与えた組織は、その組織が何であるかにかかわらず州の規制に服する」との反対意見を述べ、*Consolidated Edison Co.* 判決では、当該公益事業体が州により独占的地位を与えていたことを理由に、州による規制を支持する反対意見を述べた。そして、後にみる *FEC v. Massachusetts Citizens for Life* 判決と *Austin v. Michigan Chamber of Commerce* 判決の多数意見⁽³⁾が、當利法人の政治支出への制約を肯定する理由として、当該當利法人が州からの有利な地位を与えられている点を強調した。Rehnquist 長官流の法人観がついに連邦最高裁の多数派を占めたようにも見える。

特許説に対しては、かつてのように個々の法人に対して州議会が特許状を発給していた時代にはあてはまつたかもしれないが、現在のように法人格付与が準拠法主義に基づいて一般的に付与されるという状況の下では、*Consolidated Edison* 事件のように州により実際に特権が付与されてくる場合を除いて、もはや説得力をもたないのではないかとの批判がある。⁽³⁾ また、特許説によれば、法人格の有無によって憲法上の権利享有の有無が左右されるとになる。この点は Rehnquist 長官の立場に顕著である。Rehnquist 長官は、法人格を持つ當利会社にかかわる

Bellotti 判決、Consolidated Edison 判決、Pacific Gas & Electric 判決や各会社の修正 1 条の権利を否定する立場をとり、法人以外の団体も規制の対象となりました Citizens Against Rent Control (CARC) 事件等では、団体の結社の自由侵害を理由に団体の政治献金・政治的支出制限を違憲とする側に回りました (CARC 判決における Rehnquist 判事の同意意見参照)。しかしそれでもある団体が法人格をもつかどうかは、法人格についての立法政策とその団体の性格・目的に ゆるべくあるから、憲法上の権利享有の有無とは論理的関係はないはずであるとの批判がありえよう。⁽⁴⁾

②集合説

特許説に代わって一九世紀の半ばから広く受け入れられた法人理論として集合説 (associational or aggregate theory) 契約説あるいは partnership theory (も呼ばれ) がある。これは、法人の実体を構成員の契約上の合意に基づくものと見る考え方である。⁽⁵⁾この見方によれば、法人は構成員の共通の目的を遂行するために契約に基づいて存在するのであり、法人の憲法上の権利の享有はその構成員の権利保護となる限りにおいて認められることとなる。修正一四条に「人」に法人が含まれるとした Santa Clara 判決自体には、何の理由付けも示されていないが、すでに第二章で検討したように、同事件とそれに先立つ同様の事件である San Mateo 事件の連邦控訴裁判決が修正一四条の平等保護条項の保護を法人も受けたとした理由付けは、この集合説に依拠して、いたとみるところである。すなわち巡回控訴裁判官としてこれまでの控訴裁判決も執筆した Field 判事、両事件について連邦最高裁で会社側に立つて口頭弁論を行った N. Pomeroy や R. Conkling も基本的に、法人の財産は結構構成員個人の財産であり、法人の財産権保護はあくまでも個人の財産権保護となるという立論を行っていたのである。会社法の展開からみると、集合説は二〇世紀のはじめにはその地位を実在説に譲ったとされるものの、団体の憲法上の権利享有についての一考察（木下）

憲法上の権利を考える上では、集合説は憲法上の権利の主体があくまでも個人であるという前提から出発しているという点で、今日もなお魅力的な点を含んでいる。最近の例としては、営利法人の本来の目的である株主の経済的利益の促進につながる限りで法人の言論活動にも憲法上の保護が及ぶとした Bellotti 事件の州最高裁判決は、この集合説に基づく判決とされている。⁽⁷⁾

③ 実在説

F. Maitland や E. Freund による Otto v. Gierke の紹介をきっかけに、一九世紀末から二〇世紀始めにかけて活発に展開された法人格理論をめぐる論争の結果、合衆国においても多くの支持者をえるようになったのが、法人実在説 (real entity theory, realist theory) である。⁽⁸⁾ 実在説は、法人を単なる法的擬制や個々の構成員の利益の集合にとどまらず、独自の人格をもつ実体であるとみる。一九世紀末から二〇世紀にかけて次第に実在説が支持者を増やしていく背景には、資本主義の発達とそれにともなう会社の大規模化と性格変化に対応して従来の法人理論、とりわけ集合説では対応できないという現実があった。すなわち、この当時から会社における経営と所有の分離が進み、株主の経営に対するコントロールはしだいに名目化し実質的な経営権は取締役が行使するようになるとともに、株主はより投資家としての性格を強めるようになつた。これにより会社を株主の契約に基づく集合体とする見方が様々な形で現実に適合しなくなつたのである。⁽⁹⁾ また実在説は、会社をより効果的に運用するという観点からだけでなく、法人の刑事責任や不法行為責任を追求する革新派の論者によつても支持された。⁽¹⁰⁾

こうして会社法の領域では現在、実在説が主流となつたともいわれるが、実在説が憲法上の権利の享有の問題といかなる関係に立つののは別個に考慮すべき問題である。論者の中には、法人の憲法上の権利享有の問題について

も、実在説的法人觀に基づいて理解されるべきと論ずる者もある。例えば、実在説に基づいて法人に憲法上の権利享有が肯定された判決として、*Hale v. Henkel* 判決の法廷意見における、法人に修正四条の不合理な捜査押収禁止の適用を認めた部分、*Grosjean v. American Press Co.* 判決があげられることがある。⁽¹²⁾ しかし *Hale* 判決は当該部分で「法人は結局、仮名の下で別個の法的主体をもつた個人の集合である。集合体として自ら組織するにあつてはその団体にふさわしい憲法上の免除はいっさい放棄していない」と述べているのであって、どちらかと言えば集合説的な論理に基づいていると言える。また *Grosjean* 判決はそもそもプレスに関する事件であつて特定の法人格理論に依拠したような一節は見つからないし、修正一条の適用を肯定した部分では修正四条の「人」に法人が含まれるとした先例 (*Covington & L. Turnpike Road Co. v. Sandford*, 164 U. S. 578, 592 [1896]; *Smyth v. Ames*, 169 U. S. 466, 522 [1898]) を挙げているにすぎない。⁽¹³⁾ さらに *Bellotti* 判決について、「法人と個人の間に存在する区別を少なくし、法の觀点からみれば『自然人』としての一定の特徴をそなえた法人に、修正一条が適用される」との疑問を払拭した⁽¹⁴⁾ と評され、実在説に基づく判決とされることがあるが、同判決が法人の政治的言論に修正一条の保護を与えた直接の理由付けは、商業的言論に修正一条の保護を与えた判決と同様、多様な情報をえる公衆の権利というものであつて、正面から法人に修正一条の享有を肯定するという判断方法はとられていない。むしろ近年の判決では、法人理論への言及を避ける傾向が特に顕著になつてゐるというのが一般的な見方であろう。⁽¹⁵⁾ 連邦最高裁はこれまで一度も法人がすべての連邦憲法上の権利を個人と全く同じ程度に享有するとは述べたことはないし、依然として明確に法人には適用がないとされている連邦憲法上の権利もある。こうしてみると、少なくとも連邦最高裁判決の流れをみると、憲法上の権利享有に関して法人実在説がその論拠として用いられたことはないようと思われる。

- (一) 以上のよのな初期の法人格についての取解を擬制説 (fiction theory) とする論者もある。See Note, *Constitutional Rights of the Corporate Person*, 91 YALE L. J. 1641, 1645 (1982). しかし法人を人為的なものとして擬制的な存在とみる見方は、必ずしもそれを特權の付与によってのみの見方と同一であるとは限らず、例えば法人を個人の集合とみる見方においても法人を擬制的存在であるとするのは正論であるべきと思われる。やだわら、擬制説は法人そのものの存在を人為的なものとし、その実体を別のところに求めらる。したがってその実体を国家からの特許とみれば特許説と結びつくし、その実体を構成員の集合とみれば集合説と結びつく。現に歴史的には、法人の成り立ちについての集合説ないし契約説は擬制説と共に存したし、法人は擬制的存在であるとする説明は、現在でも時になればなるべくがある。また、ある種の擬制説から実在説への移行もある (see e.g., Carl J. Mayer, *Personalizing the Impersonal: Corporations and the Bill of Rights*, 41 HASTINGS L. J. 577, 621-28 [1990])。ある種の特許説、契約説、实在説の交換による説 (see e.g., Gregory A. Mark, *The Personification of the Business Corporation in American Law*, 54 U. CHI. L. REV. 1441, 1443-48 [1987])。また H. Hovenkamp は Marshall Court の法人觀を “associational view”、Taney Court の法人觀を “fictional view” と並置する。この二つの觀點はともに法人觀を “personal or entity view” とする (see HERBERT HOVENKAMP, ENTERPRISE AND AMERICAN LAW 1836-1937, at 14 [1991])。See generally H. G. HENN & J. R. ALEXANDER, LAWS OF CORPORATION AND ENTERPRISES 144-47 (3rd ed. 1983); Philip I. Blumberg, *The Corporate Personality in American Law: A Summary View*, 38 AM. J. COMP. L. 49 (1990).
- (二) Bellotti 判決の White 裁事の反対意見及びこの二つが擬制説に対する反対意見である。See Note, *Constitutional Rights of the Corporate Person*, *supra* note (1), at 1646 n. 26.
- (三) See Roger Pilon, *Corporations and Rights: On Treating Corporate People Justly*, 13 G.A. L. REV. 1245, 1300-19 (1979).

(⁴⁷) Austin v. Michigan Chamber of Commerce (110 U. S. at 1397) [1990] とある Scalia 翻案の反対意見参照。 *Waiting for the Court*, 44 VAND. L. REV. 767, 787 (1991).

(⁴⁸) See e. g., 1 VICTOR MORAWETZ, A TREATISE ON THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS OTHER THAN CHARITIES HAVING CAPITAL STOCK § 23-29, at 14-18 (3rd ed. 1894).

(⁴⁹) See San Mateo v. Southern Pacific R. R., 8 Saw. 238, 13 Fed. 722 (C. C. Cal. 1882); Santa Clara County v. Southern Pacific R. R., 9 Saw. 165, 18 Fed. 385 (C. C. Cal. 1883); HOWARD J. GRAHAM, EVERYMAN'S CONSTITUTION: HISTORICAL ESSAYS ON THE FOURTEENTH AMENDMENT, "CONSPIRACY THEORY" AND AMERICAN CONSTITUTIONALISM, Appendix I, at 595-610 (1968); Note, *The Legal Idea of a Corporation*, 19 AM. L. REV. 114, 115 (1885). See also Morton J. Horwitz, Santa Clara *Revisited: The Development of Corporate Theory*, 88 W. VA. L. REV. 173, 177 (1985); Gregory A. Mark, *supra* note(1), at 1460.

(⁵⁰) See Note, *Constitutional Rights of the Corporate Person*, *supra* note(1), at 1649.

(⁵¹) See OTTO VON GIERKE, POLITICAL THEORIES OF THE MIDDLE AGES (F. W. Maitland ed. 1900); FERNAND W. MAITLAND, COLLECTED PAPERS (H. A. L. Fisher ed. 1911); ERNST FREUND, THE LEGAL NATURE OF CORPORATIONS (1897). See generally HARVARD LAW REVIEW ASSOCIATION, CORPORATIONS: SELECTED ESSAYS (1966).

(⁵²) See ADOLF A. BEALE & GARDINER C. MEANS, THE MODERN CORPORATION AND PRIVATE PROPERTY (1932); Gregory A. Mark, *supra* note(1), at 1464. M. Horwitz も「公認証 (集団証) から株式証券への移行」も「公認証から公認証券の全員一致の同意」、「証券基準の原證」を論じる (Morton J. Horwitz, *supra* note(6), at 185-207)。

(10) See Mark M. Hager, *Bodies Politic: The Progressive History of Organizational "Real Entity" Theory*, 50 U. Pitt. L. Rev. 575, 581-611 (1989).

(11) See Philip I. Blumberg, *supra* note(1), at 52. しかし擬制説的法人觀が州による規制を止められたるに今でも用いられる。See e. g., CTS Corp. v. Dynamics Corp. of America, 481 U. S. 69, 89 (1987) (「会社管理は、この州の規制だ、その存在そのものや属性が州法の産物である（entity）の規制である」). But see David Millon,

Theories of the Corporation, 1990 DUKE L. J. 201, 232-40 (一九八〇年代においても様々な形で「例えば会社乗っ取り（の対応）」集合説的法人觀が強く主張され、この点を指摘).

(12) See Carl J. Mayer, *supra* note(1), at 624. また M. Horwitz も、財産権と直接結びつかない憲法上の権利侵害の主張を法人側が行なったため、集合説では対処できなくなつた（）。修正四条の保護が法人にも及ぶとした Hale v. Henkel 判決を現在説に基く判決とした（Morton J. Horwitz, *supra* note(6), at 182）。

(13) See HERBERT SCHMERTZ, CORPORATIONS AND THE FIRST AMENDMENT 14 (1978). See also Note, *Constitutional Rights of the Corporate Person*, *supra* note(1), at 1651 (Bellotti 判決の多数意見は「法人はそれを構成する自然人以上のrealistの理解を反証している」). See also William H. Simon, *Contract Versus Politics in Corporation Doctrine*, in THE POLITICS OF LAW 387, 390 (David Kairys ed. rev. 1990).

(14) See Carl J. Mayer, *supra* note(1), at 629-36.

(15) But see Clagett & Bolton, Buckley v. Valeo: *Its Aftermath, and Its Prospect*, 29 VAND. L. REV. 1327, 1375 (1976) (Buckley 判決によれば、会社が自然人と同様の憲法上の主体として認められたとする）。

11 「Field 理論」

以上の議論のみでなく、まだへいりゆう会社法上語られる法人理論の変遷にも、いざ団体の憲法上の権利享有の問

題を説明できないと「う」とができる、はたして法人理論によつてこの問題に關するこれまでの連邦最高裁判決に一貫した説明を与えることが可能なのがも疑問に思われてゐる。アメリカの論者のなかで、団体による憲法上の権利の享有の問題と法人理論との関係について本格的に取り組んだといえるのが、Charles R. O'Kelly である。⁽¹⁾

O'Kelly の議論の特徴は、まず法人は個人とは異なり、法律上の主体として人為的に設定されたものだからそれを個人と同じような行動をなしうるものと扱うのはカテゴリーミステイクになるとの前提である。したがつて法人の活動に憲法上の保護が与えられるためには個人の場合とは異なる独自の理由付けが必要となる。O'Kelly はこの理由付けを過去の最高裁判決のなかから抽出しようと試み、まず法人に修正一四条の保護を与えるきっかけになつた Santa Clara 判決の隠された理由付けは、その控訴裁判決とそれに先立つ San Mateo 事件控訴裁判決における Field 判事の意見で明らかにされた、「法人の財産は實際上その構成員の財産である。法人の財産を剝奪する」とやそれに負担を課すことは實際上、その構成員の財産を奪いそれに負担を課すことになる」というものであつたとみる (at 1353-56)。そして以上のような、「法人の憲法上の権利をその財産保護との関係ではかる、すなわち法人形態の下で事業を行つている者に、法人形態をとらないで事業を行つている者と同程度の憲法上の権利を享有必要せむ」(at 1356) という理由付けを、Field 判事にちなんで「Field 理論」と呼ぶ、この理由付けにより憲法上の権利享有に関するこれまでの連邦最高裁判決の多くが説明されうるべからず。たゞ次に「Field 理論」は、それ以前の Bank of the United States v. Devaux (9 U. S. [5 Cranch] 61[1809]) における Marshall 長官の「法人はそれ自身（連邦憲法）条に「市民」ではないが、『市民』である構成員を代表していふか、構成員が（対立する当事者）異なる州の市民なれば連邦裁判所は管轄権をもつ」との説明や、州外法人に修正五条の特権免除条項の享有を認めなかつた Bank of Augusta v. Earle (38 U. S. [13 Pet.] 519[1839]) の判断（州外

法人の構成員は個人として州内で契約を行うことができるし、当該州内で法人を設立するためでない州外法人に特権免除条項の保護を与える必要はない」とも一致する。また「Field 理論」は、修正四条の不合理な操作押収禁止の保障の法人による享有を認め、修正五条の自己負罪拒否特権の享有を認めなかつた *Hale v. Henkel* (201 U.S. 43 [1906]) にも一貫した説明を与える。すなわち、自己負罪拒否特権を法人に否定しても個々の構成員は自己の個人的文書については自己負罪拒否特権を行使することができるので、法人形態を選択した者をそうしなかつた者に對して不利に扱うことにはならないが、不合理な操作押収禁止を法人に適用しないと、事業を行うにあたつて法人形態を選択した者を不利に扱うことになるからである。また「Field 理論」によれば、法人が自らの事業として表現活動を行つている場合にも個人と同様の修正一条の保護が与えられなければならない」となり、从此から法人メディアに修正一条の保護を認めた *Grosjean v. American Press Co.* (297 U. S. 233[1936]) などの諸事例も正当化できることになるし、事業の一端として行われる企業広告（商業的言論）に修正一条の保護が与えられることも説明できる。

このように「Field 理論」は法人を財産ないし事業の主体とみ、それに個人が同様の活動を行う場合と同様の憲法上の保護を与えないことを保障するから、法人の事業の一部としての表現活動が問題になつてしない場合には憲法上の保護は与えられない」とになる。これでは *NAACP v. Alabama* (357 U. S. 449 [1958]) のように非営利の自発的結社の行う表現活動に修正一条の保護を与えた先例が説明できなくなつてしまふ。ソレド *O'Kelly* は、団体による憲法上の権利享有を正当化するもう一つの理由付けとして、「結社理論」があるとする。「結社理論」によれば、個人がそれぞれに共有されてくる見解を団体を通じて表現することを求める場合には、その団体の表現活動は修正一条によって保護されるものになる (at 136-3 65)。

O'Kelly の抽出した八れい[1]の理由付けに照らすと、Bellotti 判決は次のように批判される。Bellotti 事件で問題になっていたのは、表現活動を事業として行っていない銀行による、事業とは直接関係のない事項に関する表現活動であって、「Field 理論」に基づく修正一条の保護は妥当しない。しかし仮に株主全員が一致して、あるレファレンダム案件への意見を表明しようとした場合には、「結社理論」によって修正一条の保護を受ける。したがって法人による政治支出を全面的に禁止している当該マサチューセッツ州法は表現に対する過度に広範な規制であり、無効となることになる (at 1367-74)。

以上のような O'Kelly による分析は、連邦最高裁の先例のかなりの部分をうまく説明できる説得力のあるものである。とりわけ「Field 理論」と「結社理論」というこれまでの連邦最高裁判例から抽出された理由付けは、団体の憲法上の権利をその社会実在性から導出するという手法に頼らず、団体=個人の集合体という見方にあくまで基づいて議論を進めていたところが注目される。しかし、見方を変えれば先例についてかなり強引な解釈をしているといふこともでき、「Field 理論」とは連邦最高裁によって実際に述べられたものではなく、O'Kelly 自身の解釈にすぎない⁽²⁾との批判もなされている。また、Bellotti 判決を擁護する立場から、O'Kelly が法人たるメディアによる言論活動や会社の商業的言論、自発的結社による政治的表現活動に修正一条の保護を認めながら、会社が利益追求という目的を達成するために政治的表現を行う自由を認めないのはおかしいとの批判もある⁽³⁾。しかし O'Kelly は会社の政治的言論をすべて禁止する趣旨ではなく、株主が全員一致した場合にその可能性を限定しているだけであるらしいの批判はやや的はずれといえよう。ただ、そもそも経済的利益追求という目的に基づいて結成された会社において、仮に株主が全員一致したとしても、はたしてその政治的表現活動に個人の言論と同様の憲法上の保護を与えるべきかどうかについては別の方向からの批判がありえよう。⁽⁴⁾

(←) Charles R. O'Kelly, Jr., *The Constitutional Rights of Corporations Revisited: Social and Political Expression and the Corporation after First National Bank v. Bellotti*, 67 GEO. L. J. 1347 (1979).

(☞) See Robert A. Prentice, *Consolidated Edison and Bellotti: First Amendment Protection of Corporate Political Speech*, 16 TULSA L. J. 599, 622 (1981).

(☞) See *id.*, at 624-27. See also *The Supreme Court, 1977 Term*, 92 HARV. L. REV. 57, 165 (1978).

(4) See e.g., Note, *The Corporation and the Constitution: Economic Due Process and Corporate Speech*, 90 YALE L. J. 1833, 1857-58 (1981).

II 結社の自由と団体の憲法上の権利享有

近年、団体の憲法上の権利を肯定する論拠の中で目立つのが、結社の自由に基づく主張である。たゞされば、Bellotti 判決の結論を肯定する趣旨でなされた次のような主張がその例である。「会社の政治的表現は個々のオーナーの言論・結社活動として保護されねばならない。究極的には、会社は州によって承認された態様で組織された個人にすぎない。修正一条はこうした個人の言論の自由と政治的思想・信条の唱道のために結社を作る自由を保障している。そうした権利は結社が法人形態をとるよりもを選択したからといって失われるわけではない。会社の政治的表現とは株主の言論ないし株主の結社活動の産物にすぎない」⁽¹⁾。

N A A C P のようなもっぱら表現活動を目的とした自発的結社だけではなく、会社の政治的言論についても結社の自由によって保護されるところ、この主張は強い批判を受けている。一つは、現実の会社組織とりわけ大企業においては株主の発言権はもはや名目的なものにすぎず、会社と株主の間に相互関係は存在しないから、会社の実態はもはや「結社」という概念にあてはまらないとの批判である。⁽²⁾ 同様に、結社の自由による保護が典型的にあては

まるNAACPと、会社との間には、非営利団体か営利団体かという違い、会員制団体か否かという大きな性格上の違いがあり、前者に結社の自由の保護が与えられるということから後者にも当然に与えられるということにはならないとの批判もある。⁽³⁾

これらの批判はいずれも妥当な点をついていると思われるが、ひるがえって会社の憲法上の基礎は何か、会社にはまったく結社の自由による保障が与えられないとしてもよいのだろうかという疑問が残る。この点、前節で検討したO'Kellyの「Field理論」は、会社についてもその財産・事業の保護に関する限りで一定の憲法上の権利享有を認め、自発的結社の権利保護を典型とする「結社理論」との二本立てで団体の憲法上の権利保護を説明しようとする試みであった。しかし会社を、構成員（株主）が自らの経済的利益を効率的に追求するために結成した一種の結社と理解すれば、「Field理論」によって説明されていた会社の事業活動への憲法上の保護をも、結社の自由に基づいて団体の憲法上の権利享有を説明する理由付けの中に含めることが可能なではないかと思われる。⁽⁴⁾ すなわち会社は構成員の経済的利益の最大化という目的に奉仕する限りで、構成員の結社の自由の要請を満たす。したがって会社がその事業遂行にあたって政府から不当な妨害を受けた場合は、その構成員にかわって憲法上の権利を主張できる。しかし構成員の意向に反して会社が政治献金を行うような場合には、構成員の結社の自由に基づく理由付けが妥当せず、こうした場合には憲法上の保護を受けられない。このように理解すれば、O'Kellyの主張と全く同じ帰結が、彼のいう「結社理論」のみによつても説明されるようと思われる。

右にみたように、団体の憲法上の権利享有を包括的に説明しうる現在最も有力な根拠は、結社の自由の保障にあるということができる。ただし、ここからすべての団体が一様に、すべての憲法上の権利を個人と同様に享有すると即断するのは、これまでの連邦最高裁判決の流れとも明らかに矛盾する。結社の自由を基礎にして団体の憲法上

の権利の享有を論ずるに至れば、団体の構成員である個人がいかなる目的で組織団体を結成したかを重視するに至り、それぞれの団体の性格の違いが重要な意味をもつてゐるにいたるはずである。次節では、団体の性格の違いとその享有し得る憲法上の権利の性格・程度の違いについて検討してみた。

(96) 96

- (一) *The Supreme Court, 1977 Term*, 92 HARV. L. REV. 57, 165 (1978). See also Comment, *The Constitutionality of the Federal Ban on Corporate and Union Campaign Contributions and Expenditures*, 42 U. CHI. L. REV. 148, 154-55 (1974); Robert A. Prentice, *Consolidated Edison and Bellotti: First Amendment Protection of Corporate Political Speech*, 16 TULSA L. J. 599, 624 (1981). ただし、ベギットによる企業の政治献金を「総社の自由」よりも「出前見解がある」といふ。田嶋泰彦「ベギットの企業献金規制」法律時報(四巻1-1号)55頁を参照。
- (二) See e.g., Arthur S. Miller, *On Politics, Democracy, and the First Amendment: A Commentary on First National Bank v. Bellotti*, 38 WASH. & LEE L. REV. 21, 37-38 (1981).
- (三) See e.g., Carl E. Schneider, *Free Speech and Corporate Freedom: A Comment on First National Bank of Boston v. Bellotti*, 59 S. CAL. L. REV. 1227, 1262-63 (1986); Note, *Integrating the Right of Association with the Bellotti Right to Hear*, 72 CORNELL L. REV. 159, 164 (1986); Note, *The Corporation and the Constitution: Economic Due Process and Corporate Speech*, 90 YALE L. J. 1833, 1857-58 (1981).
- (四) R. Pilon は「社の存在の基礎が個人の財産権、総社の自由、契約の自由から導かれるべきである。(Roger Pilon, *Corporations and Rights: On Treating Corporate People Justly*, 13 GA. L. REV. 1245, 1319 [1979])」⁴⁴ しかし、私的法人である「社の憲法上の基礎が総社の自由と並んで主張した論稿」James J. Robbins, *The Private Corporation: Its Constitutional Genesis*, 28 GEO. L. J. 165, 166(1939)参照。

四 団体の性格と憲法上の権利享有

①最近の連邦最高裁判決にみられる団体の区別論

最近の団体の政治献金・政治支出規制に関する連邦最高裁判決のなかで注目されるのは、連邦最高裁が、言論に対する修正一条の保護を考える上でその言論の主体が何であるかは問わないところ、Bellotti 判決の基本姿勢から転換する兆しをみせ、そのなかで當利法人たる会社とその他の結社との区別を認める方向性を打ち出した。(1)

団体の憲法上の権利享有についての一考察（木下）

v. Massachusetts Citizens for Life (479 U.S. 238[1986]) (以下MCFL判決) である。この事件で連邦最高裁は、すべての法人に対して政治支出のための分離基金を設立するよう求めた連邦選挙運動法 441b 条が、非営利かつ非株式法人に適用される場合には違憲となる、と判示した。Brennan 判事による多数意見は、同条項が直接MCFLの政治的表現を禁止しているわけではないが、分離基金を設けるための組織編成、帳簿記入に伴う費用負担によって、MCFLの、修正一条上保障された活動に支障を生じる点を問題とした(O'Connor 判事も、分離基金設置要件がMCFLの表現活動にとって過度の財政的負担となる点では多数意見に同調したが、記録公開義務については言論を不必要に制約しないで汚職を防ぐ手段であると評価したため、441b 条全体の違憲性については四名の判事による相対多数意見)。しかし當利法人については、その資産は当該会社の見解が支持された結果ではなく、製品に対する公衆の需要があつたからであり、その政治支出は株主が政治的な見解について合意してなされたものとはいえないとして、441b 条による規制は妥当とした(479 U.S. at 258)。Brennan 判事は、MCFLを當利法人と区別するにあたって、①MCFLは事業活動に従事しておらず、経済的集団ではなく政治的集団であ

るいへ、②M C F Lには会社の株主に当たるような投資家がないといふ、③M C F Lは会社からの献金を受けておらず、会社の政治資金隠しのために用いられている可能性がないこと、を挙げた。⁽²⁾

そして団体の性格による修正一条の保護の違いという点をより明らかにしたのが、 Austin v. Michigan Chamber of Commerce (110 S. Ct. 1391[1990]) である。この事件で争われたのは、法人がその一般会計資金から州の公職選挙に支出するいふことを禁ずるシガノ州法であった。Marshall 判事の法廷意見は、同州法が法人の言論活動を制約するものであるいふは認定したがゆむ、「法人形態の助けをかりて集積された圧倒的な量の富による（選挙結果に対する）腐敗的 (corrosive) や歪曲的 (distorting) な効果」の矯正という州の利益が、修正一条の権利の制約を正当化する「やむにやまれぬ利益」にあたるとした(at 1397)。Marshall 判事は、単に会社が巨額の資金を集めているという事実ではなく、州により付与された法人形態により会社はその資本集積が容易になつており、そうした地位を利用して選挙に不当な影響力を行使することを州が制限するいとは許されるとした。被告であるシンガノ州商工会議所は、自らが M C F Lと同様の非営利法人であると主張したが、Marshall 判事は M C F L 判決の三基準に照らして、①商工会議所は事業・経済活動についての広報教育活動などの非政治的な活動もおこなつてゐること、②商工会議所の会員はその政治的見解に同意して加入した者ではなく、むしろ株式会社の株主に近いこと、③商工会議所の会員の四分の三は会社であり、同会議所が企業の政治支出の隠れ蓑にされる可能性が大きいこと、を指摘して同州法の制約から除外すべき性格を備えていないと判示した。また商工会議所側は、当該州法が法人格なき団体とりわけ労働組合を規制対象としているのは規制対象が過度に狭すぎる (underinclusive) と主張したが、この主張について Marshall 判事は、法人格を持たない団体は州によって付与された有利な地位をもたないので、規制を行う「やむにやまれぬ利益」を欠くし、もともと労働組合は組合員にその政治活動への資金的支

援を強制やないしはやや、会社が一般会計から政治支出をおこなう場合と同一視する」とはやめな」と述べて
退けた。⁽³³⁾

MCFCL 判決と Austin 判決は、政治献金や政治支出を直接制限する規制ではなく、一般会計から分離された資金からの政治支出を求める規制が問題になっていたといふ点で、Bellotti 判決などとは事実関係が異なるといふともいよいよ。しかし、當利法人の政治資金規制については政治的結社に対するそれと比べてかなり緩やかな基準で審査するといふ、これらの判決にみられる連邦最高裁の姿勢は、修正一条判断にあたって言論の主体が誰であるかは関係ないとしていた Bellotti 判決の基本姿勢から大きくは離れている。⁽⁴⁾とりわけ MCFCL 判決の Brennan 判事の多数意見と Austin 判決の Marshall 判事の法廷意見が、それぞれ会社が州により有限責任制、税制優遇措置など資本集積を容易にする法的利点を与えられていくことを根拠に、州が会社の政治的表現を規制しようと明示的に述べた点は (MCFCL 判決 : 107 S. Ct. at 628; Austin 判決 : 110 S. Ct. at 1397)、連邦最高裁内部で再び特許説的法人觀が復活したかのようにもみえる。また選挙過程において資金力に優る企業が不当に大きな影響力をもつてこれを制限する「が州の「やむにやまれぬ利益」にあたる」⁽⁵⁾とした Austin 判決は、選挙運動における候補者間の資金力の平等化という立法目的は「修正一条とは全く無縁のもの」 (424 U.S. at 48-49) としていた Buckley v. Valeo 判決の趣旨とも大きく矛盾する。

Bellotti 判決と Austin 判決については、前者はレフ・アレンダムに関する政治献金・支出制限が争われた事件であつたのに対し、後者は候補者選挙に関する制限が争われていたといふ違いもある。もし、政治献金・政治支出による「財政的報酬關係 (quid pro quo)」のみが法律上問題としうる政治腐敗だとするならば、こうした区別も可能かも知れないが、Austin 判決は「法人形態という助力をえて集積された巨大な富の悪影響」として新しい

タイプの政治腐敗の防止も「やむにやまれぬ政府利益」にあたるとしたので、今後連邦最高裁がこの区別に依拠しうるかどうか疑問がある。⁽⁶⁾

しかし、M C F L判決・Austin判決を通じて確立されたある、団体の性格によってその政治的表現規制に対する修正一条審査の基準を区別するという判断方法は、連邦最高裁がM C F Lを表現的結社、商工会議所を営利法人とみなした過程にも現れているように、かなり微妙な判断を伴う。この点をとらえて Austin判決の Kennedy判事の反対意見は、営利法人と表現的結社との区別に関するM C F L判決の三基準を「ある非営利法人には政治的言論を許し、その他のものには許さないとする価値中立的でない、内容に基づく言論抑圧」(110 S. Ct., at 1416)であるときびしく批判する。また団体間の区別を行う際に、法人格付与とともになら会社の有利な地位という点を強調すると、一方で、法人格をもたない労働組合などの政治的言論を会社のそれと区別することに違法の合理性があるのか、また法人格をもつ報道機関・出版社などの表現の自由を一般営利法人のそれと同等にあつかってよいのかという疑問がでてくるし、これは憲法上の権利の放棄と引換えに一定の特権を与えるという一種の「違憲条件論」⁽⁷⁾の復活ではないのかとの批判がありえる。こうしてみると最近の連邦最高裁の示す団体の性格による区別といふ判断方法は、単に修正一条判断にとどまらず、団体による他の憲法上の権利享有一般に応用できる可能性をもつてはいるが、団体の区別を法人格の有無にかかるせることには様々な難点があるといふことだが、いえよう。

(1) Bellotti判決も傍論で、会社による候補者選挙への政治支出がレフ・アレン・ダムに関する政治支出に比べて汚職の可能性が大きいことを示唆していた(435 U. S. at 788 n. 26). See also FEC v. National Right to Work Comm., 459 U. S. 197, 209-10 (1982) (連邦選挙運動法441b条は、「会社〔法人〕機構の特質からみて特別に注意深い規制が必要であるとの立法判断を反映したものである。441b条はあまり資金力のない会社や労働組合による勧誘も資金力豊富な会社や労働組合

によるわれと同様に規制してよが、われわれぞ、やべした勧誘も規制を必要とするものだなに可能性があらむの連邦議会の判断を受け入れる」[459 U. S. at 209-10]）。

(c) Brennan 判事の多数意見は、當利法人とМОЕLのよな政治的結社を區別するにあたつて、それぞれの団体の目的に基づいて区別を行つたようによくみるが、実際にはその資金力の違うに注目したのみの見解である（*The Supreme Court, 1986 Term*, 101 HARV. L. REV. 119, 204-205 [1987]）。See also Marlene A. Nicholson, *Basic Principles or Theoretical Tangles: Analyzing the Constitutionality of Government Regulation of Campaign Finance*, 38 CASE W. RES. L. REV. 589 (1988)。

(c) もう少し、報道活動を行ふ会社を規制対象とするなどのは平等保護の区間での主張に対する、報道機関が選挙に関わる報道や論評を妨げられないために必要な措置であるとした（110 S. Ct. at 1401）。

(4) See *The Supreme Court, 1989 Term*, 104 HARV. L. REV. 129, 213 (1990); Note, *The Saga Continues—Corporate Political Free Speech and the Constitutionality of Campaign Finance Reform*: Austin v. Michigan Chamber of Commerce, 24 CREIGHTON L. REV. 195, 236 (1990).

(c) Austin 審決の Stevens 裁判官の強調する所（110 S. Ct. at 1407）。

(c) Austin 審決における Scalia 裁判官反対意見は Buckley v. Valeo 審決の異議によつて政府利益は認められないと強調（110 S. Ct. at 1411）。See also Daniel D. Polsby, Buckley v. Valeo: *The Special Nature of Political Speech*, 1976 SUP. CT. REV. 1, 20.

(c) See David Shelledy, *Autonomy, Debate, and Corporate Speech*, 18 HASTINGS CONST. L. Q. 541, 567-68 (1991); Julian N. Eule, *Promoting Speaker Diversity: Austin and Metro Broadcasting*, 1990 SUP. CT. REV. 105, 116. See also Note, *The Constitutionality of Restrictions on Corporate Political Contributions*, 69 WASH. U. L. Q. 935, 943 (1991) (Austin 審決は從つて各州が会社の政治支出を分離基金として支払うことが可能となつた可能性がある。

いじだるい、各会社は政治行動委員会（PAC）を通じた政治活動を活発に行うようになり、大企業による選挙過程の支配は結局は改善されない（指摘）。

(∞) See Gerald G. Ashdown, *Controlling Campaign Spending and the "New Corruption": Waiting for the Court*, 44 VAND. L. REV. 767, 781-88 (1991).

(♂) See id., at 787. Austin 審決はおむね Scalia 判事反対意見参照（「州が作った特別の恩恵があるからこそ、修正1条の権利を放棄するより求めるのがやきだらへん」は極めて初步的ないとある）[110 S. Ct. at 1408] (Picketing v. Board of Educ., 391 U. S. 563 [1963]; Speiser v. Randall, 357 U. S. 513 [1958] を引用）。

②団体の区別論に関する学説

一方、学説の中にも、その多くはやはり団体による政治的表現への修正1条の保護に関するものだが、様々な形で団体間の区別を提唱するものが現れている。たとえば、M. Hager は集団の表現の自由についての結社の自由アプローチを支持し、人間の自発的欲求に基づく団体の表現の自由は表現の自由の基礎にある価値をすべて充たし、高度の修正1条の保護が与えられるべきと説くが、会社は人の組織ではなく、資本の組織にすらないから、労働組合やその他の自発的結社とは異なり、その表現には修正1条の保護が与えられないとする。⁽¹⁾ また、C. Schneider は、結社の自由により会社の言論が保護されない理由として、表現的結社の典型であるNAACPと会社には、非営利法人か営利法人かという違いのほかに、前者や労働組合においては会員の集合的意思が反映しうるプロセスが機能しているのに対して、会社においては個々の株主と実際の経営方針との関係は極めて希薄であり、結局、会社としての見解＝経営者の個人的見解となりやすい、との違いがあると指摘する。⁽²⁾

また、結社の自由アプローチとは異なる立場かい、団体による政治的表現の間での区別を提唱するのは Meir

Dan-Cohen もある。Dan-Cohen も、Bellotti 判決を、個人の自律を助ける情報を提供する言論、すなわち彼ら「派生的自律権」にむけて言論を保護するものとして肯定的に評価する。しかしこれは、会社という言論主体はそれ自身、個人のような自律的権利をもたないから、個人の政治的言論よりも低い地位におかれ、会社の政治的言論は個人の自律権を脅かすような場合には制限されうる。一方、政治的結社の場合は個人と同様に団体自体の自律的利益をもつから、個人の政治的言論と同様の高度の保護を受けるとされる。⁽³⁾

以上のように、団体の性格に基づく区別を主張するいずれの論者も、営利法人（会社）の言論の自由を、政治的結社、プレス、労働組合などのそれよりも政府の規制に服すべきものとみなしている点では共通している。前章までの検討でもわかるように、歴史的に団体の憲法上の権利の問題は主として会社の憲法上の権利、とりわけその財産的利益の保護の問題として発展してきた。そして会社に対する政府の規制のあり方との対応の中で、団体の享有しようとする憲法上の権利の範囲も拡大してきた。しかしそれとともに、政治資金規制の例に顕著なように、団体とりわけ会社の権利と個人の権利との矛盾も拡大してきた。また他方、一九世紀後半からの労働運動の進展、二〇世紀における公民権運動などの民衆運動の展開は、会社とは異なる性格の団体の形成を促進し、それにいかなる憲法上の保護を与えるかという問題が憲法学の課題として浮上してきた。こうして一方で個人の権利と矛盾敵対する会社の権利を抑制しつゝ、自発的結社の権利の保障をはかることが、合衆国においても現在の憲法学上の重要な課題となっているといえよう。近年多くの論者の支持を集めつつあり、そして最近の政治資金規制に関する連邦最高裁判決にもみられるようになってきた団体の性格による憲法上の権利享有についての区別論は、以上のような歴史的文脈の中に位置づけられることができるだらう。

(1) Mark M. Hager, *Bodies Politic: The Progressive History of Organizational "Real Entity" Theory*, 50 U.

PITT. L. REV. 575, 650 (1989).

(8) Carl E. Schneider, *Free Speech and Corporate Freedom: A Comment on First National Bank of Boston v. Bellotti*, 59 S. CAL. L. REV. 1227, 1262-67 (1986). See also Note, *Integrating the Right of Association with the Bellotti Right to Hear*, 72 CORNELL L. REV. 159, 162 (1986) (「結社の自由が保障するのはマサチューセット州の法律、すなはちオックスフォードの田舎に基いて統一性のない當利法人には適用されない」)。

(9) MEIR DAN-COHEN, RIGHTS, PERSONS, AND ORGANIZATIONS 102-12 (1986). See also Meir Dan-Cohen, *Freedom of Collective Speech: A Theory of Protected Communications by Organizations, Communities, and the State*, 79 CAL. L. REV. 1229, 1244-55 (1991) (「」の最近の論文で、Dan-Cohen は「団体をめざ大めへ、当該団体における個人の役割が「離外されたもの (detached)」か、「離外されたものの (nondetached)」であるかは、組織 (organizations) による団体 (communities) のみならず。そして、やむに組織が、会社のまゝに社会的経済的福祉のために活動する「功利的組織 (utilitarian organizations)」、政治的結社や労働組合のように個々の個人がその組織に属するにあたって特定の争点に関する「能動的表現権」の行使を当該組織に委任してしまふと考えられる「表現的組織 (expressive organizations)」、個人の自己表現を保護し、促進することを目的とした「保護的組織 (protective organizations)」に分類する。Dan-Cohenによれば、後二者の「組織」がそれぞれの目的から「能動的派生的表現権」をもつてのに対し、「功利的組織」は開かれた「聞く権利」に奉仕するところ、「消極的派生的表現権」しかもつておらず、開かれたのままリケーションを妨げるふれだす手間の力の不均衡を避けるための規制——たとえば政治献金の規制——が憲法上許される主張する)。

わする——合衆国の議論が我が国の議論に「示唆するもの

以上かなりの紙数を費して団体の憲法上の権利享有に関する合衆国連邦最高裁判例の動向及び理論状況をフ

ローしてきたが、「はじめに」において提示しておいた団体の憲法上の権利に関する解釈論上の問題を考える際に、合衆国における議論は様々な意味で重要な示唆を与えてくれるようと思われる。もちろん合衆国の判例においても、ほとんど実質的な理由付けを欠く形で団体による様々な憲法上の権利享有が肯定されるか、あるいは暗黙の内に前提されていることが多いが、建国当初からの判例の展開の検討や学説による分析の助けなどを借りて、一応過去の判決の背景にある理由付け、議論の特色といったものを抽出することができたようと思われる。それをここで一度くりかえすならば、まず前提として団体は個人が集合したものであるという団体観が根強くあり、その団体の憲法上の権利享有を考えるうえでも、（もちろん例外もあるが）基本的には団体の構成員の利益にかなうかぎりで当該団体の憲法上の権利享有が認められてきたということができる。これを逆にいえば、構成員である個人の権利行使が、団体に加入したことによって個人に比べて不利な地位におかれるべきではないという発想が、団体による憲法上の権利享有という問題を考える上での出発点となっている。⁽¹⁾ そしてなにが構成員の利益にかなうかといふ判断にあたっては、いかなる目的・利益に基づいて当該団体が結成されたのかという点が重視され、例えば会社についてみれば、事業遂行を通じての経済的利益の最大化という目的に照らしてその享有しうる憲法上の権利が決定されることになるのである。ここから団体の性格に応じてその享有する憲法上の権利の種類も保護の程度も異なるという結論が導かれる。

こうした考え方は基本的にわが国において団体の憲法上の権利の享有を考える上でも妥当すべきようと思われる。「はじめに」でも述べたように、わが国においては団体の実在性から憲法上の権利享有を導き出すという議論が現在有力である。しかし少なくとも合衆国におけるこの問題の展開は、本稿で検討したかぎりにおいては、依然として団体を個人の集団としてみるとところから出発しているように思われるのであって、実在説に基づく憲法上の権利

享有という議論を補強するものにはなっていない。また、わが国の私法上の議論においても依然として実在説とうよりは法人否定説ないし擬制説のほうが有力という指摘もあるし、法人の実在性といつても私法上の取扱いとして法人を個人と同様の法的主体として扱うこと以上のことは意味していないのであるから、憲法上の権利主体として団体を個人と同様に扱う論理的必然性はない。むしろわが国でも憲法上の問題に関するかぎりでは、いま一度基本的人権は自然人の権利であるという原則に立ち帰り、団体の憲法上の権利を個人の権利すなわち結社の自由の延長と考へることから出発して⁽³⁾、団体の享有しうる権利の範囲・程度を検討していくべきではなかろうか。合衆国の議論はまさにこの方向をこそ補強するものなのである。

また他方、わが国ではかつて、いわゆる「傾向企業論」の延長として、一般企業が社の方針に合わないものを解雇することも「企業の自由」の名の下に許されるという見解が唱えられたことがある。⁽⁵⁾ 従来これは私人間効力論に関する議論の中で出されてきた立場であり、からなずしも憲法上の権利について語っているとはいえないが、例えば労働基準法が思想信条に基づく雇入れの拒否を禁止することも会社の憲法上の権利を侵害するという主張までも含むとすると、団体の憲法上の権利の問題とかかわる論点を孕んでいる。実際、合衆国の論者の中には、会社は雇用について「差別を行う権利」があるとする主張もなされている。⁽⁶⁾ それにしても政治的結社がその政治的信条の異なる者を排除することが許されるのとまったく同様に、一般企業が資本主義に反対する思想の持ち主の入社を拒むことができるのだろうか。これに対してはすでに、事業 자체が一定のイデオロギーと不可分な、典型的「傾向企業」と一般の営利企業を同視できないことがこれまでも指摘されてきたが、ここでは、本稿の検討の中から抽出された第二の論点、団体の性格に基づく区別の必要性という視点が重要であるように思われる。すなわち団体が一定の憲法上の権利を享有しうる根拠を結社の自由に求めることができるとすると、それぞれの団体がいかなる目的によつ

て結成され、どのような性格をもつものかによってその享有しうる憲法上の権利も異なつてゐる。したがつて少くとも政治的結社と会社を同列において政治的信条の異なる者を排除する自由を認めるいはできないといふべきである。⁽⁸⁾

さて、本稿で検討した合衆国の判例史及び理論状況は、以上のような解釈論上の課題にとどまらず、さらに大きな問題についての検討を迫つてゐるようと思われる。第一に考えさせられるのは、合衆国における資本主義の発展と連邦最高裁のはたしてきた役割の関係という問題である。本文中でもたびたび参照した C. Mayer の指摘を待つまでもなく、団体の憲法上の権利享有に関する連邦最高裁判決の流れは、Dartmouth College 事件以来、基本的に法人とりわけ会社がその時どきの状況において必要とした憲法上の権利享有を承認してしまつたかのようにみえる。しかも古くは実体的デュープロセス論に基づく諸判決、そして最近では Bellotti 判決に引き続く会社の政治的言論に憲法上の保護を与えた諸判決に顯著なように、会社の憲法上の権利を肯定する判決は、大資本の経済的権力を規制しようとする州議会・連邦議会の試みを妨げる役割をはたしてきた。また、法人を憲法上「人」として扱うことの宣言した Santa Clara 判決が、その後一層巨大化・非人格していく企業を、法的には個人と同様の「人格」として扱う思考様式に押しとどめるイデオロギー的機能をはたした点を批判する声も強い。⁽⁹⁾ その中でも A. S. Miller は、Bellotti 判決について「参政権や大衆民主主義の拡大に対する反動」であり、「民主主義の行き過ぎとされるものに対するバーク的反革命の一歩」と批判するが、彼はそれだけにとどまらず、連邦最高裁を一貫して大企業の利益を保護し「資本主義的現状維持」を促進してきた存在とみる。彼によれば、連邦最高裁が市民的自由の守り手として下したりべラルな判決も、結局は「社会の不満をやわらげる手段」なのであり、そらした判決の長期的な受益者は資本家であったとする。⁽¹⁰⁾ Miller のように連邦最高裁の役割一般について悲観的な見方を

となるかどうかはともかくとして⁽¹²⁾、合衆国の司法の役割をその国家体制の中で総体的にいかにとらえるかは、日本の研究者が比較法研究として合衆国の判例理論を検討する意義ともかかわって、今後さらに検討を要する重要な課題と思われる。

第二に、本稿で扱った団体の憲法上の権利享有とそこにおける団体間での区別という問題は、会社とりわけ大企業を憲法学上いかに扱うべきかという問題とかかわっている。個人の人権にとって重大な脅威となつてゐる私的・社会的権力に対し連邦憲法上の人権規定に基づく制約を課す試みが、合衆国において、当該私人と州との密接な関係やその公共的機能を媒介として私人の行為を「州の行為」になぞらえる、state action 論というレトリックを用いて行われてきたことはわが国でも広く知られている⁽¹³⁾。実際、先にも触れた Miller は、かねてから大企業の行動が連邦憲法の人権規定の制約を受ける state action にあたることを主張してきている。⁽¹⁴⁾ 大企業をいわば「公」の領域に含めて憲法上の制約を課してくるところ、state action 概念拡大の方向性は、大企業も一個の法的人格として個人と同一の地平に置き、その憲法上の権利の享有を云々する議論のあり方、すなわち大企業をあくまでも「私」の領域に含める方向性と真正面から対立する。おりしも今日合衆国では、人種差別問題・性差別問題を契機として、私的な権力をめぐる紛争はあくまで「私」の領域の中に置き、私的自治の中で問題を解決しようとする伝統的な法的思考に対し、こうした「公／私」区別のイデオロギー性を批判し、「私」の領域中の力関係を直視し、私的権力をできる限り「公」の領域に取り込んで、すなわち国家権力の力をかりることも射程にいれて問題の解決をはかるとの主張が有力になりつつある⁽¹⁵⁾。憲法上、団体と個人との関係を考える上でのひとつ的重要な環となるとおもわれる、この「公／私」区分論をめぐる議論はいづれ稿を改めて検討してみたいと考えている。

最後に、現在わが国の憲法学界では「人権の主体として徹底的に個人を担い手とする見地——市民革命期の反団

体的・個人主義的憲法観——に立ちかえってみることが必要」と説く、樋口陽一教授の一連の問題提起を通して、⁽¹⁶⁾結社ないし中間団体の役割と個人との関係の評価をめぐる論争が進行しつつある。樋口教授は、これまで自由と人権の前提たる個人の自律と尊厳が十分確立されることができなかつた日本社会においては、「中間団体の敵視の上にいわば力づくで『個人』を析出させたルソー＝ジャコバン型モデルの意義を、そのもたらす痛みとともに追体験することの方が、重要なではないだろうか」⁽¹⁷⁾として、「結社の自由」よりも「結社からの自由」の重要性を強調する。これに対するは、「社会的中間団体について、その社会階級的性格を抜きにして、一般的に排除・肯定を論ずることの無意味さ」⁽¹⁸⁾を批判する長谷川正安教授、「企業が単に一つの『中間団体』たるに留まらず、『社会的権力』として国家権力をも主導しつつあるとき、これに対抗して勤労大衆が『市民性』を獲得しようとするとき『連帶』は不可欠である」と指摘する和田進教授による応答がある。本稿で検討した合衆国における団体の憲法上の権利をめぐる議論の歴史を樋口教授の問題提起に閑わらせて理解すれば、権力の抑制・均衡を計るうえで中間団体のはたす機能に肯定的評価を与える、その点でフランスとは対比される合衆国においても、団体の憲法上の権利享有を考える上でなお団体の実在性という議論に頼らず、依然として団体が個人の集合であるという観点に基づいて議論を進めているのは、一種の反結社主義の伝統の現れとも評価することができ、ほとんど全く何の理由付けもなく団体の実在性論のみに基づいて議論を進めているわが国には重要な視点を与えてくれるように思われる。しかし他方でそうした「伝統」にもかかわらず、合衆国は世界最強の企業国家を形成し、ここでも企業による個人の人権侵害が深刻な問題となっていることは確かである。これはその歴史的土壌に閑わらず、資本主義の発達とともになつて発生する、現代国家における一種の普遍的問題としての企業と個人の人権との緊張関係という問題をうかびあがらせているともいえよう。また合衆国の歴史は、NAACPのような自發的結社の結成が社会的な少数者の権利保護をはかる上

で不可欠であったという事実も我々に教えてくれる。こうした歴史的過程を経て、現在、裁判所が団体の憲法上の権利享有という問題を考える際に、次第に当該団体の性格をも考慮せざるをえなくなってきたという合衆国の経験は、結社・団体の個人の自由にとっての役割の歴史的なダイナミズムを教えてくれているように思われる。

(1) 興味を引くのは「結社の自由」の保障についても同様に解する見解がみられるのである。See Reena Raggi, *An Independent Right to Freedom of Association*, 12 HARV. C.R.-C.L.L.REV. 1, 15 (1977) (憲論の自由の保障などと区別される「結社の自由」の独自の意味として、「個人として行える行為を、他人と共同して行うことを妨げられない自由」と定義する)。なお拙稿「アメリカにおける『結社の自由』の概念」佐藤＝初宿編・人権の現代的諸相一八九頁以下(一九九〇) 参照。

(2) 相本 宏「法人論」星野英一編・民法講座1 民法総則一三一頁以下、一六六頁(一九八四) 参照。

(3) 法人の人権享有主体性の問題を結社の自由とからませて論じた論稿として、寿田竜輔「法人と人権」奥平＝杉原編・憲法学1三〇頁以下、三三頁(一九七六)、拙稿「税理士会による政治団体への寄附と法人の権利能力」神戸学院法学110巻三・四号一二九頁以下、一六二一六三頁参照。

(4) また、団体の享有する憲法上の権利を結社の自由の延長としてみる見方は、結社の自由の保障の内容として団体自体の自由を含ませる主張と合意通づるところがあるが、団体自体の自由という発想についてでは「わが国で結社の自由が議論されるとき、結社を構成する個人の自由ではなく、あたかも結社そのものの自由ないし自立性が問題であるかのように言われることがある。……しかし、そこで提示されている結社の自由は、前述した法人の権利と同じものにすぎない。結社そのものについて、人格の自立や発展を語る余地はない。日本国憲法の規定する結社の自由も、他のいくつかの人権規定と同様、結社する個人の自由を保障するものと考えるべきかもしない」(長谷部恭男「マスメディアと自由」ジュリスト九七八号九六頁)との警戒的な見方が表明されている。

(15) ハウスルイ菱糊脂事件における宮沢意見書において表明された。宮沢教授自身によるその趣旨の説明として、鼎談「思想・信条の自由」¹⁴リスペクタ八〇号一八頁以下、一九一〇〇頁参照。なお「傾向企業」論¹⁵や、小西國友「傾向経営における解雇の法理」¹⁶リスペクタ八〇号五一页以下参照。

(16) See Roger Pilon, *Corporations and Rights: Treating Corporate People Justly*, 13 G.A. L. REV. 1245, 1327-32 (1979) (原文は「一九六四年公民権法タイル」¹⁷ [42 U. S. C. §§ 2000e-1 to 17] が「機会の平等」の名の下に雇用者が望まない被傭者への「強いられた結びつき」をめたるやうに斟酌や)。

(17) ハウスルイ中旅行社事件に関する大阪地判一九六九年一一月二十六日労民集一〇〇巻六号一八〇六頁、青木宗也・秋田成就・外尾健一「思想・信条による差別待遇」法學ゼノナーハ一八二四四頁以下、五五一五六頁参照。

(18) 合衆国連邦最高裁の判決も、結社の自由に基づく差別（人種・性別に基づく排除）の主張は、表現活動を目的とする団体について、そうした差別をしなければその表現活動が損なわれる場合と、当該団体がきわめて親密な関係に基づいて結成された場合に限られるに止む。¹⁸ See e. g., Roberts v. United States Jaycees, 468 U. S. 609 (1984); Board of Directors of Rotary International v. Rotary Club of Duarre, 107 S. Ct. 1940 (1987); New York State Club Ass'n, Inc. v. New York, 108 S. Ct. 2225 (1988). 以上は既述の如く合衆国における判例の展開に亘り、抗辯叫率「"Freedom of Intimate Association"」¹⁹を闘争する一考察——即ち決定権との関わりを意識して「筑波法政一四〇号五一一四頁以下」、「トヘンカ合衆国」²⁰『表現のための結社の自由』筑波法政一四〇七頁以下参照。

(19) Carl J. Mayer, *Personalizing the Impersonal: Corporations and the Bill of Rights*, 41 HASTINGS L. J. 577 (1990).

(20) See e. g., Warren J. Samuels, *The Idea of Corporation As a Person: On the Normative Significance of Judicial Language*, in CORPORATIONS AND SOCIETY: POWER AND RESPONSIBILITY 113, 121-23 (W. J. Samuels & A. S. Miller ed. 1987).

(11) Arthur S. Miller, *On Politics, Democracy, and the First Amendment: A Commentary on First National Bank v. Bellotti*, 38 WASH. & LEE L. REV. 21, 24-36 (1981). Miller は既に述べた如く、例えは Brown 平決等の少数者保護による「人種別選挙」の問題が強められた際には、連邦最高裁判の役割を否定せざるを得ない。See e. g., DERRICK BELL, AND WE ARE NOT SAVED: THE ELUSIVE QUEST FOR RACIAL JUSTICE (1989).

(12) M. Tushnet も、Bellotti 平決は「もはだ連邦最高裁によれば会社の憲法上の権利享有の承認だ、連邦最高裁が会社に本筋に必要なものを持たせたのみで「単純な道徳的説明」は不適切であらわす。その理由として、彼は、会社の言論の自由と闇する事例や政治的に最も保守的な Rehnquist 稽事がその憲法上の保障を否定する立場に立つてゐる。Bellotti 平決等で問題となる1970年代の反・企業運動は独立資本主義を深刻に脅かすものとはならぬが、むしろ、公の市場で取り扱われる商品へ向けて資本主義イデオギーの構造の反映である (Mark Tushnet, *Corporations and Free Speech*, in THE POLITICS OF LAW: A PROGRESSIVE CRITIQUE 253, 254 [David Kairys ed. 1982])。

(13) 著者信喜・現代人権論(1974)、同・憲法論議の現代的展開(1981)、拙稿「私人間ににおける人権保障と裁判所——バーナード・トマスによる論述」神戸学院法学一八巻1・11叶七九頁迄参考。

(14) See ARTHUR S. MILLER, THE SUPREME COURT AND AMERICAN CAPITALISM 140-71 (1968); Arthur S. Miller, *Corporations and Our Two Constitutions*, in CORPORATIONS AND SOCIETY: POWER AND RESPONSIBILITY 241, 256-59 (W. J. Samuels & A. S. Miller ed. 1987); Arthur S. Miller & Lewis D. Solomon, *Constitutional Chains for the Corporate Beast*, 27 BUS. & SOC'Y REV. 15 (1978).

(15) See generally Symposium, *The Public-Private Distinction*, 130 U. PA. L. REV. 1289 (1982). See e. g., Neil Gotanda, *A Critique of "Our Constitution Is Color-Blind"*, 44 STAN. L. REV. 1, 13-16 (1991) (state action doctrine の闡説)。公の区分、「最終決定」によって権限へされた結果、私人による差別の救済が困難となる。

点を指摘) ; Mari J. Matsuda, *Public Response to Racist Speech: Considering the Victim's Story*, 87 MICH. L. REV. 2320, 2321 (1989) (hate speech クの対応を私的な領域から公的な領域に移行せしめようとする主張) ; MARTHA MINOW, *MAKING ALL THE DIFFERENCE: INCLUSION, EXCLUSION, AND AMERICAN LAW* 277-83 (1990) (家族法における「公／私」の区分論が家庭内における自由の侵害を隠ぺかせる機能をばたしていただ点を指摘). 合衆国における批判的法学研究による「公／私」区分論批判(16)-(17)では、松井茂記「批判的法学研究の意義と課題 I」法律時報五八卷九号一二頁以下、一七頁参照。

- (16) 樋口陽一「『革新的の法律学』と『個人主義的憲法觀』」法律時報六一卷三号八二頁以下、同「人権総論」への二〇の読み——個人・国家・社会——」法学会誌一二二三号一一頁以下、同「憲法学の責任?——ソヘイの判決の憲法論議に即して」法律時報六〇卷一一号一四三頁以下、同「自由をめぐる知的の状況——憲法学の側から」シヨリスト九七八号一四頁以下参考。
- (17) 樋口陽一「フランス革命と近代憲法——『フランス近代の典型性』をめぐる議論の今日的意義」法律時報六一卷八号二一頁以下、二七頁。
- (18) 長谷川正安「人権宣言と日本」によせて」法律時報六三卷四号六八頁。
- (19) 和田進「選挙・政党と自由」シヨリスト九七八号一三三一頁以下、一三三六頁。